

其れ以下の吏員は、通常一般の官吏と同一の任命法に依るもので、議院としては、何等關係がないのである。

兩院に於ける委員 各議院に於て、抽籤法によりて總ての議員を數部に分ち、部ごとに部長及び理事を互選する。これは毎議會の劈頭必ず行ふ慣例になつてゐるが、單に名譽的のものでは何等議事の實質には關係がないやうである。また各議院には、議案及び事件を審査せしむる爲め委員を置く、委員に全院委員、常任委員及び特別委員の三種がある。この中全院委員も、毎議會の劈頭に兩院ともに選舉されることになつてゐるが、それが全院委員長としての權能を發揮した例は、殆どないと言つて差支ない。常任委員は豫算委員、請願委員、決算委員及び懲罰委員で、貴族院ではこの外に資格審査委員が加はる。この常任委員の選に當る者は、議員中相當有力の者で、ことに豫算委員を以て最とする。毎議會に花々しき活動をするのは、主としてこの豫算委員である。特別委員は、議案ごとに臨時に設けらるゝ委員で、たとへば選舉法改正案委員、恩給法改正案委員などこれ、これまた相當有力のものである。およそ議案は一々全議員が審査するといふは殆ど不可能で、必ず特別委員を擧げてこ

れが審議を附託する。その委員會で決定したことを本會議に報告して賛否を決するのであるが、委員會で可決した案が本會議で否決されると云ふ例は殆んどない。常任委員會は更に數箇の分科に分ち、その分科の諸事を掌とる者を主査と云ふ。豫算第一分科主査、決算第二分科主査などこれである。懲罰委員會は懲罰事犯の起きた時だけ開かれるもので、謂はゞ臨時のものであるから、通常分科には分けぬ、随つて主査を置かぬ。

兩院議員たる特權義務 貴族院議員、ならびに衆議院議員には幾多の特權がある。各議員は議事に參與する權利があると同時に、召集に應じて會議に列席し、公平無私の態度を以て議事に參與し、票決に加はる義務がある。また、議員は何人にも顧慮する所なく、自由に自分の所信を披瀝する特權を有するもので、この爲めに、議員は院内で發言した事については、院外で責任を負ふことがないと憲法で保障されてゐる。獨り憲法に於いて保障されてゐるばかりでなく、積極的にこれを保護する爲めに刑法に於いて、議員に對しその公務上の言論行爲につき、公然誹毀侮辱し、または暴行を加へ、或ひは脅迫を以てその言論行爲を妨害し、又は辭職を強要し、又はその言論行爲を妨害する目的を以て、議員を脅迫し、又は恐喝

したる者は刑罰を加へらるゝ旨の規定がある。(刑法第九十五條)

この外に、議員は議會の會期中は、現行犯または内亂外患に關する罪を犯したる場合の外は、その院の許諾がない限り、逮捕せられない特權を有つてゐる。これは政府が爲めにする所から、罪もない反對黨の議員を逮捕して、反對黨の勢力を切崩さうとするやうな場合を豫防する爲めである。また議員はその任期中歳費を受くる權利を有つてゐる。歳費は皇族、公侯爵議員を除き、兩院議員とも一樣に年三千圓である。議長は各院とも各七千五百圓、副議長は四千五百圓である。但し官吏にして議員たる者は、歳費を受くることが出来ない。また議員は歳費を辭退することが出来る。尙ほ議員は召集に應ずる場合には、その選挙區から議會までの往復の旅費及び日當を與へられる。その上に以前は鐵道省から一等の無賃乗車券を貰つて、自由に無賃で鐵道を乗りまはすことが出来たのである。

議會の召集解散 帝國議會は天皇が召集せらるゝのである。議員等が自由に集まつて議事を開くことは出来ない。議會を召集するには勅命を以て場所及び期日を定め、少くも開會四日前に、これを公布しなくてはならぬ。議員が開會定日に集會し、議員の部屬を定め、部

長理事を互選し、全院委員長の選舉を終り、兩院ともその成立を告げ、之を政府に通告するや、更に勅命を以て日取を定め開院式を擧げさせられる。議會の會期は通常三箇月で、その日数は開院式の翌日から起算する。通常議會は例年十二月下旬に開會され、翌年三月下旬に閉會さるゝことになつてゐる。通常議會は毎年必ず一回は召集されるもので、臨時緊急の必要がある場合は、臨時議會を召集することが出来るのである。衆議院解散された時は、その議員は一齊に議員の資格を失ふもので、この時は必ず新たに總選舉を行ひて議員を選舉し、解散の日より五箇月以内に議會を召集しなくてはならぬ。これが特別議會であるが、その會期は天皇が定められるのである。衆議院が解散せられたる場合、貴族院は停會を命ぜられるのである。

停會及び閉會

議會の會期中、議事を停止することがある、これを停會と云ふ。停會は天皇が命ぜられるものである。停會の期間は、十五日以上に及ぶことが出来ぬ。また、議會自身の都合で、議事を休むことがある。これを休會と云ふ。休會と停會とは區別しなくてはならぬ。停會中の議事は一切無効である。

議會が所定の會期を過ぐれば、天皇は議會の閉會を命じ給ふ。閉會は議會の一切の作用を閉止するもので、閉會後は決して有効な議決をすることが出来ぬのである。議會閉會の場合、未了議案は總べて後の會期まで持越さるゝことなく、それで打切られて了ふのである。議院法第二十五條に「各議院は政府の要求に依り、又はその同意を得て、議會閉會の間委員をして議案の審議を繼續せしむることを得」る規定あり。所謂繼續委員會の規定これである。従來この規定は殆んど活用されたことはなかつたが、最近貴族院改革問題がやかましくなり、本問題を、貴族院の繼續委員に附託して審議せしめては如何かなどの説を聞くやうになつた。

議會の議事 議會の議事は、委員會と本會議とに分れる。委員會に關しては「兩議院に於ける職員、委員」の項で述べたからこゝでは略し、直ちに本會議に入るこゝとする。本會議の議事は、貴族院は通常午前十時、衆議院は午後一時から開かれる。よく新聞の議會記事に「……定刻、振鈴を相圖に各員入場著席するや、議長乃ち開會を宣し、諸般の報告後、直ちに質問に入る云々」の文句を見受けることがあるが、その定刻とは、即ち貴族院では、

午前十時、衆議院では午後一時を指すのである。この時刻までに議員は各々その議席に著く議長は出席議員の定足數（議事を開くに必要な數で、即ち總員の三分の一以上）に達したと認められた時、開會を宣し、議事を開始する。若しも議員の出足が遅く、相當の時間を隔て、二回計算しても尙ほ定足數に充ぬときは、議長は延會を宣告して、その日は議事を開くことが出来ないのである。議事は開始されたら、夜の十二時までは繼續しても差支ないが、この場合、定刻（貴族院は午後四時、衆議院は午後六時）に至るときは、議長は「時間延長」を宣告しなくてはならぬ。大抵は定刻に至れば、議長は延會を宣告して會議を閉づるのである。議長は本會議（通常一週三回）ごとに、會議の順序を定め、その順に従つて議事を進めて行かなければならぬ。これを議事日程と云ふ。尤も緊急の場合には、日程を変更して、他の議案を上議することが出来る。日程変更は議員から動議を以て議長に要求する、議長はその許すべきや否やを議院に問ひ、過半數の賛成者があつた場合、初めて日程を変更するのである。この際、變更するを可とするや否やに就て討論することは許されない。總て議場内では、議長の許可がなければ、發言することが出来ぬ。發言を許されたる者は

極めて簡單なる發言か、或ひは特に議長の許したる場合の外は、必ず演壇の上で發言しなければならぬのである。議事日程に上された議案に就て發言したい者は、豫めその氏名及び賛否の旨を書記官に通告する。書記官はこれに依て發言の順序を決める、これを通告順と云ふ。議員は質疑、應答、注意の喚起等の必要ある場合の外は、同一の議題に就て二回發言することは出来ないが、國務大臣及び政府委員は、何回でも發言することが出来るのである。

議事の方法 本會議の議事は、出席議員の過半数を以て議決する。もしも一議事に就いて、賛否同数であつた場合は、議長がこれを決定する。本會議及び委員會には、國務大臣及び政府委員は、何時でも出席し、又何時でも議長の許可を得て發言することが出来る。本會議は秘密會の外、公衆に傍聴を許すことになつてゐる。併し委員會はさうではない。

法律案は如何に處理さるゝか

法律制定の順序 一國の法律が制定さるゝ順序は、先づ第一に法律案が議會へ提出される。法律案は政府、議員ともに之を提出することが出来るのである。第二に、提出された法

律案に對し、議會が協賛する。第三に天皇がこれを裁可し、第四に一定の形式を踏んで之を公布するといふ段取を経て、法律は完全に成立するのである。

法律案の提出とは、法律の案文を定めて、之を議會の議に附することである。政府から提案する場合は、通常主務省で之を立案起草し、この法案を法制局に廻し、その審議を経て主務大臣よりこれを閣議に提出、決定した上、勅裁を仰いで、内閣總理大臣から議會に提出するのである。後に述ぶる豫算案は、必ず先づ衆議院へ提出され、随つて、豫算に關連してゐる法律案は、矢張り衆議院へ先きに提出されるが、さうでない議案は、貴衆兩院の何れへ先きに提出さるゝも自由である。

兩院議員から提出される法律案は、先づその院で二十名以上の賛成者を得て議案を提出し兩院で可決し、前に述べたと同様の手續を採つて法律となるのである。兩院中の一で否決された法律案は、その會期中、再び之を提案することは出来ぬ。所謂「一事不再議」とはこれを謂ふのである。

兩院協議會 さて法律案が、一院で可決された時は之を他の院へ廻し、そこで同様可決

さるれば、初めて確定案となるのである。若し、一院で可決し、他の院で修正した時は、また以前の院へ戻して修正箇所の同意を求めなくてはならぬ。以前の院で同意すれば、それでその法律案は確定するのであるが、若し同意せぬ時は、こゝに兩院協議會と云ふものが開かれて、交譲妥協し、その結果得たる成案を、更に各院へ送つて議決するのである。兩院協議會は兩院から同数の委員を出して協議する。協議の結果得たる成案に對しては、各院で更に修正することは許されぬのである。

一讀會二讀會三讀會　すべて議案は最も慎重に審議されなければならぬ。議事の順序に就いても一讀會から三讀會までの階段を経て、始めて議案の運命は決するのである。第一讀會で案を審議し、第二讀會で案を討論し、第三讀會で採決するのである。併し賛否議員の数が、豫め判つてゐる時は、第三讀會を省略する場合もある。よく議會記事に「……讀會省略、可決確定」などあるのはこれである。されど政府案は、政府の要求に依るにあらざれば、委員の審査を経ずして議決することは出来ないことになつてゐる。

政府または議員から、法律案が提出されると、その議案が印刷されて各議員の手許に配附

される。二日以上を隔て、初めて議會に上される。書記官が朗讀し終ると、各提案者が、所謂提案理由の説明をする。終つて政府案なれば、最少九名の委員に附託せられ、議員提出案なれば、大體について可否の討論を爲し、議長から第二讀會を開くべきや否やを諮り、若し開くべからずと院議が決すれば、その案はそれなり葬むられて了ふ。所謂即決否決である。若し委員附託の動議が出れば、直ちに特別委員に附託する。かくて特別委員會は、別室で開かれ、質問應答數日に亘ることもある。委員會で可否が決し、もしくは修正されるれば、それを本會議に報告する。

本會議の日程には「何々案第一讀會の續き」として上程される。この時、その案の委員長は登壇して、委員會に於ける審議の経過並びに結果を報告し、疑義あらば質問し、大體の審議が終れば、今度は第二讀會を開くべきや否やを決する。第二讀會は第一讀會を終りたる後二日以上を隔て、開くを正式とすれども、普通は議長が院議に諮つた上で、引續き第二讀會に入る。第二讀會では、案を逐條明讀して議決する。修正の動議もこの時に出す。要するに細目に亘つて討論するのである。討論が終結すれば、第三讀會に入る。第三讀會は、これも

二日以上を隔て、行ふを原則とするが、院議に依つて即日開くことも出来る。第三議會では字句を更正するの外、修正の動議を出すことが出来ぬ。終つて採決に入り、多数を以て可否を決するといふ段取になる。この第三議會は、場合に依つて省略することも出来るのは、前に述べた通りである。

公布までの手續 さてかやうにして、兩議院を通過した法律案は、議會から政府へ廻附され、總理大臣から陛下に上奏して御裁可を仰ぐ、この場合不裁可となつた例は會てない。次で官報で公布され、茲に始めて法律の効力は發生するのである。

右は議會開會中の、法律制定の手續であるが、議會閉會中、臨時緊急を要する場合、或る府は憲法第八條の規定に依つて法律に代るべき勅令を發布することが出来る。これには「公共の安全を保持する爲め」と「公共の災厄を避くる爲め」といふことが必要條件で、決して濫發してはならぬ。加ふるに、その勅令は、次の議會に提出して、議會の承諾を求めなくてはならぬ。所謂事後承諾案といふのがこれである。若し議會で承諾を與へなかつたら、その勅令は効力を失ふのである。

帝國議會の權能

協賛及び承諾

帝國議會は、國民の代表機關で、ひとり立法に參與するのみが議會の權能ではない。或ひは國民全體として意思を發表することがあり。また行政機關たる政府を監督して、その施政を誤らしめぬやうにするのも、また議會の權能の一つである。されど議會としての第一の使命は、法律案及び豫算案に對する協賛及び承諾であらねばならぬ。協賛とは法律的に言へば、議會が天皇の行爲に同意することである。ことに事前に同意の意思を發表するを云ふ。法律案及び豫算案は、議會の協賛を経なくては有効に成立することが出来ぬ。即ち法律の制定及び豫算の編成に伴ふ必要條件である。協賛は事前の同意で、事後の同意はこれを承諾と云ふ。承諾の有無は、既遂の國家行爲の有効無効には全く關係のないものである。承諾は政府の要求に依つて與ふるもので議會自ら進んで與ふべきものではない。承諾は事後に與ふるものであるから、その行爲が一回きりで済んで了ふものに對しては、別段の影響を與へないが、若しその行爲が將來永遠に亘るやうなものであつたら、承諾はその

行爲に完全なる効力を發生せしむるものであるが、若し不承諾を與へれば、その行爲はそれきりに打切つて了はなくてはならぬ。頗る大なる影響を與ふるものである。

上奏及び建議 これまた議會の權能の一つである。各議院が天皇に上奏するには、議長天皇に謁見を請ひ、文書即ち上奏書を捧呈する。上奏は或ひは儀式に關することあり、或ひは政治に關することあり。天皇は上奏に對して、別に答辯をされなくてはならぬといふ義務はない。されど上奏を拒まれると云ふことは出来ぬ。

また各議院は、立法、行政に關して政府に建議することが出来る。立法に關しては、その大體に就き建議して、政府の法律案提出を促すことがある。行政に關しては、議會は直接に關係することが出来ぬから、意見があれば、これを政府に建議するより外道がない、建議は將來に向つて、或る希望を開陳するもので、過去のことを詮議だてすることは出来ぬ。また同一事件に關する建議は、同會期中に二度これを繰返すことの出来ぬ定めになつてゐる。

請願及び懲罰 議會は國民から各種の請願を受理し、これに意見書を添へて政府へ送附することが出来る。毎議會の末期に山なす請願案は實にこれである。議會で審議の末、これ

を採擇して政府へ送附しても、これが實現されるのは、なか／＼容易の事ではない。

各議院はその議員に對し、懲罰する權利を有してゐる。懲罰事犯の起つたときは、議長はこれを委員に附して審査せしめ、議院の決議を経てこれを宣告する。その委員は所謂懲罰委員で、議會常任委員の一である。懲罰の種類は(一)公開せる議場に於ける譴責(二)謝辭を陳べしむること(三)登院停止(四)除名これである。除名をするには、出席議員三分の二以上の同意を得なくてはならぬ。

兩院議長の職權 貴族院並びに衆議院の各議長は、ともに重大なる職權を有してゐる。

即ち左の如し。

- (一) 議院の秩序を保持し、議事を整理すること。
- (二) 議事表決に際し、可否同數なるときは、決定權を行ふこと。
- (三) 院外に對し議院を代表すること。
- (四) 議院全般の事務を指揮すること議會閉會の場合でも同じ。
- (五) 議會開會中紀律保持の爲に院内警察權を行ひ警察官吏を指揮すること。

- (六) 議員に缺員を出したるとき補缺選舉を求むること。
- (七) 委員會に出席し發言すること、但し表決の數には加はることが出来ぬ。

兩院に於ける政治的團體

貴族院に於ける各團體 貴族院は本來、衆議院の奔放的動作を抑止矯正すべく設けられたものであるが、近年は貴族院も大分政黨化した風がある。貴族院の團體として現在するは研究会、茶話會、公正會、同成會、交友俱樂部の五團體の外に、無所屬及び純無所屬が若干名ある。右の中尤も大なるは研究会で、交友俱樂部、公正會、茶話會順次に次ぐ。公正會、茶話會及び同成會は、その事務所を幸俱樂部に置くを以て之を幸三派と稱し、これに無所屬を加へて幸無四派と稱することがある。

各團體の成り立 研究会は議會開設と同時に、即ち明治二十三年、子爵議員を中心とし、堀田正養、岡部長職、正親町實正子等が主となつて組織したもので、所謂是々非々主義を標榜し、餘り政黨的行動はしなかつたが、原内閣當時より政友會と結ぶに至り、清浦内閣成立

の當時は、同會が中心となつて所謂特權内閣を作り、大分世間の非難を買つた。茶話會は明治二十四年、第二議會解散後、古市公威、武井守正氏等の勅選議員が主となつて作つた勅選議員の社交俱樂部であるが、其の後次第に政黨的色彩を帯ぶるに至り、今では幸派中、一方の雄となつてゐる。

公正會は大正八年六月、幸俱樂部中の男爵議員等が、不偏不黨、至公至平を標榜して起した團體である。その幸俱樂部と云ふは、これより先、明治三十年の夏、松平正直、有地品之允氏等が、既成團體たる研究、茶話の何れにも屬せざる議員で、同氣相求むる者を糾合して作つた無所屬團と、茶話會とで形成した一種の社交俱樂部の名である。

同成會は、同じく大正八年、右の無所屬團と、谷干城、曾我祐準氏の組織した土曜會と合併して組織した團體である。

交友俱樂部は、明治四十三年、議員中政友色彩の者が中心となつて組織したもので、最近までは貴族院に於ける政友會の別働隊なるかの觀があつた。四十八議會當時に於ける貴族院各派の數は左の如し。

研究会百六十四、交友俱樂部四十六、公正會四十一、茶話會四十二、同成會二十三、無所屬二十六、外に純無所屬三十三。

衆議院に於ける各政黨 衆議院に於ける現在政黨は、憲政會、政友會、政友本黨、革新俱樂部、實業同志會、中正俱樂部等で、大正十三年五月十日に行はれたる總選舉の結果、憲政會第一多數黨となり、政友本黨、政友會、革新俱樂部、實業同志會順次にこれに亞ぐことゝなつた。その政綱の重なるものは、憲政會と革新俱樂部とが普選即行に於て一致し、政友會は普選に對しては寧ろ漸進主義を採り、政友本黨と實業同志會とは所謂穩健著實を標榜してゐる。その他、財政、税制の整理、綱紀肅正、外交刷新等は各派の概ね共通した政綱である。大正十三年一月、清浦内閣成立し、同一月三十一日第四十八帝國議會解散せらるゝや、政友會、憲政會、革新俱樂部は相結びて第二憲政擁護運動を起し、大に内閣反對の氣勢を擧げた。世にこれを護憲運動と呼び、右の三派を護憲三派と唱ふるに至つた。總選舉の結果は護憲派の大勝となり、茲に清浦内閣は没落するに至つた。

各政黨の成り立 明治廿三年、第一議會開かるゝや、立憲自由黨、立憲改進黨、大成會

及び國民自由黨の四黨が生れた。その後、年と共に各派に消長あり、立憲自由黨からは今日の政友會が生れ、立憲改進黨からは、最近解黨して革新俱樂部に参加した國民黨が生れた。その間、大正二年、第三次桂内閣の當時、憲政擁護運動が起り、桂公に依つて國民黨の大半を中心とする同志會が組織された、その後身が今日の憲政會である。最近政友會より分離したる一派が組織したるもの、即ち政友本黨である。

立憲自由黨は、遠く明治十四年、板垣退助、後藤象次郎氏等の組織したる、自由黨にその源を發してゐる。その後幾多の變遷を経、三十三年に至つて、故伊藤博文公を總裁として立憲政友會と改稱し、次いで西園寺公總裁を繼いだが、大正二年憲政擁護運動起るや、政爭緩和に力を致すべしとの勅諭に反せるを理由とし、違勅の罪を謝して總裁の任を辭した。爾來、黨首を缺くこと二年餘であつたが、三年五月原敬氏選ばれて總裁の任に就いた。大正七年、原氏大命を拜して、初めて純然たる政黨内閣を組織し、次いで十年十一月、東京驛頭に於て、原氏一狂漢の兇刃に倒るゝや、直ちに大命を拜したる高橋是清子を推して總裁となし、十一年六月、學校昇格問題に端を發したる閣僚間の不和により内閣の瓦解を見る迄所謂我黨

内閣を組織した。次いで加藤、山本兩内閣を経て十三年一月、清浦内閣出現するや、豫て生
じるたる内証はその絶頂に達し、山本、元田、中橋、床次四氏は同月十六日遂に連袂退會し
之と行動を共にする者百四十七名に至つた。茲に於て今まで絶對多數黨を誇りたる政友會
は百二十九名の第二黨となつた。脱會組は同月二十九日新黨を組織し、政友本黨と名けた。

憲政會及び革新俱樂部

憲政會は前に述べた桂公の組織したる同志會の後身である。桂
公の内閣を組織するや、政黨の多數派と握手して政治を運用し來つたが、彼の憲政擁護運動
に遭ふや、急遽政黨組織の必要を感じ、幕僚大浦兼武氏の牛耳を執れる中央俱樂部三十四名
及び國民黨より脱走せしめたる大石、河野、島田、箕浦、武富氏等以下四十四名及び其の他
の同志を加へて總數九十三名を糾合して、大正二年二月七日、立憲同志會を組織した。翌三
年桂公の歿後、加藤高明子推されて同黨の總理となり、大隈内閣瓦解後、中正會及び交友俱
樂部の一部と相合し、名稱を憲政會と改めた。大正九年の總選舉に、百十名に減じたが、十
三年の總選舉には、一舉百五十餘名を得て、第一多數黨となり今日に至る。

大正十一年九月解黨して革新俱樂部に投じたる國民黨の前身たる改進黨は、初期以來殆ど

變動なく、二十七年の臨時議會まで四十名前後の議員を抱擁した。二十九年革新黨その他を
合せて進歩黨を組織し、三十一年、一旦自由黨と合併して憲政黨を組織したが、まもなく還
元して憲政本黨と稱した。四十三年三月解黨し、又新會及び無所屬中の有志と合併して立憲
國民黨を組織した。この時黨員八十餘名であつたが、桂公同志會を組織するや、黨員の半
數以上をこれに奪はれ、勢力半減して大正十一年に至り、遂に解黨し、舉つて革新俱樂部に
参加したのである。

實業同志會は、大正十二年、實業家の巨頭武藤山治氏が、政弊一新を目標とし、實業家
間に同志を募り、大正十三年の總選舉に初めて名乗を舉げたのであるが、立憲日尙ほ淺く、
全國に僅か八名の當選を得るに過ぎなかつた。

中正俱樂部は十三年六月、無所屬の人々に依つて組織されたものである。

普通選舉とは如何なるものか

普通選舉の意義 普通選舉とは、制限選舉に對する言葉で、一般の國民に國會議員の選

舉權を有せしめることを云ふ。されど一切の制限を撤廢して、すべての人々に平等の選舉權を有せしめる制度と考へると、それは大なる誤りである。普通選舉と云つても、必ず多少の制限は伴ふ。最も徹底した普通選舉を行つてゐる國でも國民の過半数は選舉權を有せない。例へば英國の如き徹底した普選國でも、英本國の人口四千六百萬人に對して、有権者は千七百萬人に過ぎぬのである。

然らば普通選舉と制限選舉とは、何う違ふかと云ふに、制限選舉は、國家の目的を達する爲め、或る特殊の資格を具備した者に限り選舉權を與へ、普通選舉は、選舉權を無制限に平等に與へる、併しその間に、或る目的の爲に、或る種の人々を失格者とするに云ふにある。今日普通選舉を採用してゐる歐米の主なる國々でも、一般に左のやうな種類の制限が行はれてゐる。

(一) 法律上政治上の理由から除外されるもので、例へば或る種の犯罪に依つて刑罰を受けた者、破産の宣告を受けた者、禁治産者、精神病者等は最も普通に選舉權から除外されてゐる。

(二) 年齢の制限である。人が相當の年齢に達しなければ選舉權を行使し得ないの言ふまでもないが、その相當とは果して何歳以上であらうか。之を各國の例に見るも、或は十八歳、或は二十歳、二十一歳、二十五歳、三十歳等種々である。理論上から云へば、民法上の成年、即ち二十歳を以て正當とされてゐるが、そこには又實際的の種々の問題が伴つて、必ずしも之を以て律する譯には往かない。

(三) 住所の制限である。即ち一定の期間内、同一の選舉區内に定住してゐること、即ち浮浪人でないことを必要條件としてゐる。これは各國とも共通の一要件となつてゐるがその定住期間の長短がまた各國同一でない。普通は一年、半箇年、或は三箇月等と定められてゐる。

右の外、選舉人名簿の登録に、有権者自ら届出ると、官憲が職權を以て調査登録を爲すものとの別があり、等しく官憲が調査登録をする場合でも、その調査の精疎如何に依つて、有権者の數に大なる差異を來すものである。

以上の如く、名は等しく普通選舉と云つても、その内容を仔細に吟味すれば、各國様々であ

るが、大體右に列舉したやうな條件に止めて、一般に選舉權を有せしめるのが、普通選舉と云はれてゐる。我國では、一口に普通選舉と云へば、納稅資格の撤廢を意味するやうになつてゐる。

普通は何の爲めに必要か 普通選舉を必要とする理由如何。大體次に述べるやうな理由に因る。

(一) 國家は國民の團體であるから、全國民は等しく國家の一員として國家を維持する任務があると同時に、當然また國政に參與する權利を有するから。

(二) すべての人は、生れながら平等の地位を有する。随つてまた平等の權利を主張し得るから。

(三) 國會は全國民の代表者の議決機關であるから、その代表たる議員は、全國民平等に選舉されたものでなければならぬから。

(四) 國家機關は、最大多數の最大幸福の爲めに運用されねばならぬ。而して國民の最大多數は無産階級である。されば國家は彼等の幸福を目的としなければならぬ。それには

彼等自身が國政に參與するでなければ、その目的を達成することが出来ないから。

(五) デモクラシーの思想が普及して、所謂プロレタリアの覺醒となり、彼等が熱烈に普選を要望してゐるから。

以上がその主なる必要の理由であるが、更にこれを租稅負擔の側から見ると、現行選舉法の直接國稅三圓以上の中、單に三圓を納むる者は有權者であるが、二圓九十九錢を納むる者は有權者ではない。また、毎日十二錢の「朝日」一箇づ、喫ふ者は、一年十八圓餘の租稅を負擔し、毎日往復切符一枚を買つて仕事場に通ふ勞働者は、通行稅のみでも一年三圓以上を負擔してゐるが、而もこれ等は有權者ではない。即ち現在の納稅制限に合理性を求むることは全然不可能である。

婦人參政權問題 普選の意義を推しひろめて行けば、當然婦人にも參政權を與へなくてはならぬこととなる。されど、普通選舉の歴史には婦人參政の問題を初めから考慮の中に入れて置かなかつた。この問題は、極めて最近に政治上の問題として擡頭し來つたもので、普通選舉の運動とは別箇の發達をしたものである。

婦人參政權は、一八九三年、初めてニュージーランドで認められたのを嚆矢とする。爾後
歐米各國に及んだのであるが、今、婦人が參政權を得た主なる國々と、年代とを舉げて見る
と、濠洲聯邦が一九〇二年、那威一九一三年、丁抹一九一五年、利蘭及び露國一九一七
年、英國、加奈陀、瑞典、埃地利、獨逸、匈牙利、波蘭の諸國が一九一八年、佛國、西班牙
が一九一九年、米國が一九二〇年といふ具合である。我國では、國情の差異とか、家族制度
とかの爲に、歐米のやうにこの問題が發展しないだらうといふ意見が多數を占めてゐるやう
であるが、また必ずしもさうとばかりは云へぬ。普選解決後、今度當然擡頭するのは、この
問題であらう。

普選實施に伴ふ諸問題

普選實施にはまた種々の問題が伴ふ。その主なるものを舉げて
見よう。

(一) 選舉區制問題。選舉區制には、大選區、中選區、小選區の三種類がある。こ
の區制の如何に伴つて單記、連記及び比例代表の問題が起つて来る。大體に於て小選區
區ならば單記、中、大選區には連記及び比例代表といふことになるのであるが、我が

國では現行小選舉區制實行の前は、大選區單記の制度が實施されてゐた。これは外國
にも例の無いことで、相當の缺陷があつた。區制は概して言へば、小選舉區制は不可で
ある。中選區、若くは大選區制として比例代表法を採用するのが、最も良い方法の
やうに思はれる。

(二) 比例代表問題。比例代表法とは、大選區、及び中選區制に伴ふもので、小選舉
區制では問題とならぬ。この方法は少數代表、團體代表といふことが主眼である。即ち
少數黨派の意見にも、その實勢力に比例する程度に於て、相當の地位を有たしめようと
するのである。言を換へて云へば、選舉界の實勢力を議會に反映せしめようとするもの
で、即ち議會をして實社會の縮圖たらしめようとする思想に立脚するものである。

(三) 選舉取締問題。普通選舉の實施に依つて、選舉が人格及び言論の問題となれば、買
収その他の不正行爲は大に餘地を狭められ、従つて選舉干渉も大に威力を減ずること
なる。普選の實施に伴ひ、選舉取締法も根本から改める必要がある。それには英國の現
行取締法などは、大に參考とすべきものである。例へば取締法を、單なる罰則とせず、

違反者豫防を主眼として、有権者の爲めに手續、方法、心得等を親切に規定して居る點
選舉運動を公開せしめ、ことに選舉費用の最高額を法定し、決算報告を厳重にする等、
すべての暗黒面を一掃するに力めてゐる點、不正行爲、違法行爲たる性質の一切の行爲
は、假借なく嚴重に處罰する點、人格を尊重し、無知或は錯誤より起つた違反行爲を宥
免する點、選舉運動者の數を制限し、連座主義を探り、共同責任觀念を要求せる點、
善意の一般人に對して寛大に、官吏、その他選舉に關聯する事務を取扱ふ吏員、候補者
運動員等の處罰を嚴重にしたる點等、これである。

普選は社會の安全癡 普通選舉の問題は必然的に社會問題、就中勞働問題と關聯する。
我國現代の勞働問題は、階級意識に目覺めたる勞働者が、その團結的勢力に依つて、資本主
義の壓制から解放されようとする運動である。日本に於て勞働運動が大掛りとなつたのは、
歐洲大戰以來である。大正八、九年の頃、即ち第四十二議會當時、無産階級の普通運動は眞
に白熱的となつた。爾後大正十年、十一年、十二年と普通選舉は、單に議會内の小競合に終
始し、この間經濟界の不況は續き、直接行動の結果は、官憲の壓迫に口實を與へ、資本家の

勞働組合撲滅に機會を與へ、かくして組合は全く手も足も出ない悲況に陥り、局面は必然に
一轉せざるを得なくなつた。展開の途は、政治行動へと云ふに一致した。この時に普通選舉
は、無産者の前に、具體的問題として姿を現したのである。勞働者階級が異常の緊張を以
てこれを迎ふるのは當然である。即ち勞働問題、廣く言へば社會問題の解決は、一に普選に
依らねばならぬ。社會の識者の齊しく深く留意すべき問題である。

普選法の沿革 山本内閣の當時、即ち大正十二年十月、普選問題を審議すべく法制審議
會主委委員會を開き、前後數回に亘つて審議決定したものが次の案である。もとより完全な
る普通選舉の規定とは云ふことが出来ぬけれども、兎も角我國に於て初めて具體化した案で
ある。

第一 選舉權及被選舉權

一、左の要件を具備する者は選舉權を有す

(イ) 帝國臣民たる男子にして年齢滿二十五年以上の者

- (ロ) 選舉人名簿調製の期日迄引續き滿六箇月以上同一選舉區内に住所を有する者(以上現行法通り)
- (ハ) 納稅資格撤廢(同第八條第三號の選舉人名簿調製の期日迄引續き一年以上直接國稅三圓以上を納むる者とあるを削除)
備考(ハ) 號に關し、義務教育終了、獨立の生計又は世帯主を條件とすべしとの提案ありたるも悉く否決
- 一、帝國臣民たる男子(女子は否決)にして年齢三十年以上の者は被選舉權を有す(現行法通り)
- 一、現行法第十一條選舉權及び被選舉權を有せざる者の中に左の一項を加ふ(浮浪乞食、公の救助を受くる者)
- 一、華族の戸主は選舉權及び被選舉權を有せず(現行法通り)
- 一、官立、公私立學校の學生生徒は選舉權及び被選舉權を有す(同法第十二條第二項に之を有せずとあるを削除)

- 一、神官、神職、僧侶其の他諸宗教師、小學校教員は被選舉權を有す(同法第十三條に之を有せずとあるを削除)
 - 一、政府に對し請負を爲す者及び其の支配人、又は主として同一の行爲を爲す法人の無限責任社員、役員及び支配人は被選舉權を有す(同法第十三條第二項に之を有せずとあるを削除)
 - 一、選舉事務に關係ある官吏、吏員は其の關係郡市内に於て、被選舉權を有せず、其の之を罷めたる後一箇月(同第十四條に三箇月とあるを改正)を經過せざる者亦同じ
 - 一、在職の宮内官、判事檢事、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計檢査官、收稅官吏及び警察官吏は被選舉權を有せず(現行法の規定に「在職の」を加ふ)
 - 一、前條の外の官吏は、其の職務に妨げなき者は議員と相兼ねることを得(現行法通り)
- ## 第二 選舉に關する區制
- 一、選舉區に關しては決定を爲さず、但し「政府は成るべく速に比例代表制を採用せん事

を望む」との希望決議を可決

備考 本項に關し否決されたる提案左の通り

- (イ) 比例代表制の一般的採用
 - (ロ) 六大都市に限り比例代表制採用
 - (ハ) 一府縣一選舉區の大選舉區制を採り、市部島嶼のみを現行法通りとすべしとの案
 - (ニ) 三大都市に限り大選舉區制採用
 - (ホ) 一區三名又は四名の中選舉區制採用
 - (ヘ) 現行法通り小選舉區制採用
- 一、投票區は郡市の區域に依る（現行法衆議院議員選舉法第二條に市町村とあるを改正）

第三 選舉投票に關する規定

現行法規定の外に概ね左の規定を設くべし

- 一、議員候補者は凡て豫め届出を爲すを要す

- 一、議員候補者をして相當の保證金を供託せしむべし
- 一、前條の保證金は當該候補者の得點が規定數に達せざる時は沒收す
- 一、議員候補者は選舉の爲め戸別訪問を爲すを得ず、運動員も亦同じ
- 一、投票立會人、投票函護送人、開票立會人及び選舉立會人は各議員候補者より推薦せしむる事
- 一、議員候補者にして他に競争者なき場合は投票を用ひずして當選者とする事
- 一、選舉事務所の所在、數箇所ある時は、夫々届出でしむる事
- 一、前條の事務所數には適當の制限を加ふる事
- 一、運動員の氏名員數の届出を爲さしむる事
- 一、運動員の資格に制限を附する事
- 一、天災その他避くべからざる事故に依り完全に選舉を行ふことを得ざる場合に於ける規定を設くる事
- 一、船員其の他不在者投票に關する規定を設くる事

第四 選舉訴訟及び當選訴訟

- 一、選舉訴訟及び當選訴訟は、大審院限りの一審制を採る事（同第八十及び第八十二條に控訴院、大審院、の二審制とあるを改正）

第五 罰則

現行法の刑罰規定は之を存續し、取締りの効果を全くする爲め、罰則中左の各項に付き相當の改正増補を加ふべし

- 一、本臨時法制審議會の議決したる取締事項に就いては適當なる罰則を設くる事
- 一、現行法第八十八條に相當改正を加へ選舉干渉事犯を嚴重に取締る事
- 一、官吏又は吏員が選舉人の投票し又は投票せんとする被選舉人の氏名の表示を求めたる行爲を處罰すべき規定を設くる事
- 一、選舉權被選舉權の停止を獨立の刑罰とする事
- 一、選舉關係の貼札、招牌、提示者に關する相當の規定を設くる事

- 一、政見發表演說會に於て、故意に喧騒の舉動を爲し、演說の妨害を爲したる者の取締に關する規定を設くる事
- 一、報酬を受けて候補を辭退する行爲を嚴罰すべき規定
- 一、當選を妨ぐる目的を以て名譽毀損の行爲ある場合之を處罰する事
- 一、銀行會社等が自己の利益の爲め、若くは候補者運動者に財政上の助力を爲したる者を處罰する事

第六 時効

- 一、時効は三年とする事
- 次で清浦内閣も普選實施を聲明したことがあつたがこれが實施を見るに至らずして倒れ、これに代つた加藤内閣は、組閣後直ちにその調査に着手し、成案を得て十四年二月廿日樞密院の諮詢を経、即日衆議院に提案、三月廿八日兩院協議會の協定を得て、翌廿九日兩院を通過し越えて五月五日端午の佳節に公布されたもの即ち所謂普通選舉法である。（附錄法文參照）

第六

國政は如何に運用さるるか

政治講話篇 (三)
(官廳及び官吏の話)

政府及び國務大臣とは何か

國務大臣と各省大臣 議會で法律をつくり、そのつくつた法律に依つて、政府がこれを行し、別に裁判所があつて、司法の事務をつかさどる、これ所謂二權分立の制度で、我が國もこれを採用してゐるのである。

行政はすなはち一國の政治を行ふことで、その大もとは無論天皇が、これを總攬したまふのである。されど多岐複雑の政務を、天皇御みづから執り行はせ給ふことは出来ぬので、極めて重要な、大もとの事務だけが天皇が親裁せられ、あとの大部分は、それらの機關を設けて、これに擔當させられる。政府は即ちその機關の一つである。他の行政事務の一部は地方自治團體、即ち道、府、縣、市、町、村に委ね、また他の一部は會計検査院及び參謀本部

その他特立の機關に委ねられてゐる。

國家の重要な行政事務は、幾つかの機關を設けて、これを委任せらるゝ、その長官を大臣と呼び、これ等大臣の一團を政府と呼ぶ。そしてその各機關の事務は、その長官たる大臣が專行し得るものと、天皇の親裁を仰がなくてはならぬものとある。これに依つて各省大臣と國務大臣との區別が生ずる。

獻替輔弼の責

現行官制に依れば、行政各部はこれを省と呼び、各省大臣は最高の行政

官廳として天皇より委任せられたる事務を專行すると同時に、親裁を要する事項に就いては、天皇の大權を輔弼する責任を有つてゐるのである。凡そ立憲國の通制として、國務大臣は天皇の國家行爲に參與し、獻替輔弼しなくてはならぬ。輔弼とは贊襄、矯正の義である。國務大臣の輔弼行爲の外形となつて現はれるのが副署である。我國の官制では、行政長官たる各省大臣はいづれも國務大臣になつてゐるが、右に述べた理由に依つて、各省大臣でない國務大臣、所謂無任所大臣をも設けることが出来るのである。尙ほ各省大臣と、國務大臣との區別を解りやすく云へば、加藤内閣に於ける若槻内相は、

閣員として内閣會議に列するときは、即ち國務大臣で、内務省の長官として大臣室で事務を執つてゐる時は、各省大臣なのである。

總理大臣の任務 内閣總理大臣は、一面には各省大臣の首腦として行政各部の統一を圖るの任務を有すると共に、一面には各省大臣と等しく一定の事務を擔當してゐる。總理大臣の擔任する事務と云ふのは、各省のいづれにも屬せないもので、現行官制に於ては

- (一) 詔書及び法令の公布。
 - (二) 憲法、法律、勅令の原本の保持。
 - (三) 法律命令案の審査。
 - (四) 官報の編輯、印刷及び公刊。
 - (五) 恩給權の審査、勳章に關する事務。
 - (六) 國家試験。(文官高等試験)
- 等で、これ等に關する閣令は、各省で出す省令と同一の性質を有するものである。隨つて總理大臣だからとて、各省大臣に命令を發し、又は各省大臣の處分、命令が、内閣としての方

針に違ふ場合でも、これを中止させることは出来るが、取消すことは出来ない。

しかし總理大臣は、各省大臣を天皇に奏薦するのであるから、おのづから各省大臣の首班にあり、且つ左の三點に於て法律上にも、各省大臣に優つたものとされてゐる。

(一) 總理大臣は内閣會議に於て議長となる、又閣議を召集する。

(二) 閣議の結果を奏上して御裁可を仰ぐ、各省大臣が閣議を経ずに直ちに上奏する場合でも、必ず總理大臣を経由しなくてはならぬ。

(三) 總理大臣は、法律命令、條約、その他すべて國務上の詔勅に副署するが、他の國務大臣はたゞ各自の主任事務に就て副署するのみである。

すべて國務大臣は親任式を以て任用せらる、任用せらるべき人の選擇は、一に天皇の大權に屬するのであるが、公議輿論の影響を受くるは政治上の原則で、これが奏薦の任に當るものは、最も慎重に民意、輿論のある所を察しなくてはならぬのである。

國務大臣に任用せらるべき者に就いては、別段の制限がない、たゞ剝奪公權者及び外國の歸化人が、なれないのみである。

内閣及び内閣會議 國家の政務は右に述べたやうに各部に分たれて、各省大臣が長官として、それ／＼その任務を分擔してゐるのであるが、各省の間に何等か連絡、統一を圖るものがなくてはならぬ、こゝに於て内閣と云ふ制度が設けられたのである。即ち各省大臣はその主管事務に就ても、重要なことは、大臣全體の會議相談に依つて決することになつてゐる。各大臣の會議の機關を内閣と云ひ、その會議を内閣會議、略して閣議と呼ぶ。閣議は通常一週二回開く、これを定例閣議と云ひ、この外必要に應じ臨時に開かれるものを臨時閣議と云ふ。閣議の決定議は、これを決定事項として發表される。「廟議既に決す」などいふ廟議も、畢竟この閣議を云ふに外ならぬ。閣議では總理大臣が議長となり、採決は多數決に依らず、全員の賛成を必要とするのである。

内閣會議では、國務に關する如何なる相談でも出来るのであるが、内閣官制に於て、閣議を経るを要すと、定めてあることは、凡そ左の事項である。即ち

- (一) 法律案及び豫算、決算案。
- (二) 外國條約及び重要な國際條件。

- (三) 官制又は規則及び法律施行に係る勅令。
 - (四) 各省間の主管權限の爭議。
 - (五) 天皇より下附せられ、又は帝國議會より送致する人民の請願。
 - (六) 豫算外の支出。
 - (七) 勅任官及び地方長官の任命及び進退。
- 其の他各省各主任の事務に就き、高等行政に關係し、事體稍や重きものは、すべて閣議を経べし。

所謂帷幄上奏 右に對する例外が一つある、所謂帷幄上奏これである。先年四十六議會でも、大問題となつた事があるが、これは陸海軍の機密に關する事柄は、内閣の決裁を経ず總理大臣を経由せず、陸海軍大臣が、直接天皇に奏上して裁可を仰ぐことが出来ることを云ふのである。これは畢竟、軍事上の機密の漏洩を防ぐ爲めと、軍事に關しては特に重きを置くといふ舊思想から來たもので、爲めに總理大臣が、内閣統制の任を果たすことが出来ぬ場合を生ぜぬとも限らぬ、これは何とか改める必要があるであらう。

各省と其の所管事務 各部の行政事務は先づ之を内閣及び十省に分つ。外務、内務、大藏、陸軍、海軍、文部、司法、農商務、逓信、鐵道これである。各省所管事務の主要を擧ぐれば、大體左の如くである。

(一) 内閣は各省に屬せぬ國務を取扱ひ、恩給局、印刷局、法制局、賞勳局、拓殖事務局及び統計局がこれに屬してゐる。

(二) 外務省は外務行政、即ち外交事務を取扱ひ、省内に亞細亞、歐米、條約、通商の四局及び情報部、臨時平和事務局、對支文化事務局等がある。

(三) 内務省は、内閣及び他の各省の何れにも屬せぬ一般内政を取扱ひ、省に神社、警保、土木、衛生、地方の五局の外、都市計畫局、社會局、復興局等があつて、最も重要な國務を執る所である。

(四) 大藏省は、財務行政即ち國家の財政を掌り、及び自治團體の財政を監督する、主計、主税、理財、銀行の四局の外、造幣局、專賣局、稅務監督局、國有財産整理局、臨時議院建築局等がこれに屬する。

(五) 陸軍省は、陸に關する軍務行政を掌り、人事、軍務、兵器、經理、醫務、法務の六局。

(六) 海軍省は海に關する同上、局を分つて軍務、人事、軍需、機關、醫務、經理、法務教育、建築の七とする。

(七) 司法省は、主として裁判所の監督をなす、民事、刑事、行刑、人事の四局を置く。

(八) 文部省は、一國文教の首脳部で、局を専門學務、普通學務、實業學務、宗教、圖書の五つに分つ。

(九) 農商務省は、主として産業の發達、保護を任とし、省に農務、工務、商務、山林、鑛山、水産、食糧、畜産の八局及び特許局を置く。

(十) 逓信省は、郵便、電信、電話等の通信及び、航海、航空等の交通に關する國務を取扱ひ、通信、電氣、管船、經理、航空の五局及び貯金局、簡易保險局、臨時電信電話建設局等をもその所屬とする。

(十一) 鐵道省は、陸上交通、就中鐵道に關する諸般の事務を管理し、監督、運輸、建設

設、工務、工作、經理、電氣の各局を置く。

各省の特別機關 以上述べた各省には、更にいろいろの特別機關が配屬してゐる。大別すれば、おほよそ左の三種類となる。

(一) 特別機關それ自身が一つの行政管 廳を成してゐるものである。即ち、内閣の拓殖事務局、法制局、賞勳局。内務省の社會局、復興局、大藏省の專賣局、税關及び稅務監督局。農商務省の特許局、大小林区署、鑛務署。逓信省の貯金局、簡易保險局、逓信局等はそれである。

(二) 大臣の諮問機關たる各種の委員會等で、總理大臣の監督下にある文政審議會、帝國經濟會議。文部大臣の下に臨時國語調査會。鐵道大臣の下に鐵道會議等はそれである。

(三) 學術研究、製造工業等に關する種々の設備、即ち所謂營造物である。内務省の衛生試験所。文部省の傳染病研究所。帝國學士院、農商務省の製鐵所等がそれである。

政府以外の各種機關

樞密院の組織權限 樞密院は、天皇の立法及び行政上の最高顧問府である。樞密顧問官二十四名、及び正副議長各一人より成り。顧問官は親任の終身官である。その權能は、天皇の御諮詢を俟つて、初めて會議を開き、その御諮詢の事柄に就き内閣及び各省大臣と交渉するの外、絶対に施政には關係することが出來ぬ。随つて政治上何等の責任を有せぬ。諮詢せらるべき事項は

(一) 皇室典範に於て其の權限に屬せしめたる事項、即ち皇位繼承の順位及び攝政の順位を變更すること、攝政を置くべき場合の決定、皇族を臣籍に列せしめる場合、皇室典範の改正の場合等。

(二) 憲法の條項又は憲法に附屬する法律、勅令に關する草案及び疑義、即ち普選案等は當然樞密院に諮詢さるべきものである。

(三) 憲法第十四條戒嚴の宣告、同第八條及び第七十條の勅令、及び其の他罰則の規定ある勅令、即ち震災に伴ふ火災保險會社に捐援助金を交附する勅令案はこの意味で樞密院に諮詢せられたものであつたが、清浦内閣みづから之を撤回して、責任支出に依つて會

社に援助金を交附したのである。

(四) 列國交渉の條約及び約束、これは議會の協賛を要せず、樞密院に御諮詢された上で御裁可となるのであるが、外國との條約は、國民の利害に多大の關係を有するから、議會の協賛を経ることが必要であらう。

(五) 樞密院の官制及び事務規定の改正に關する事項。

(六) 前諸項に掲ぐるもの外、臨時に諮詢せられたる事項。

樞密院の議事 樞密院に御諮詢案が御下附になると、重大の案件なれば先づ精査委員を

設けてこれを審議し、政府よりも國務大臣その他列席して質問に應じ、説明を爲す。精査委員會で決定すればこれを樞密院の本會議に報告し、質疑應答及び討論あつて可否を決する、採決は矢張り多數決に依るのである。本會議には、天皇もしくは攝政が親臨せらる。表決には國務大臣も加はることが出来る。されど國務大臣のみが過半数出席した場合には、内閣の意思通りに決定し、樞密院本來の使命が没却されることとなるから、かゝる虞れのないやうに、樞密院は必ず國務大臣の數以上、即ち十一人以上の顧問官が列席しなければ、會議を

開くことが出来ぬ定めになつてゐる。

宮内省及び宮内大臣 國家の政務一切は、總理大臣及び各國務大臣が天皇を輔弼して行ふものであるが、別に皇室の事務一切を掌理する爲めに、政府以外に宮内省が設けられてゐる。この宮内省に出仕するものを總て宮内官と云ひ、長官を宮内大臣と云ふ。宮内大臣は皇室一切の事務に就て、天皇を輔弼し、その責に任ずるものであるが、外にその主なる仕事としては華族及び朝鮮貴族の監督がある。更に宮内大臣はその主管事務に就て警視總監及び地方官に命令を發することが出来る。宮内省の組織は左の如し。

大臣官房、侍從職、式部職、宗秩寮、内藏寮、圖書寮、侍醫寮、諸陵寮、主殿寮、内匠寮、主獵寮、調度寮、主馬寮。

右の外、帝室所有の土地、林野を管理經營する爲めに帝室林野局といふものがあつて、矢張り宮内大臣の監督に屬してゐる。その他帝室博物館、學習院、御料牧場等も、また宮内大臣の管理に屬するものである。

宮内大臣の諮詢に應ずる爲めに宮中顧問官が置かれてある。

内大臣の職務 内大臣は天皇に對してのみ責任を負ふもので、所謂「常侍輔弼」の任務を帯ぶる非政治的官職である。内大臣の事務を取扱ふ所を内大臣府と云ふ、内大臣秘書官、御用掛等内大臣を補佐する職員が数人ある。内大臣府には御璽、國璽を保管し、及び勅書、詔書その他内廷の文書に關する事務を掌る。

行政裁判所 人民が政府の處分を不當と認むる場合、その行政官廳に書面で訴ふる訴願の外に、更に官廳なり大臣なりを相手取り、この行政裁判所に訴訟を提起することが出来る。行政裁判所は、全國中東京に唯一つあるのみで、第一審が即ち終審である。

行政裁判所に提起することの出来る訴訟の種類は左の如し。

- (一) 關稅を除く外、租稅及び手数料賦課に關する事件。
- (二) 租稅滯納處分に關する事件。
- (三) 營業免除の拒否及び取消に關する事件。
- (四) 水利及び土木に關する事件。
- (五) 土地の官民有區分に關する事件。

訴訟し得る範圍は右の如く限定されてゐるから、民事訴訟の如く、苟くも權利の争ひのあつた場合、常にこれを提起し得るのとは譯が違ふ。

行政裁判所は長官一人、評定官専任十一人及び書記を以て構成する。同裁判所は司法裁判所より全然獨立し、また、内閣及び各省大臣からも獨立し、政府はこれに指揮命令することは出来ぬやうになつてゐる。

會計検査院 政府の會計を監督せしめる爲めに設けられたもので、政府の掣肘を受けざらしめん爲めに、行政裁判所同様、内閣及び各省から獨立した地位に置かれ、會計検査院長は、直ちに天皇に上奏することが出来るのである。會計検査院は、行政裁判所同様合議制で院長の下に部長三人、會計検査官八名を置く。検査官は、上司の命令に服するを要せず、司法官と同様終身官の地位を與へらる。その検査事項は

- (一) 決算金額と各出納官吏の提出した計算書の金額と符合するや否や。
- (二) 歳入歳出並びに官有物の管理及び處分方法が法律命令に違反する無きや否や。
- (三) 歳入歳出が豫算に適合するや否や、歳出が豫算に超過し、又は豫算外なる時は議會

の承認を求めたるや否や。
會計検査院は右の總ての點に就て審査したる後、検査報告書を作り、その検査の成績を上
奏すると同時に、右報告書を決算と共に議會に提出するのである。是ほ外に官有物の決算及
び政府より補助を受くる會社の決算等に關しても検査を行ふのである。

法律及びひ命令の作用

法律の公布 議會が協賛し、天皇の御裁可を経たる法律は、上諭即ち前書の詞を附して
公布する。その上諭には、帝國議會の協賛を経たる旨を記し、親署の後、御璽を鈐し、内閣
總理大臣年月日を記入して之に副署し、又は他の國務大臣、若くは主務の國務大臣と共に之
に副署する。樞密顧問の指順を経たる法律の上諭には、その旨を記す。天皇が法律を御裁可
になれば、之れが公布を命じ給ふ。公布を掌る官廳は、直ちに公布の手續を執らなくて
はならぬ。法令公布の方法は、明治十六年以來官報を發行し、これに掲載するを以て公布の
公式とする。官報に掲載された日時より、法律は國民一般に對して拘束力を生ずるのであ

る。されど一般には、官報掲載後滿二十日間の猶豫期間を置くことになつてゐる。この猶豫
期間は、國民をして或る法律の公布された事實と、その内容とを知らしめる爲めに設けられ
たものであるが、その期間經過後は、その法律の内容を知る知らぬに拘らず、拘束力を生ず
るのである。故に或る地方に、天災その他の爲め、官報の到達せぬことがあつても、それを
以て法律の拘束を拒否することは出来ぬのである。

緊急勅令とは何ぞ 議會閉會の場合、法律に代るべき命令を、天皇が直接に發し給ふの

を緊急勅令と云ふ。緊急勅令を發するには左の要件を具備せなくてはならぬ。

(一) 帝國議會閉會の場合、帝國議會召集中は、如何なる場合と雖も緊急勅令を發するこ
とは出来ぬ。されど召集中でない限りは、たとひ議會を召集するに別段の故障の無い時
でも、直ちにこの命令を發することが出来る。

(二) 公共の安寧を保持し、又はその災厄を避くる爲めに必要なこと。この二つのことが
必要條件で、單に臣民の幸福及び利益を増進するといふ理由のみで、緊急勅令を發する
ことは出来ぬのである。

(三) 緊急の必要あること。當時この處置をしなければ、安全を保持し、災厄を除去することの出來ぬといふ程急迫の場合でなくてはならぬ。
緊急勅令を發したる時は、次の帝國議會に之を提出して兩院の承諾を求めなくてはならぬ。議會が承諾しなかつたら、その勅令は將來に向つて効力を失ふのである。
緊急勅令は一たび之を發したる以上は、たとひ次の會期以前に之を廢止した時でも、なほ之を議會に提出しなくてはならぬ。

勅令閉令及び省令 法律を制定するには、すべて議會の協賛を得なくてはならぬ故、その手續きが面倒なる上に、その議會がまた一年中あるものでないから、時と所とに依り迅速の處置を爲すべき場合、一々法律を以て之を規定することが出來ぬから、さういふ場合は命令といふ形式に依つて法律に代らしむるのである。これを委任命令と云ふ。この委任命令は、勅令の形となることあり、閣令、省令の形となることあり、また地方令の形となることある。

委任命令は、或ひは一般的なることあり、或は或る事項の規定のみを

委任して、その規定の廢止は委任せざることあり。或ひは法規の規定のみを委任して罰則の規定は法律に留保することありて、その内容はもとより一定して居らぬ。

官吏とは如何なる者ぞ

官吏の任命 官吏と云ふは、任命の手續に依つて、國家の政務を執行する者である。國家事務、即ち國政の執行は、原則として君主に總攬されるものであるが、前にも述べた通り君主御一身で、多種多様の國務を執らせらるゝことは勿論出來ない。それで種々の機關、即ち官廳を設け、公法上の手續に依つて官吏を任命し、これをしてそれ々の國務を執らせられるのである。任命といふのは、臣民をして國務負擔の義務を負はしむる國家の行爲である。任命を行ふには當人の承諾を必要とする、承諾せぬ者を官吏に任命すると云ふことは出來ない、これが兵役と區別せらるゝ所である。兵役の義務は、當人の承諾不承諾を問はないが、官吏はさうでない。官吏を任命するには、君主親ら行はせらるゝものあり、或ひは官廳に委任して之を行はせらるゝものあり。現行法に依れば、親任官の任命は天皇親しくこれ

を行ひ、親任官以外の勅任官は内閣總理大臣これを奉行し、奏任官は、天皇の御裁可を経て行政官廳これを行ひ、判任官は専ら行政官廳これを行ふ。任命の形式は文書の交附である。

官吏たる資格 官吏たる資格としては、先づ次のやうな條件が必要である。

(一) 男子たること。女子も同じく帝國の臣民であるから、官吏になれないといふ理屈はないが、現行制度に依れば、女子は原則として官吏たる資格がない者とされてゐる。但し、女學校の教員、郵便局の事務員等の如く判任官たる例外もある。

(二) 成年以上の者たること。未成年者は民法上の所謂無能力者で、自己の私權さへ完全に享有することが出来ぬのであるから、無論國務の負擔などは出来ない。

(三) 懲戒免官後二年を経過したるものたるを要する。

右は一般官吏に通ずる任用の資格であるが、更に一定の智能を要する官吏の任命資格に就て述べれば、武官を別として、試験を要するものと、要せざるものとの二種に分つことが出来る。即ち

(一) 試験を要するもの。試験に普通試験と高等試験との別がある。高等試験を更に豫備試験及び本試験に分ち、豫備試験に合格した者でなくては、試験を受けることが出来ぬ。普通試験に合格した者は普通文官に、高等試験に合格したものは、高等文官に任命せられる。高等試験はまた行政科、外交科等に分れてゐる。

(二) 試験を要せぬもの。高等官にありては親任式を以て叙任する官、即ち總理大臣、各國務大臣、樞密顧問官等は、その任命に何等の試験を要せぬ。その他教官、技術官、特別の學術技藝を要する行政官、滿二年以上檢事、または他の高等文官たりし者、普通文官にありては、中學校、または文部大臣から同等以上と認められた學校を卒業した者、高等試験豫備試験を受くることの出来る者、専門學校令に依り、法律學、政治學、行政學、又は經濟學を教授する學校に於て三年の課程を履修し、その學校を卒業したる者、二年以上文官の職にありたる者、四年以上雇員たりし者は、試験を要せず判任文官に任命されることが出来る。

官吏の種階階級 任命の形式に依つて分ければ高等官と判任官となる。即ち

(一) 高等官。分ちて勅任官及び奏任官とし、更に勅任官の中、親任式を以て任命せらるる官吏を特別に親任官と云ふ。最高階級の官吏である。現制に依れば親任官は、次の官職に限られてゐる。即ち、内閣総理大臣(年俸一萬二千圓) 各省大臣(八千圓) 樞密院議長(七千五百圓) 同議長(七千圓) 同顧問官(六千五百圓) 内大臣(八千圓) 宮内大臣(同上) 侍從長(七千圓) 式部官(同上) 宗秩寮總裁(同上) は場合によつて勅任官たることがある。特命全權大使(七千五百圓) 臨時特命全權大使(同上) 大審院長(七千五百圓) 検事總長(同上) 朝鮮總督(八千圓) 同政務總監(七千圓) 臺灣總督(七千五百圓) 關東廳長官(同上) 會計検査院長(七千五百圓) 行政裁判所長官(同上)

この外に武官として親任官たるは、元帥及び陸海軍大將である。更に左の軍職に就く者は、天皇より親しく補任せらるるもので、これを親補職と云ふ。

參議總長、海軍々令部長、教育總監、軍事參議官、朝鮮、臺灣、關東、各軍司令官、侍從武官長、各師團長、戦時又は事變に際し、一師團以上の軍團を指揮する司令官、鎮守

府令長官 艦隊司令長官

勅任官は、奏任官たる資格を有し、一年以上勅任官の職にありたる者、又は奏任官として二年以上高等官三等の職にあつた者から任用され、更に奏任官たる資格を有せずとも任用令に規定されたる一定の條件を具備する者は、高等試験委員の銓衡を経て勅任文官に任用されることが出来る。

奏任官は、高等試験に合格した者から任命されるのを原則とするが、尙ほ判任官で引き続き五年以上一級俸を受けて在職し、成績優秀な者は、特に奏任官待遇となることが出来る。

(二) 判任官。普通試験に依りて、任命せらるるものと、無試験(前項官吏たる資格参照)で任命せらるるものとあり、分つて四等とす。その任命は主として本屬長官これを行ふ。普通文官といふは即ち判任官を指すのである。

官吏の等級俸給 官吏は右に述べたやうに、親任官以下、勅任官、奏任官、判任官まであり、判任官を除く前三者を高等文官といひ、高等文官は親任官を除きて九等の官等に分たれ

その一等及び二等を勅任官、他を奏任官といふ。
官吏の俸給は月俸四十圓より、最高年俸一萬二千圓（月額千圓）までである。即ち判任官の俸給は、十一級に區分せられ、月額四十圓から、百六十圓に至り、年功ある者は特に二百圓まで増給される。高等官はその官職に従ひ、差別等級があつて一定してゐないが、奏任官の俸給は十二級に分たれ、年額九百圓から四千五百圓に至る。勅任官の俸給は、年額四千五百圓から七千圓に至る。勅任官、奏任官とも、その極に達したる者は、年功に依り、更に七百圓以内の加俸を受ける。親任官の俸給は、年額六千五百圓から一萬二千圓に至る。その細別は前項官吏の種類中に擧げた通りである。

官吏の義務及び權利

官吏の義務 官吏には左の義務が負はされてゐる。即ち

(一)職務執行の義務。官吏はその擔任する官職に相當する國家事務を執行する義務を負つてゐる。職務執行の義務は、官職を與へられて始めて起るものである、隨がつて任官は

はしたがまだ官職を與へられてゐない官吏、又は休職中の官吏は、この義務を負はされてゐない。

(二)忠實の義務。官吏は全能力を擧げて國家及び君主の利益に適合すべき行爲を爲す義務を有つてゐる。この義務の結果として官吏は官吏服務規律の規定に依り、種々の制限を受けてゐる。

(三)從順の義務。官吏は上官の命令に遵守する義務を負ふ。この義務は絶対無制限のものにあらず、上官の命令が下級官吏を拘束し、違由の義務を生ぜしむるには、その命令が職務上の上官の命令にして、且つその職務に關するものたるを要する。

(四)品位を保つ義務。國家の機關たる官吏も、一人たる官吏も、外部に對しては同一の「人」である。隨て官吏がその私生活に於て品位を汚す行爲あるときは、國家の機關としての官吏もまたその信用を害し、國家は不利益を受くるを免れず、故に官吏はその職務以外に於ても品位を汚さぬ義務を負つてゐるのである。

(五)秘密を守る義務。官の科密を外部に漏らすは、國家の利益を害するものである。隨

て官吏は、その職務に關聯して聞知したる秘密を他人に漏らしてはならぬ。この義務は官吏の在職中のみならず、その退職後に於ても繼續するものである。

官吏の權利 官吏は左の權利を有する。即ち

- (一) 俸給、恩給、遺族扶助料、一時賜金等を受くる權利を有つてゐる。官吏をしてその地位相當の生活を営ましめ、且つ退官もしくは死後に於て後顧の憂なからしむる爲めである。この中俸給は官吏在職中に發生し、恩給以下のものは退職後に於て生ずる。
- (二) 實費の辨償を受くる權利。旅費、日當、宿泊料等を國家から受ける權利である。
- (三) 國家の保護を受くる權利。官吏は國家に對して特別の義務を負ひ、國家の事務を處理するものである。隨て其の職務の執行にあたり、國家の保護を受くる權利を有する。刑法第九十五條の規定の如きはそれである。
- (四) 名譽の表章を受くる權利。位階勳章など受くる權利がそれである。

第七 國政運用の部類分け

政治講話篇 (四)
(行政の話)

内務行政とは何ぞ

内務行政の分類 内務行政は、即ち國內に於ける一般國務で、警察に關する事務、神社に關する事務、宗教に關する事務、教育に關する事務、衛生に關する事務、土木に關する事務、經濟に關する事務、交通に關する事務とする。以下順を追うて之を概説しよう。

警察に關する行政 憲法第八條に「天皇は公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進する爲めに命令を發し、又は發せしむ」とあり、是れ警察事務の由つて起つた本源で、即ち警察とは直接に公共の安寧秩序を維持する爲めに、命令權を用ひて、個人の自由を制限する行政作用をいふのである。警察作用を分類すれば左の如くなる。

(一) 司法警察及び行政警察。司法警察とは、既に起つた人爲の危害に對す警察作用で司

法權の行動を補助するものである。犯人の捜索、逮捕及び證據の蒐集等これである。行政警察と云ふのは、それ以外の總ての警察作用を指すもので、主として自然又は人爲の危害を豫防する警察作用である。

(一) 行政警察及び保安警察。こゝに云ふ行政警察は前項に述べたものよりは意味廣く、各部の行政作用に伴ふもので、鑛業警察、森林警察、鐵道警察などこれである。之に對して保安警察とは、特別に警察を専務とする官廳でこれを行ふもので、即ち狭い意味の警察である。

(二) 高等警察及び普通警察。これは保安警察の分類で、高等警察とは、國家又はその機關に對し危険を及ぼすべき行爲を防ぐを目的とし、普通警察とは、各個人に對する危険を防ぐを目的とするものである。

(四) 國の警察及び地方警察。第四の分類法である。府縣、もしくは市町村の區域限りで執行し得る警察は地方警察で、國家全體若くは國家の大部分に對して一般に行ふでなければその目的を達する能はざるものが國の警察である。

警察官廳及び警察官吏 警察官廳には左の三種類がある。

(一) 中央警察官廳。保安警察事務は、内務大臣が之を掌つてゐる。即ち全國普通の警察機關は總てその監督に屬する。内務大臣はその爲めに補助官吏として警保局長を設け、主として警察事務を擔任させるのである。

(二) 上級地方警察官廳。地方の警察事務は、各省大臣の指揮監督を受け、府縣知事及び北海道長官に於て、之を擔任する。唯だ東京府に於ては、特に警視總監を設け、警察事務のみを擔任させてゐる。随つて東京府知事は、他の府縣知事と違つて全く警察權を有つて居らぬ。警視總監は、明治七年に始めて之を置き、一旦廢止されたが、復活して今日に至つてゐる。東京府で、警察事務の爲めに特に一官廳を設けたのは、東京市といふ首府を有し、隨つて警察事務も、他府縣に比して著しく多いからである。

(三) 下級地方警察官廳。警察署及び分署長は、地方長官及び警視總監(東京府に限る)の指揮監督を受け、その擔當區域内の警察事務を處理執行する。中央官廳及び地方上級官廳は、罰則附の警察命令を發することが出来るが、警察署長及び分署長は

これを有する権能を有つて居らぬ。

警察官吏とは、警察事務を執行する官吏で、警視、警部及び警部補に分たれ、尚ほこの外判任官待遇の巡査が、警察執行官の職務を行ふのである。又刑事訴訟法に依り島司、郡長、林務官、市町村長、船長等は、検事の補助機関として、司法警察事務を掌るものである。

右に擧げた機關のみを以てしては、警察の職務を行ふことが出来ぬ場合は、憲兵の力を借り、尚ほ足らぬときは兵力に依頼することが出来るのである。

神社に關する行政 神社は宗教上の建築物ではない。神道の宗教に屬する祠宇の如きは、その外形が神社と略ほ同一であるから、よく混同されるが、これは神社ではない。即ちこれは宗教に關係し、神社は宗教に關係せぬからである。

神社を新たに設立するときは地方廳に出願すべく地方廳は内務大臣に何つた上でその許否を決する、されど唯だ神社を移轉するだけの時は、その神社が大なるものでなければ地方廳限りで許否を決するのである。

神社を社格に依りて區別すれば伊勢神宮を除く外、官幣社、國幣社、府縣社、郷社、村社及び無格社となる。その社格が昇るときは、官國幣社では勅裁を要し、府縣社以下では内務大臣に何つた上、地方長官がこれを決定するのである。

伊勢神宮は、その維持費用として年々國庫から一定の金額を支出し、その神官は官吏として取扱ひ、全く官營であるが、官國幣社以下は私營のもので、たゞ官國幣社に對しては補助金を與へ、また一般の神職に對しては官吏と同様の待遇を與ふるに止まる。

宗教に關する行政 我國で昔から行はれてゐる宗教は神道及び佛教である。明治十七年太政官達の定めに依れば、神道及び佛教の各教派及び宗派に於て管長を置き、その管長をして宗制、宗規を定めしめ、且つその宗派内の取締を爲さしめる。その管長を選任する手續は宗制及び教規の内に定めて、内務大臣の認可を経ることとなし、(現時は宗教事務は文部省の所管である)その選任に就ては内務大臣(これも現今では文部大臣)の認可を要し、選任された管長は勅任の待遇を受くるものである。

寺院は即ち佛教の造營物で、必ず何宗派かに屬しなくてはならず、又二つ以上の宗派

に屬することも出来ぬ。寺院は佛像を安置し、法要を営み、且つ宗教宣布の爲めに設けられるものであるから寺院の設立條件としては、本堂及び庫裡と名づくる建物を設ける必要がある。寺院は神社と同じく法人たる資格を認めらるゝ者で、寺院の名義で權利義務を有し、訴訟を爲し、その他の法律行為を爲すことも出来る、寺院の管理者を住職と名づけ、また副住職を置くことも出来る。この住職、副住職が寺院の財産を處分し、又は寺院の爲めに負債を爲すときは、信徒總代の連署を要する。我が現制度に依れば止むを得ざる必要があるでなければ寺院の創設、再興、復舊、移轉は許さぬことになつてゐる。

神道及び佛教の教會堂及び説教所を新たに設立する時は地方廳に出願するを要し單に之を移轉若くは廢舎するときは、届出るだけで足る。神佛以外の教會堂に就ても大體之と同一である。

行政に關する教育 教育に關する行政を左の如く分つ。

(一) 義務教育。國民が一定の年齢に達したる時は、必ず受しめなくてはならぬ教育である故に之をまた強制教育とも云ふ。即ち滿六歳に達したるものは、尋常小學校に入

り、滿六年間普通教育を受けるのである。原則として滿六歳に達したる者には、總て普通教育を受けしむるのであるが、身體虛弱なるもの、能力の發達不十分なるもの、及び家計貧困なるものに就ては、就學の義務を猶豫若くは免除することとなつてゐる。

就學義務を有する學齡兒童を收容する學校を尋常小學校と名づけ、その設立及び維持の義務を市町村又は町村組合に負擔させて居る。尤も市町村立尋常小學校教員の俸給に要する經費の一部は、大正十二年より國庫に於て之を負擔することとなりその爲めに年々四千萬圓を下らざる金額を、國庫より支出してゐるのである。随つて尋常小學校に於ては、授業料を徴收せぬを原則とするが寄附その他の名義で幾分づゝを徴收して教育費の一部に充てゝゐるのが常である。

(二) 普通教育。尋常小學校以上の普通教育は、中學校、高等女學校、又は高等小學校に於て之を授くる。中學校及び高等女學校は府縣に於て設立し、高等小學校は市町村もしくは町村組合で設立するを原則とする。

同じ普通教育を授くるに、高等小學校と中學校とを設けた趣旨は、程度の低い普通教育

を以て満足するものは高等小學校に入らしめ、程度の高い普通教育を受けたき者、若しくは更に進んで高等の教育を受けるを望む者は中學校に入らしめる、趣意に外ならず。

(三) 師範教育。中學校、高等學校及び師範學校の教師を養成する爲めに、府縣の費用を以て師範學校を設けてゐる。高等師範學校及び師範學校の學生の費用は、原則として總て官費、または公費を以て支辨される、その代り、卒業生は一定の年限間、指定の學校に奉職する義務を負はされる。

(四) 實業教育。實業教育を授くる學校を分つて、工業學校、農業學校、(蠶糸、山林、水産、獸醫等の學校を含む) 商業學校、商船學校、實業補習學校等とする。實業學校を設立するに、實業補習學校は地方長官の認可を以て足るが、他の學校は、文部大臣の認可を要する。實業教育獎勵の爲め、公共團體及び一私人の設立したる實業學校に對しては、設立者の負擔と同額以内の補助を國庫から與へることが出来る。

衛生に關する行政

分つて保健行政と醫療行政とする、保健行政は國民の健康を保持する

を目的とする行政である。國民の健康如何は國運に關係すること少からざる爲めに、國の行政事務として國民の健康に干渉するのである。即ち

(一) 水道。明治二十三年公布の水道條例に依れば、水道とは市町村住民の需要に應じて水を供給する目的を以て布設するもので、即ち市町村以外にはこれを許可せぬのである、水道の附設は、内務大臣の認可を要し、且つ地方廳は之を監督し、その改良を必要と認むるときは、何時にても市町村にその改良を命ずることが出来るのである。

(二) 喫烟飲酒。未成年者は喫烟及び飲酒(除外例あり)を禁止されてゐる。未成年者が之を用ひれば、その發育に害があるからである。若し未成年者が、この禁を犯したるときは、その烟草、酒及びこれに用ひる器具を沒收し、親權者が情を知りて之を禁止せず、及び情を知つて、烟草、酒または之に用ふる器具を販賣し、及び飲酒せしめたる者は、處罰されることになつてゐる。

(三) 汚物掃除。市内の土地建物の所有者、専有者若しくはその使用者は、その地域内の汚物を掃除する義務を有し、その義務者なき場所に就ては、市に於てその義務を負擔し、

且つ市は、右の義務者が蒐めたる汚物を運搬し、且つ處分する義務を有するのである。

(四) 埋葬。死體を土葬するも又は火葬するも、勝手であるが、都會の如き人口稠密の所では、普通火葬することになつてゐる、ただ例外として傳染病患者の死體に限り、警察署の許可を受けた上でなければ土葬することが出来ぬことになつてゐる。

總て死體は、二十四時間を過ぎなくては土葬又は火葬することが出来ぬ。ただ傳染病患者の死體に限り、二十四時間以内に埋葬することが出来る。死體を埋葬するには、醫師の死去届書又は検案書を差出して、市町村區長の認可書を得なくてはならぬ。墓地及び火葬場の管理者は、その市町村(區)長の認可書がなければ土葬又は火葬することが出来ぬ。火葬を爲すには、すべて警察署の許可を要し、傳染病患者の死體(土葬)は三年を経過しなくては改葬することが出来ぬ定めである。

次に警察行政の主なるもの二三に就て解説する。

(一) 傳染病豫防。現行の傳染病豫防法は、コレラ、赤痢、腸チブス、天然痘、發疹チブス、猩紅熱、チフテリア及びペストの八種の傳染病にのみ適用する。この八種は

病性が急激且つ危険なものである。これ等の傳染病が発生した時は先づ届出を爲さしめ、必要に応じて清潔法、消毒法を行ひ、時としては隔離處分及び交通遮断を命ずる。

八種傳染病中、天然痘に關しては、種痘と名づくる特別の豫防法がある。市町村をして法定の時期に於て強制的に種痘を行はしむ、保護者は未成年者に種痘を行はしむる義務を有し、もし之を怠るときは制裁を受けなくてはならぬ。

(二) 醫師に對する取締。醫師は公衆の衛生上必要な業務を擔任するを以て、左の義務を負されてゐる。

一、業務に依りて知つた秘密を他人に漏らしてはならぬ。

二、急病人の招きを故なくして拒むことが出来ぬ。

三、虚偽の廣告をなし、若くは秘密療法を有する旨の廣告をすることが出来ぬ。

四、病人の請求によるも治療の範圍を脱することが出来ぬ。

土木に關する行政 土木に關する行政としては土地收用、道路、河川、砂防その他ありその主なるものを擧ぐれば左の如し。

(一)道路。道路とは交通の用に供せらるる營造物で、公道と私道との別あり、されど行政上の道路と云ふのは、勿論公道のことである、公道は國道、縣道、里道に分たる、その區別は主として道幅及び修築の方法に依る。

道路上に軌道を布設するには、軌道條例に依つて官廳の許可を得なくてはならぬ。もし有志者が、私費を以て道路を開き、又は橋梁を架するとき官廳の許可を得、公費の高に應じて、通行税を徵集することが出来る。

(二)河川。内務大臣が公共の利害に重大の關係ありと認めた河川に對しては、河川法が適用せられてゐる。河川法に依れば、河川及びその敷地、並にその流水は、私權の目的とする事は出来ぬが、地方官廳の許可を得て、之を專用することは出来る、又河川の流れに關係して工作物を新築、改築若くは除却せんとする時は、地方官廳の許可を得なくてはならぬ、河川法の適用を受けぬ河川は、一私人がこれを所有しても差支な

いことになつてゐる。

交通行政とは何ぞ

通信に關する行政 郵便、電信、電話等に關する事業の一私人に對する制限としては

(一)郵便物の運送を運送業者に命じた時は、運送業者はこれを拒むことが出来ぬ。

(二)業務執行中の郵便遞送人、郵便集配人、及び郵便専用車馬等は、如何なる場合にも通行錢を支拂ふを要せず、且道路に障害があつて通行し難き場合に於て墻壁または柵欄等のない宅地、田畑、その他の場所を通行することが出来る。

(三)郵便料を完納したる郵便物は之を拒むことが出来ぬ。

(四)郵便物は他の物件に先だつて檢疫を受けることが出来る。

(五)電信線、電話線の爲め、民法の土地又は營造物の使用を要するときは、之を拒むことが出来ぬ。

又郵便物の賠償は左の場合の外、これを要求することが出来ぬ。

- (一) 書留郵便の亡失。
- (二) 價格表記郵便物の亡失、又は毀損。
- (三) 郵便に依る取立金の證券亡失失効。

鐵道に關する行政 我國の鐵道は明治三十九年以來總て國有となし、以て鐵道事業の統一を圖ると共に、軍事上の必要に應ずることとなつてゐる。

私設鐵道に對しては特別の制限を附し、設立後二十五年以後に於ては何時でも政府で買上げ得ることとなし、又その後一定の年限を経過したる時は、政府の所有となるのである、私設鐵道に就ては左の制限がある。

- (一) 株式會社でなければ營むことが出來ぬ。
- (二) 軍用上必要ある時は何時でもその用に供せなくてはならぬ。
- (三) 鐵道事業を起すときは、營業の方法、工事の計畫及び賃錢の額を定め、當該官廳の許可を受けなくてはならぬ。
- (四) その線路の範圍が、國の事業として計企した場所であるときは、議會の協賛を経なくてはならぬ。

鐵道と區別すべきは軌道で、鐵道は道路以外に敷設されたるものを指し、軌道は道路面に敷設されたものを指す。

船舶に關する行政 船舶を大別して公船及び私船とする、公船とは軍艦、郵便船、警察船稅關の監視船などで、私船は一般の商船である。

日本の官廳又は公衆の所有に屬する船舶、日本臣民の所有に屬する船舶、日本臣民を以て組織する會社の船舶、又は取締役全部が日本臣民なる株式會社所有の船舶を以て日本船即ち日本船籍を有する船舶となす、日本船でなければ日本國旗を掲ぐることが出來ず日本の不開港に寄港することが出來ず、又日本の各港間に於て物品もしくは旅客の運送を爲すことが出來ぬ。

日本の船舶は、その所有者が日本に船籍港を定め、その船籍港を管轄する管海官廳に於て積量の測度を受け且つ船舶原簿に登録することを要す、この登録を受けた時は船舶國籍證書を與へられ日本の船舶たることを證明するるのである。

日本臣民のみを社員もしくは株主とする商會社で、運送業を営む者に、航海補助金を支給し、五年以内の期間を限り、左の遠洋航路に於て定期航海に従事させることが出来る、その補助金額及び年限に就ては、議會の協賛を求めなくてはならぬ。

- (一) 歐洲航路。
- (二) 北米航路。
- (三) 南米航路。
- (四) 濠洲航路。

現に右の補助金を受けつゝある主なる船會社は日本郵船、大阪商船、東洋汽船各會社である。

外務行政とは何ぞ

外務行政と大權 外務行政と區別すべきものは、外交上の大權作用である、外國に對して戰を宣し和を講じ、若くは條約を締結することは外國に對する重大なる國務の一である。

はあるが、これは天皇自ら行ひ給ふ所の大權作用の一で、こゝに謂はゆる行政官廳の行ふ外務行政ではない、外務行政の範圍に屬するものは、外國にある日本臣民を保護扶助し、その他外國の商工業を調査報告し、且つ本國の商工業を保護獎勵するにある。故に外務大臣及び大使公使の行ふ事務でも、外務行政の機關として行ふ事務と、外交上の大權作用を、補助官として行ふ事務との區別がある。

外務行政の機關は外務大臣、大使、公使及び領事官がその主なるもので、外務大臣は外務行政の長官で外國に於ける帝國商事の保護及び臣民に關する事務を掌り、且つその事務に就き省令を發することが出来る、大使、公使は外國に駐在し、外國に於ける我國の權利利益と、我が在留臣民とを保護する領事官は、總領事、領事、副領事の三種あり、最も多く外務行政の職務を行ふものである。

領事官の權限 領事官の權限事務の主なるものを擧ぐれば、
(一) その在留國にある所の國民に對し警察權を行ふこと、若し國民にして在留中治安を妨害する時はこれを本國に送還することを得。

- (二) 在留國民の戸籍事務を取扱ふ。
 - (三) 旅行券に關する事務を取扱ふ。
 - (四) 國民を救助保護すること。
 - (五) 後見人及び遺留財産管理の事務、並びに登記の事務を取扱ふ。
 - (六) 和解の事務を取扱ふ。
 - (七) 船舶及び船員に關する事務を取扱ふ。
 - (八) 公證、認證、證明の事務を取扱ふ。
 - (九) 本國の軍艦の補助を爲す。
 - (十) 本國の商業、もしくは交通の業に關し、參考となるべき事實を本國に報告する。
 - (十一) 館令を發し、十圓以内の罰金又は拘留の罰則を附することが出来る。
 - (十二) 居留民團を監督すること。
- 尙ほこゝに特に一言すべきは領事裁判のことである、支那、暹羅等條約、上治外法權の特權を有する國に於ては、その國に在留する日本人に對し民事訴訟を起したる時、又はそ

の日本人が犯罪をなしたる時、その國の法律に依つて處罰せられず、我が國の領事がこれを裁決することが出来る、もしこの裁判に不服ある時は、我が内地の上級裁判所に上告することが出来るのである。

行政の分類として、尙ほこの外に軍務行政、財務行政及び司法行政がある、これ等はいづれも重要な行政事項であるから、編を改めて詳述することとし、軍務行政に就ては「國民の主なる義務」中に、財務行政に就ては「國費は如何にして調達さるか」及び「國費の收納及び支出」中に、更に司法行政に就ては「罪と争との裁き」及び「罪と罰」中に説いてゐるから参照されたい。

第八 國民の主なる義務

政治講話篇(五)
(兵役及び納税の話)

國防の義務と兵役

國防の觀念 國防と云ふのは、外敵に對して國家の安全を保障する謂である。昔は國防は軍人の一手專賣のやうに心得て居つたが、今は然らず、むしろ國民全体の事業、國民全體の責務である。即ち陸軍及び海軍は、その機關の一部に過ぎぬ。

我國の陸軍は、現在二十二箇師團、二十餘萬人の常備兵があり、外に後備、補充、國民の各兵あり、徴兵制度に依りて、これ等の國防軍を組織する。海軍は初め八八艦隊、即ち戦艦八隻、巡洋戦艦八隻、巡洋艦十六隻、驅逐艦七十二隻、潜水艦六十四隻及び特務艦數隻を以て組織するものを、我が海軍の戰略單位とする方針を執つたが、大正十年華府會議の協定に依つて、主力艦の建造及び維持に制限を受けることとなり、依つて八八計畫は

遂に放棄することとなつた。されど主力艦以下の各種軍艦及び潜水艦等は何等の制限をも受けぬ爲め、各國はこの方面で互に増艦の競争をしてゐる有様である。更に近時著しき進歩を示したのは空軍である。既に歐州大戦中にも偉功を挙げ、ことに最近に於ては、其の建造、操縦の技術發達して、米英佛葡亞(南米アルゼンチン)の五國は世界一週飛行を企て、其中失敗したものもあつたが、英米佛三國の飛行機は相前後して空中から我國を訪問したのである。今後益々發達して海軍陸軍の偉力をも凌ぐに至るべき時機が来るであらう。

兵役の義務

兵役の義務は國民の最も大なる義務の一で、即ち陸海軍の軍隊に服役する義務である。これに就いて注意すべき諸點を擧ぐれば

(一) 兵役は國民一般の義務であること。我國上古の制度は、所謂國民皆兵主義で、兵農の區別がなかつたが、中世封建の時代となつて、武門といひ武士といふ、一種兵役の特權階級者が生じて、兵役は彼等の專業となつた明治元年の諸政維新の際にも、尙ほこの制が維持せられ、各藩に命じ、その祿高に依つて藩士中から兵士を出させた。明治三年初め

て徴兵規則を作り、一般人民からも兵士を出す事が出来るやうにした。更に明治五年に至り、従来の制度を一變して、廣く人民一般に兵役につかせることにした、これ今日の徴兵制度の基礎である。現行の徴兵令は明治二十二年、即ち憲法發布の年、法律第一號を以て定められたもので、その第一條に『日本帝國臣民にして満十七歳より満四十歳までの男子は總て兵役に服する義務あるものとす』と明記されてゐる。

(二) 兵役の義務は他人に代理せしむることが出来ぬ、兵役は單に勞務に服することのみではない。随つてこれを金錢に見積つて代納したり、自己に代つて他人に勞務してもらつたりすることは出来ぬ。國民各個が必ず服せなくてはならぬ義務である。

(三) 兵役の義務は外國人には負担させぬ。兵役は國民の義務なると同時にまたその權利である。國民以外の者に負担すべきものではない。

服役の手續 服役とは、兵役の義務を現實に履行するを謂ふ。徴兵令に依れば、兵役の義務は満十七歳に達したるとき發生するも、服役の義務は満二十歳に達したる翌年の一定の期日に發生するものである。その手續としては

(一) 届出。毎年一月から十二月までに満二十歳に達したる者は、其の年の一月に届出をしないでならぬ。徴兵令第二十三條第一項に當る者で、満二十八歳までに、その事故が止んだ時、また同條第二項に當る者で満三十二歳までに歸朝した者は、十四日以内に、本籍地の市町村長に届出なくてはならぬ。

(二) 壯丁名簿。市町村長は、毎年戸籍に依つて、徴兵適齡者を調べ、及び適齡者よりの届出に依つて、壯丁名簿を作り、これを聯隊區徴兵署に差出さなくてはならぬ。

(三) 身體検査。徴兵適齡者は身體検査を受けなくてはならぬ。若し之を怠れば三十圓以下の罰金に處せらるる。身體検査を終つた時は、徴兵官は徴集延期、徴集猶豫、徴集免除、兵役免除等の決定を爲し、且つ徴集名簿、徴集延期名簿、徴集猶豫名簿、徴集免除名簿及び兵役免除名簿を作らなくてはならぬ。

(四) 裁決。徴集延期、徴集猶豫、徴集免除及び兵役免除等の裁決は、聯隊區徴兵官または警備隊區徴集官が、これを爲し、その他の裁決は聯隊區司令官及び警備隊司令官がこれを爲す。その裁決には假決と終決との二種がある。

一、假決に屬するは 徵集延期及び徵兵猶豫で体格完全且つ強壯なるも、身体定尺に満たず、若くは疾病中、または病後の爲め勞役に堪へざる者は徵集を延期する。また家族が自活する事の出来ぬ場合、刑事上の犯罪の爲め訊問若くは拘留中の者は、共に徵集を延期する。一定の學校に在る者は滿二十八歳まで、外國露領沿海州、露領サガレン、支那の香港、澳門等を除く にある者は、滿三十二歳まで徵集を猶豫せらる。以上を假決と云ふ。

二、終決に屬するは、兵役免除、徵集免除、要員超過、補充兵編入及び現役兵徵募の五種で、即ち疾病不具の者は全く兵役を免除せられ、公權を剝奪された者及び公權停止中の者は兵役に就くことが出来ぬ、同上の者及び外國にある者で、一定の時期を経過したる時は、その徵集を免除される。抽籤番號の順序に依り、その年の補充兵役の要員に超過する者は國民兵に服せしめられ、合格者にして抽籤の結果徵集に漏れたる者は補充兵に編入せられ、合格者で且つ抽籤に當つた者は、現役兵に編入さるゝのである、以上を終決と云ふ。

常備兵役

常備兵役を分けて現役と、後備との二種とする。現役の年齢は通常滿二十

歳から始まり、戰時事變の場合を除く外、陸軍は三年間、海軍は四年間繼續するものである最も一年以上服役したる者で、勤務に熟し、品行方正の者は歸休を許されるから、結局兵營にあるのは二年間弱と云ふ事になる、尤も歸休兵は左の要件を満たさなくてはならぬ。

- (一) 歸休兵は、戰時又は事變に際しては、召集に應じなくてはならぬ。
- (二) 平時に於ては、毎年一度簡閱點呼を受け、又臨時兵員の補充を要するときは、召集の命に應じなくてはならぬ。
- (三) 十四日以上旅行を爲し、又は他に寄留せんとするときは、届出をしなくてはならぬ
- (四) 歸休兵は絶対に外國に旅行し、または外國に滞在することが出来ぬ。

現役免除の場合 現役は滿二十歳から始まるものであるが、滿十七歳に達したる時は、志願して兵役に就くことが出来る。また現役は三年で終了するが、志願に依つて一定年限の間、再服役をすることも出来る。

現役期間中、特にその現役を免除される場合がある、それは (一) 家族が自活し能はざる時。

(二) 疾病の爲め服役に堪へざる時。

(三) 素行修まらず、又は 務を辱かしむる爲め懲罰の處分を受けたるとき。

豫備、後備及び補充兵 豫備役とは、現役を終りたる者に服せしむる兵役で、平時この

軍籍にある者は、毎年一度六十日以内勤務演習の爲め召集に應じ、また毎年一度簡閱點呼

に應じなくてはならぬ、豫備の期間は陸軍は四箇年四箇月、海軍は三箇年である。

後備役は常備兵役即ち現役及び豫備役を終つた者が服する兵役である。平時及び戦時にあり

て召集に應ずる義務のあることは豫備と何等異つて居らぬ。その期間は陸軍は十箇年、

海軍は五箇年である。

徴兵合格者で、その年に必要な定員に超過した者が服するのが補充兵役である、これに

當るものは、平時百五十日以内教育の爲め召集せられ、その他特別の場合に、召集に

應ずべきことは豫備と同じである、その期間は陸軍は十二箇年四箇月、海軍は一箇年で

ある。

國民兵役とは 國民兵役を分つて第一國民兵役、第二國民兵役とする、第一國民兵役と

云ふのは、後備兵役、補充兵役を終つたものが服するものである、第二國民兵役とは、常備
兵役、後備兵役、補充兵役及び第一國民兵役以外の者が服するものである、その場合を擧げ
ると。

(一) 抽籤番號の順序に依り、其の年に必要な丈の補充兵役の人員に超過したる者。

(二) 身体が定尺に足らぬ者。

(三) 現に病氣であるか、又は病後なる爲め、服役の勞に堪へざるを以て、一度徴集を

猶豫せられ、翌年に至つても、尙ほ徴集に應ずることの出来ぬ者。

(四) その者が徴集に應ずるときは家族が自活する能はざる爲、徴集を延期せられ、三

年を経るも尙ほ同様の状態にある者。

(五) 外國にあつて、徴集を猶豫せられ、三十二歳に達するも尙ほ歸朝せぬ者。

陸軍の志願兵 志願兵を分つて二種類とする即ち一年志願兵と六週間現役兵とこれ

ある。尙ほ、満十七歳に達し、志願して三年の兵役に服する者及び、現役終了の後、志願し

て再服役するものはこの外である。

(一) 一年志願兵。滿十七歲以上滿二十八歲以下の者で官立諸學校及び府縣立中學校、師範學校若しくは文部大臣が中學校の學科程度と同等以上と認めた學校、若しくは文部大臣の認可を経たる學則に依り、法律學、政治學、理財學を教授する私立學校の卒業證書を有つてゐるか、若しくは陸軍試驗委員の試験に級第したる者は、志願に依り一箇年の現役に服することが出来る、但し懲役、禁錮の刑に處せられ、若しくは賭博犯によつて懲罰に處せられたる者は、一年志願兵になることが出来ぬ。志願兵の食料、被服、裝具等の費用は國庫から之を給することもあるが、自辨することが原則となつてゐる。

(二) 六週間現役。滿十七歲歲以上、滿二十八歲以下の者で官立府縣立師範學校を卒業し、且つ官公立の小學校に奉職する者は、六週間の現役に服する事が出来る。海軍の志願兵。以上述べた者は志願に依つて軍務に服する者で、その期間に長短の差こそあれ、精神に於ては通常の現役に服すると何等異なる所はない。ただ、これと區別して考へなくてはならぬのは、海軍の志願兵である。これは一般國民の負担する所の兵役の

義務に基くものではなくて、その自由意志に基くものである、仍てこれは官吏の任命と同じく、公法上の契約に基くものであると解釋してゐる人もある。

國家の費用としての租税

租税とは何ぞ 租税とは國家の費用に充つる爲めに、命令等を以て強制的且つ無償を以て國民から徴收する財産を指す。更にこれを分析して考へれば

(一) 租税は國家の費用即ち國費に充つる爲めに、徴收するものであるから、罰金とは區別しなくてはならぬ。

(二) 租税は命令等の作用に基づく收入である。この點に於て租税は、民法上の收入即ち寄附などとは違ふ。隨て租税は之を納めぬ者に對し強制的の手段を用ひて徴收することが出来る。寄附などにはそれは出来ぬ。

(三) 租税は無償で徴收されるものである、此の點で租税は手数料と區別される。租税は政府の保護に對する一種の保険料の如きものであると考へられたこともあるが、今では

そんな説は行はれぬ。

(四) 租税は、財産を以て徴收の目的物とする、この點で租税と兵役とは異なつてゐる。

徴收の方法 徴税の方法を分類すると、(一) 直接に徴税官吏及び其の他の機關が徴

收する場合(二) 市町村に徴税義務を負はしむる場合(三) 印紙を以て徴收する場合、この三つがある。右の中(二)の場合には、税金の送附及び税金の紛失等に就いては、すべて市町村が其の責に任じなくてはならぬ。市町村に徴收を委託されたる國税は、所得税、營業税がその主なるもので、徴税の手續は、(一)(二)の場合には、納税告知書を納税者に對し、また市町村で徴收するときは、市町村から納税者に對して發するもので、その納税告知書には納税金額、納付の期日及び場所等が記載されてゐる。(三)の方法は、印紙貼用を條件として租税を前納させるもので、或る特定の行爲、例へば相續、登記等を爲す者に對し、印紙の貼用を命ずるのである。この場合の納税者は、即ち印紙貼用者である。

關稅の場合には、右に述べたるものと異なり、これを輸入申告者より徴收するもので、關稅未納貨物は、當然關稅の擔保となるものである。

滞納處分

納税者は税金を納め、その領收書を得れば、その義務が完了したものであるが、もしその税金を完納せぬ場合は、これに對して滞納處分と謂ふことを行ふ。これは納税を強制する一の手段で、その方法は

(一) 督促。未納者があれば先づ督促狀を發し、之に就ては督促手数料を徴收する。督促手数料と云つても、普通の手数料とは違ひ、滞納に對する處罰の意を含んだものである。

(二) 差押。督促狀を發するも、尙ほ納税せぬ時は、納税義務者の財産を差押へる、されど家族の生活上、必要缺くべからざるものに對しては差押を爲すことが出来ぬ。若し財産の價格が税額に満たぬと認むるときは、滞納處分の執行を止める、納納處分と云ふのは、處罰の意を含まず、納税の目的とする強制手段に過ぎぬからである。

(三) 公賣。財産差押後、納税者その義務を履行すれば、その差押を解くが、履行せぬ場合は、その財産を公賣に付する、されど公賣の目的が達せず、または達せられぬと認めるときは、隨意契約を以て之を賣却することが出来る。

租税の種類

租税の分類を左の五種とする。

(一)内國税及び關稅。課稅物件の所在に依つての區別で、内國税とは、内國所在の物件へ對して課稅するものを指し、關稅とは國境を出入する物品に課稅するものを指す。關稅は外國品に課稅するものであるから、國際條約に依つて課稅の物品と稅率とを定め、これに依つて徵收するを常としてゐる。

(二)直接税及び間接税。納稅者と、租稅負擔者と同一なるか否かに依つて生ずる區別である。納稅の負擔が、納稅者以外に移轉する性質のものを間接税と稱する。例へば酒類の如き、その納稅者は酒類釀造業者であるけれども、その釀造業者は、酒類の賣價にその税金をかけて賣出すから、結局、實際の租稅負擔者はその酒類の使用業者である。即ち納稅者と租稅負擔者と同一でない場合である。納稅者と租稅負擔者と同一の場合にはこれを直接税と稱する、所得税、營業税などがこれである。

國税と選舉權 現在我國の國税はすべて十九種ある、即ち所得税、地租、營業税、相續税、通行税、鑛業税(砂鑛區税も含む)兌換銀行券發行税、酒税(酒造税、麥酒税、酒精および酒精含有飲料税)醬油税(醬油造石税、自家用醬油税)砂糖消費税、織物消費税

取引所税、(取引所營業税、取引所關稅、頓稅、登録税、印紙税、賣藥印紙税、骨牌税、狩獵税が即ちこれ、右の中、直接國税と稱せられるのは、地租、所得税、營業税、相續税、鑛業税、(砂鑛區税も含む)取引所税の六種で他は間接國税と呼ばれ、普通消費税と謂はるゝのは、この間接税の中、酒税、醬油税、砂糖消費税、織物消費税等である。現行衆議院議員選舉法中、直接國税三圓以上を納付する者云々とある中には、勿論相續税と取引所税とは含まれてゐない。相續税は一時的のもの、取引所税は一般人に課するものでないからである。

主なる國税の主なる稅率

個人所得の所得稅率 所得税中、一般人に最も關係の深い第三種所得税の稅率は左の如くである。(各個人の所得金額を左の各級に區分し、遞次に各稅率を適用する。但し山林の所得と、山林以外の所得とは之を區分し、各別に稅率を適用する)

八百圓以下の金額

百分の〇・五

八百圓を超える金額

百分の一

千圓を超える金額	百分の二	千五百圓を同上	百分の三
二千圓を同上	百分の四	三千圓を同上	百分の五
五千圓を同上	百分の六・五	七千圓を同上	百分の八
一萬圓を同上	百分の九・五	一萬五千圓を同上	百分の十一
二萬圓を同上	百分の十三	三萬圓を同上	百分の十五
五萬圓を同上	百分の十七	七萬圓を同上	百分の十九
十萬圓を同上	百分の二十一	二十萬圓を同上	百分の二十三
五十萬圓を同上	百分の二十五	百萬圓を同上	百分の二十七
二百萬圓を同上	百分の三十	三百萬圓を同上	百分の三十三
四百萬圓を同上	百分の三十六		

戸主及びその同居家族の所得金額は之を合算し、その總額に對し右の稅率を適用して算出したる金額を各その所得金額に按分して、各その稅額を定むる、戸主と別居する二人以上の同居家族の所得金額につきまた同じ。

所得金額算出上の控除條件 個人所得に就ては、社會政策の主義に基づき、少額勤勞所得者に對する所得金額算出上種々の控除條件がある、即ち左の如し。

(一)算出所得金額が、一萬二千圓以下なるときは、その所得中俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料、賞與及び此等の性質を有する給與に就てはその十分の一、同上六千圓以下なるときは同十分の二に相當する金額を先づ控除する。

(二)戸主及びその同居家族の所得は之を合算し、その總額につき前記の規定を適用する、戸主と別居する二人以上の同居家族の所得についてもまた同じ。

(三)前各號を控除したる金額三千圓以下なる場合に於ては、その月四月一日現在の同居の戸主及び家族中年齡十八歳未満もしくは六十歳以上の者または不具癱疾者あるときはその所得を有する者の申請に依り、その所得より、左の各號の規定に依る金額を控除する但し納稅義務者は控除せぬ。

所得千圓以下なるとき、年齡十八歳未満もしくは六十歳以上の者、又は不具癱疾者一人につき百圓。

所得二千圓以下なるとき。同上 一人につき七十圓。所得三千圓以下なるとき。同上 一人につき五十圓。

(四)左に該当するものには所得税を課せぬ。

軍人従軍中の俸給及び手当。

扶助料及び傷痍疾病者の恩給又は退職料。

旅費、學資金及び法定扶養料。

郵便貯金、産業組合貯金及び銀行貯蓄預金の利子。

營利の事業に屬せざる一時の所得。

日本の国籍を有せざる者の本法の施行地外に於ける資産營業または職業より生ずる所得。

乗馬を有する義務ある軍人が、政府より受くる馬糧、繋畜料及び馬匹保險料。

勅令を以て定められたる重要物産製造業者の所得。

地租の税率 地租は左の税率に依つて徴收せらる。

(一)宅地。地價百分の二箇半。

(二)田畑。地價百分の四箇半。

(三)其の他の土地。地價百分の五箇半。

尙ほ北海道の地租は特別の率を以て課せらる、左の如し。

(一)田畑。地價百分の三箇二。

(二)其の他の土地(宅地を除く)地價百分の三箇二。

家督相続税の税率 家督相続税は左の税率によつて課せらる、表中第一の場合とは相続人が、被相続人の家族たる直系卑屬なるとき。第二の場合とは相続人が被相続人の指定したる者、民法第九百八十二條に依り選定せられたる者、被相続人の家族なる直系尊屬なるとき。第三の場合とは、相続人が民法第九百八十六條に依り、選定せられたる者なるとき。

課税價格	第一の場合	第二の場合	第三の場合
五千圓以下の金額	千分の五	千分の六	千分の八
五千圓を超える金額	千分の六	千分の七	千分の十

一萬圓を同上	千分の七	千分の八	千分の十二
二萬圓を同上	千分の八	千分の十	千分の十四
三萬圓を同上	千分の十	千分の十二	千分の十七
四萬圓を同上	千分の十二	千分の十四	千分の二十
五萬圓を同上	千分の十四	千分の十七	千分の二十五
七萬圓を同上	千分の十七	千分の二十	千分の三十
十萬圓を同上	千分の二十	千分の二十五	千分の三十五
十五萬圓を同上	千分の二十五	千分の三十	千分の四十
二十萬圓を超える金額は其の 十萬圓毎に(百萬圓にて止む)	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ

遺産相続税の税率 遺産相続税は、左の税率によつて課せらる。表中第一の場合とは相續人が直系卑屬なるとき、第二の場合とは、相續人が配偶者又は直系尊屬なるとき。第三の場合とは相續人が以上二者以外の者なるとき。

課税價格	第一の場合	第二の場合	第三の場合
千圓以下の金額	千分の十	千分の十二	千分の十七
千圓を超える金額	千分の十二	千分の十四	千分の二十
五千圓を超える同上	千分の十四	千分の十七	千分の二十五
一萬圓を同上	千分の十七	千分の二十	千分の三十
二萬圓を同上	千分の二十	千分の二十五	千分の三十五
三萬圓を同上	千分の二十五	千分の三十	千分の四十五
四萬圓を同上	千分の三十	千分の三十五	千分の五十五
五萬圓を同上	千分の三十五	千分の四十	千分の六十五
七萬圓を同上	千分の四十	千分の四十五	千分の七十五
十萬圓を同上	千分の四十五	千分の五十	千分の八十五
十五萬圓を同上	千分の五十	千分の五十五	千分の九十五
二十萬圓を超える金額はその十 萬圓毎に(百萬圓にて止む)	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ	千分の五を加ふ

尙ほ課税價格が家督相續にありては二千圓、遺産相續にありては五百圓に満たざる時は相續税を課せず、家督相續の場合に於て課税價格が三千圓以下なるときは、一千圓を、五千圓以下なるときは五百圓を控除する。

印紙税の税率 印紙税は左の税率に依る。

(一) 證書類。一通毎に其の記載高十圓以上のもの限り、記載金高十萬分の五、但し最高百圓に止め、一錢未満は一錢に切上ぐ。

(二) 一錢の印紙を貼附すべきもの、貯金通帳。積立通帳及び積立證書(貯金銀行法第一條の貯金又は積立に付發するものに限る) 産業組合の發する貯金通帳。産業組合又は住宅組合の發する出資證券。農業倉庫證券。

(三) 二錢の印紙を貼附すべきもの。委任狀。

(四) 三錢の印紙を貼附すべきもの。約束手形。爲替手形。銀行預金證書。産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書。産業組合聯合會の發する出資證券。船荷證券。運送貨物引換證。倉庫證券。保險證券。株券。債券。相互保險會社の發する基

金證券。株式申込證。社債申込證。地上權。永小作權。地役權に關する證書。使用貸借。貸貸借。雇傭。寄託。定期金に關する證書。信託行爲に關する證書。無盡に關する證書。定期及び組合契約書。權利の變更に關する證書。追認承認に關する證書。物品切手。賣買仕切書。物品又は有價證券の賣買に關する證書。送狀受取書。金高記載なき證書。擔保品差入證書。担保品預證書。通帳。

(五) 二十五錢の印紙を貼附すべきもの。判取帳。

登録税の税率 登録税は左の税率に依つて課せらる。

(一) 不動産に關する登記。

- 一、法定の家督相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五。
- 二、前記以外の家督相續又は遺産相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五。
- 三、遺言贈與その他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の六十。(但し神社、祠宇、佛堂及び民法第三十四條に依り設立したる社團又は財團法人が寄附行爲に依り所有權を取得したる時は、不動産價格の千分の三十)

- 四、第一號乃至第三號以外の原因に依る所有權の取得は不動産價格の千分の三十五。
- 五、役來保有せる所有權の保存は不動産價格の千分の五。
- 六、共有物の分割は分割に依つて受くる不動産の價格の千分の五。
- 七、永代地上權の取得は不動産價格の千分の二十五。
- 八、地上權、永小作權の取得は、存續期間十年未満は不動産價格の千分の二、全上二十年未満は千分の三、全上三十年未満は千分の四、同上三十年以上は千分の五、存続期間の定めなきものは千分五の。
- 九、賃借權の取得は、存續期間十年未満は不動産價格の千分の二、全上十年以上は千分の一、存続期間の定めなきものは千分の一。
- 十、地役權の取得は、要地役價格の千分の一。
- 十一、華族世襲財産の創設は不動産價格の千分の二十五。
- 十二、先取特權の保存又は取得は、債券金又は不動産工事費用豫算金額の千分の六。
- 十三、質權、抵當權の取得は、債權金額の千分の六。

- 十四、強賣、強制管理の申立は、債權額金の千分の六。
- (二)土地臺帳に関する登録。
- 一、新規登録は地價千分の二十。
 - 二、地價の設定は地價千分の十。
 - 三、地價の修正は地價千分の十。
 - 四、開墾は地價千分の十。
 - 五、開墾後下年期付與は地價千分の十。
 - 六、地價据置年期付與は地價千分の十。
 - 七、新開免租年期延長は地價千分の十。
- (三)商會社其他營利を目的とする法人の登記。
- 一、合名會社合資會社設立は、財産を目的とする出資價格の千分の四。
 - 二、株式會社設立は拂込金額の千分の五。
 - 三、株式合資會社の設立は、拂込株金額及び財産を目的とする株金以外の出資價格

の千分の五。

四、合併又は組織變更に因る會社の設立は、拂込株金額及び財産を目的とする株金以外の出資價格の千分の二。

五、社債は拂込金額の千分の二。

六、支店設置は每一箇所に付十五圓。

七、本店又は支店の移轉は、每一件に付金七圓。

八、登記の更正又は抹消は、每一件に付七圓。

九、解散は每一件に五圓。

(四)財團法人又は營利を目的とせざる社團法人の登記。

法人の設立、法人設立後の事務所設置、事務所移轉は毎付に付一圓五十錢。

(五)商號の新設其の他に關する登記。

商號の新設又は取得は毎一件に七圓。

(六)辯護士名簿の登録。

一、新規登録は二十圓。

二、登録換は十圓。

(七)醫師その他の官簿登録。

一、醫師の新規登録は二十圓。

二、藥劑師同上は十二圓。

三、獸醫同上は十二圓。

四、蹄鐵工同上は五圓。

(八)海員の官簿登録。

一、甲種船長は十五圓。

二、甲種一等運轉手は十圓。

三、乙種船長は十圓。

四、乙種一等運轉手は四圓。

五、丙種船長は六圓。

六、機關長は十五圓。

(九)著作權に關する登録。

一、相續は每一件に付一圓。

二、相續以外の原因に因る移轉は每一件に付五圓。

三、著作權を目的とする質權の設定は質權金額の千分の六。

四、無名又は變名著作物の著作者の實名登録は每一件に付二圓。

(十)特許に關する登録。

一、特許權の相續は每一件に付一圓。

二、相續以外の原因に因る移轉は每一件金十圓。

(十一)意匠に關する登録。

一、意匠權の登録は每一件に付一圓。

二、相續以外の原因に因る移轉は每一件に付二圓。

(十二)實用新案に關する登録。

一、實用新案權の相續は每一件に付一圓。

二、相續以外の原因に因る移轉は每一件に付五圓。

(十三)商標に關する登録。

一、商標權の相續は每一件に付一圓。

二、相續以外の原因に因る移轉は每一件に付十圓。

(十四)鑛業權の登録。

一、試堀權の設定は每一件に付百圓。

二、探堀權の設定は每一件に付二百圓。

第九 罪と争ひとの裁き

法制講話篇(一)
(司法権の話)

裁判所及び裁判官

司法権の獨立 憲法第五十七條に「司法権は天皇の名に於て、法律に依り裁判所之を行ふ」とあつて、司法は全く行政とは獨立してゐるものである。初め、明治維新の頃は、行政と司法との分界未だ明かならず、明治九年、府縣裁判所を地方裁判所と改稱すると同時に地方行政官が裁判官を兼任することを禁止されて、始めて兩者分離の域に入り、明治二十二年憲法の發布と共に、こゝに劃然、司法権と行政権とは相對立するやうになつたこれを司法権の獨立と云ふ。

裁判所の組織 現行裁判所の制度は、明治二十三年に發布された裁判所構成法に依るもので、區裁判所、地方裁判所、控訴院、及び大審院と云ふ四階級から成り、各一定の事務を

取扱ふのである。これ等裁判所の管掌する事務の主要を擧ぐれば

(一) 區裁判所。 二百圓を超過せざる金額又は同價格以下の物に關する請求の訴、又は價格の如何に拘はらず比較的輕い民事及び刑事事件等の第一審。破産又は和議に關する事件。及び登記等の非訟事件を掌る。

(二) 地方裁判所。 前者よりも比較的重い民事及び刑事事件の第一審、及び區裁判所の第一審判決に對する控訴裁判を行ふものである、地方裁判所の第一審としての刑事裁判には、裁判を行ふ前に豫審なるものがあつて、裁判の準備をする關係上豫審判事が置かれてゐる。

(三) 控訴院。 地方裁判所の第一審判決に對する控訴裁判を行ふ。

(四) 大審院。 地方裁判所及び控訴院の、第二審判決に對する上告は、これが最終で、この場合に於ては、第一審が同時に最終の裁判である。直ちに大審院が裁判するの

判事及び檢事 右の各裁判所には、法律に依て地位を保障された裁判官(判事)がそ

の裁判の任に當るのである。裁判官となるには、登用試験に合格することを要し、重罪を犯したる者、懲役に服すべき軽罪を犯したる者及び身代限りの處分を受け、未だ債務を免れざるものは裁判官となることが出来ぬ。

裁判官は他の一般官吏と等しき義務を有するの外、猶ほ左の特別義務を有してゐる。

- (一) 公然政治に關與してはならぬ。
- (二) 政黨の黨員又は政社の社員となつてはならぬ。
- (三) 衆議院及び地方議會の議員となることが出来ぬ。
- (四) 絶対に俸給又は金錢上の利益を目的とする公務に就いてはならぬ。
- (五) 絶対に商業を營み、又は行政上の命令を以て禁止したる業務を行つてはならぬ。

その代り裁判官には左の特權が附與されてゐる。

(一) 裁判官は刑罰又は懲戒處分に依るの外、免官さるゝことのない所謂終身官であり、且つ一般官吏の如く休職を命ぜらるゝことがない。但し第四十五議會で、裁判官

停年法なるものが制定されて、大審院長(及び檢事總長)は年齢六十五、その他の判

(檢)事は年齢六十三に達したるときは職務に堪へざるものとして退職せしめらるゝ、

(二) 本人の意に反して裁判官を自由に轉任せしめることは出来ない。各裁判所には必ず檢事局が附設され、相當数の檢事がゐる。檢事は犯罪を檢察して、裁判所に公訴するを主たる任務とし、また民事事件に就ても、意見を述べる權能がある。刑事裁判では、檢事の公訴がなければ、判事は裁判を開くことが出来ないのである。

檢事の資格要件は判事と同であるが、其の性質は非常に異なつてゐる。判事は司法官であるが、檢事は行政官である、その結果上官に服従する義務に於て差異がある、即ち裁判官は、その裁判判決を爲すに就いては、上官の指揮命令を奉ずる義務がないが、檢事はその職務を行ふに就き、上官の命令に服従する義務がある、檢事は裁判所構成法に依りて濫りに免官されないだけの保障は有つてゐるが、裁判官の如くに濫りに轉官、轉任、停職減俸されぬ保障を有つてはをらぬ。

民事裁判及び刑事裁判

民事裁判とは何ぞ 裁判には民事の裁判と、刑事の裁判との區別がある、民事裁判といふのは、人民相互の間に権利の争ひが起つた時、國家が裁判所に命じて、その争ひを裁斷せしむる事を云ふ。その裁判を要求するものが原告で、その相手方が被告である、また之を原被兩造と呼ぶ事もある、裁判所は、人民が訴へを起して始めて審理するので、兩當事者が差出した證據に依つて、公平の審理を遂げ、その是非曲直を判斷するのである。

民事裁判と行政裁判とは、共に同じく一個人の權利を保護するを目的とする場合があるが、民事裁判は主として私權を保護し、行政裁判は主として公權を保護する點が違つてゐる。

刑事裁判とは何ぞ 國家が或る犯罪者に對し、刑罰を加ふる爲めに行ふ裁判である。被告は即ち犯罪を犯した人民で、この場合檢事は國家を代表し、原告となつて公訴を提起するのである。裁判は、原告たる檢事の外、判事及び裁判所書記を以て成る法廷に於て行はれ、原則として公開するを普通とする、尤も公安を害する虞あるときは傍聽を禁止せらる。

るのである。民事裁判は、當事者の訴訟提起があつて始めて行はるのであるが、刑事裁判は國家が進んで行ふもので、審理の結果、檢事の求刑よりも重く刑を課せらるることもある。

刑事裁判と行政裁判とは、共に公法の保護を目的とするものであるが、行政裁判はただ行政法規侵害の事實あればこれを行ふことが出来るが、刑事裁判は法規侵害の外に、なほ主觀的要件、即ち所爲者の犯罪能力が、所爲者の責に歸すべき事由あることを要する點が違つてゐる。隨つて、精神病者が罪を犯しても、刑事裁判に問はるることがないのである。

刑事裁判の手續 裁判は刑事民事ともに一定の手續を経て行はれる。先づ刑事裁判の手續を見るに、苟くも犯罪の事實があつたと考へられた時は、檢事が公訴する、この公訴は被害者の告訴、若くば官吏、人民等からの告訴等に基づき檢事が管轄裁判所に提起するのである。犯罪の搜索に就ては、行政警察署が司法警察署として檢事の命を受け、その補佐となつて働く。また今回の刑事訴訟法の改正に依り勅令を以て特に司法裁判權のみを有す

る警察機關も設けられることになる、前の行政警察官と共に犯罪捜査の任に當るのである。検事が公訴すれば、比較的軽い犯罪は立ちに公判に移され稍や重い犯罪ならば先づ豫審を開き、その終結を俟つて公判が開始される。豫審は犯罪の證據を調べて公判に附すべきものか否かを決定するのである。現行犯以外の犯罪者は豫審判事の令狀がなければ拘引することが出来ない。豫審の結果、もし無罪と決した場合、免訴の言渡をして釋放するが有罪と認めたらば公判に移される。公判に於ては裁判官は更に證據調べを爲し、検事及び被告人並にその辯護士をして各辯論を爲さしめ、その辯論を聞いた後、裁判官がこれに對して、判決を下す。これが第一審の判決である。

この判決に對して、被告人が若し不服であれば、一定の期間内に、その不服の理由を述べ上級の裁判所に控訴することが出来る。この控訴審に於ては、被告人の不服が果して理由があるか否かを審理して理由がないと認めれば之を棄却し、理由ありと認めたらば、原判決を破棄して、更に適當なる判決を下すのである。控訴判決に就いても、尚ほ不服である時は、更に上級の裁判所に上告することも出来る。上告はただ法律の適用を誤つたこと

を理由とする場合にのみ提起することが出来るので、事實の認定に就いては控訴審が最終の判決である。控訴及び上告は、被告人の外、検事からも提起することが出来る。

民事裁判の手續 人民同志の間に、或る利害問題に就て争が起つた時、一方が相手方を裁判所に訴へる。裁判所は争ひの當事者たる原告人及び被告人を法廷に呼出し、裁判官の前に於て口頭辯論を爲さしめ、裁判官は公平なる第三者として、これに對する判決を下すのである、若しこの判決に對し、不服があれば、控訴を爲し、更に上告することも出来るのは、すべて前に述べた刑事裁判の手續と同様である。

すべて民事、刑事いづれの場合を問はず、裁判は公開するを原則としてゐる。これは裁判の公平を保つ爲めと、裁判に對する人民の信用を保つ爲めとである。即ち人民はいつでも裁判を傍聴することが出来る、この場合、裁判の模様を見且つ聴くのみで、決して可否の發言などをしてはならぬ。秘密を要する裁判、風紀に關する裁判などは傍聴を禁止されることもある。但し判決を下すときは、如何なる事件たるを問はずこれを公開しなければならぬことになつてゐる。

陪審とは如何なるものぞ

司法権の民衆化 普通選挙を以て立法権の民衆化とすれば、陪審法の實施は司法権の民衆化と謂ふべきものである。即ち、從來専門の官吏のみで行つてゐた裁判に、一般人民から選んだ陪審員を余與せしめて、その意見を聴く制度である。西洋に於ては可なり古くから行なはれて居り、我國でも屢ば朝野の問題となつたが、原内閣の當時、愈よ第四十六議會の協賛を経、大正十二年の四月陪審法の公布を見、來る大正十七年よりこれを實施することになつてゐる。

陪審制度と各國 同じく人民を裁判に參與せしむると言つても、そのやり方が種々ある。西洋諸國では、必ずしも専門の裁判官のみで審理し裁判するのではなくこの外に一般人民の中から陪審員を選任し、これをして裁判に參與せしめるのが普通になつてゐる。その中でも、民事、刑事の双方の裁判に就いて行つてゐる所もあるし、或ひは刑事裁判のみに就いて行つてゐる國もある。或ひはまた刑事裁判の中でも、ただ重罪裁判のみに就いて行つてゐる國もある。陪審員の權理に關しても或はただ事實の認定を爲さしむるに止め、

その認定したる事實に基づいて、法律を適用することは専ら裁判官の任務としてゐる國もあるし、或ひは陪審員も裁判官同様、事實の認定のみならず、法律の適用に就いても權理を有せしめ、判事との合議によつて判決せしむる制度の國もある。我國の陪審制度は如何なるものであるか。

我國の陪審制度 我國の部審制度は一定の犯罪に付、事實の認定に關し、陪審員に評議せしむるのみで、謂ば裁判官の顧問に過ぎぬのである。されどこれが爲に被告の性格、平常の行爲等に就いて、その眞實を裁判官が知ることが出来るので、自然これが刑の適用に反映するのは無論である。陪審法の内容に就いていささか細説を試みやう。

(一)陪審に附せらるべき犯罪 我國の陪審制度は刑事に限り用ひられ、民事にはこれを用ひぬ。刑事事件でも、これを適用するのは死刑、又は無期徴役、もしくは禁錮に當る事件に限ぎられてゐる。

(二)陪審に附せぬ犯罪 大審院の特別權限に關する罪、皇室に對する罪、内亂に關する罪、外患に關する罪、國交に關する罪及び騷擾に關する罪、軍機保護法、陸

海軍刑法の罪及びその他軍機に關して犯したる罪。法令に依り行ふ公選に關し犯したる罪。

(三)陪審員たる資格、三十歳以上の帝國臣民たる男子、引續き二年以上同一市町村内に住居すること、引續き二年以上直接國稅三年以上を納むること。讀み書きを爲し得る事。

(四)陪審員たるを得ざる者。禁治産者、準禁治産者、破産者にして復権を得ざる者。者、亞者。盲者。懲役、六年以上の禁錮、舊刑法の重罪の刑、又は重禁錮に處せられたる者。

(五)陪審員の職務に就くを得ざる者。國務大臣。在職の判事、検事、陸海軍法務官。在職の行政裁判所長官。行政裁判評定官。在職の宮内官吏、現役の陸海軍軍人。在職の廳府縣長官、郡長、島司、廳支廳長、在職の警察官吏。在職の監獄官吏。在職の裁判所書記長。裁判所書記。在職の收稅官吏、稅務官吏。專賣官吏。郵便電信電話鐵道及び軌道の現業に従事する者並に船員。市町村長。辯護士。辨理士。

公證人、執達吏、代書人。在職の小學校教員、神官、神職僧侶、諸宗教師。醫師、齒科醫師、藥劑師、學生、生徒。

陪審員の選出 我國の陪審員は左の手續を経て選出されるのである。

(一)市町村長は毎年陪審員資格名簿を作成し、九月一日現在に依り、其の市町村内に於て資格を有する者の氏名を登載する。陪審員資格者名簿には、資格者の氏名、身分、職業、住居地、生年月日及納稅額を記載し、別に其の副本一部を作り、これを管轄區裁判所判事に送附する。

市町村長は毎年十月一日より七日間その廳に於て陪審員資格者名簿を縦覽に供す。

(二)地方裁判所長は毎年九月一日までに、翌年所要の陪審員の員數を定め、管轄區域内の市町村に割當て、これを市町村長に通知する。市町村長がその通知を受けた時は、整理を了したる陪審員資格者名簿に基き、抽籤を以て割當てられた員數の陪審員候補者を選定し、陪審員候補者名簿を調製する。

市町村長は十一月三十日迄に陪審員候補者名簿を管轄地方裁判所長に通知し、一方

市町村長は、その名簿に登録されたる者にその旨を通知し且つ其の氏名を告知する。
(三)陪審の評議に付すべき事件に付、公判期日定まりたるときは、地方裁判所長は、豫め定めたる市町村の順序に依り、各陪審員候補者名簿より、一人又は数人の陪審員を抽籤し、陪審員三十六人を選定する。その抽籤は裁判所書記の立合の上で行ふ。

陪審の手續 陪審は左の順序方法に依つて行はるのである。

(一)陪審は十二人の陪審員を以て構成される。

(二)陪審は判事、検事、裁判所書記、被告人、辯護人及び陪審員列席の公判廷で行はる。

(三)陪審員二十四人以上出頭したるときは、裁判長はその氏名、職業及び住居地を記載したる書面を示し、検事及び被告人に對し、陪審員中除斥せらるべき者なるや否やを問ひ、更に裁判長は陪審員に、被告人の氏名、職業及び住居地を告げ、除斥の理由ありや否やを質す、検事、被告人及び陪審員が除斥の理由ありとするときは其の旨を申し立て、排斥の理由なしとするときは、裁判所はその通り決定する。

(四)検事及び被告人は、陪審を構成すべき陪審員の員数を超過する員数に付、各その半数

を忌避することが出来る。

(五)裁判長は検事の被告事件陳述前、陪審員に對し、陪審員の心得を論告し、これを以て宣誓せしむる。その宣誓書には、良心に従ひ、公平誠實にその職務を行ふことを誓ふ旨を記載したもので、裁判長は起立して、宣誓書を朗讀し、陪審員をしてこれに署名捺印させる。

(六)裁判長は陪席判事の一人をして被告人の訊問及び證據調べをさせることが出来る。陪審員は裁判長の許可を受け、被告人、證人、鑑定人、通事及び翻譯人を訊問することが出来る。

(七)辯論終後裁判長は陪審に對し、犯罪の構成に關し、法律上の論點及び問題となるべき事實、並びに證據の要領を説示し、犯罪構成事實の有無を問ひ、評議の結果を答申すべき旨を命ずる。

(八)裁判長の問は、主問と補問とに區別し、陪審が「然り」又は「然らず」と簡單に答へ得べき文言を以て問を發する。主問は公判に附せられたる犯罪構成事實の有無を評議

せしむる爲め、補問は公判に附せられたるものと異なりたる犯罪構成事實の有無を評議せしむる必要ありと認むる場合に發するものである。

(九) 裁判長は問答に署名捺印し、これを倍審に交付する。

(十) 裁判長は評議を爲さしむる爲め、倍審員をして評議室に退しめる。(評議とは倍審員同志の合議を言ふ)

(十一) 部審員は裁判長の許可を受けた上でなくては、評議を終る前に評議室を出て、又は他人と交通することが出来ぬ。部審員でない者は、裁判長の許可を受けた上でなくては評議室に入る事が出来ぬ。

(十二) 部審員は部審長を互選する。部審長の任は議事を整理するにある。

(十三) 部審の答申は裁判長の問に對し「然り」又は「然らず」の簡單なる言語でしなくてはならぬ。但し問の文句に掲げた事實中、一部を肯定し、或ひは一部を否定するときは「これに付ては然り」又は「之に付ては然らず」と答へるのである。

(十四) 犯罪事實を肯定するには、部審員(定員十二名)の過半数の意見が必要である。

もし犯罪構成事實を肯定する部審員の意見が、その過半数に達せぬときは、これを否定したことになる。

(十五) 裁判長は公判廷に於て裁判所書記をして、問及び之に對する部審の答申を朗讀せしめ、然る後に裁判長は部審員を退廷せしむるのである。

(十六) 陪審の答申を採擇して判決の言渡しを爲すには、裁判所は部審の評議に付して事實の判断を爲したる旨を示さなくてはならぬ。

斯くして部審員の任務は終了する譯であるが、裁判所が若し部審の答申を不當と認むるときは、更に他の部審の評議に付することが出来るのである。

部審員が呼出しに應じて裁判所に出頭するときは旅費、及び止宿料を給せられる。また故なく呼出しに應ぜず、或ひは宣誓を拒み、裁判長の許可を受けずして部審の評議室に入り、評議の模様を他人に漏らしたりなどした時は相當の制裁を受ける、しかもこの制裁は一年以下の懲役、五千圓以下の罰金と謂ふ風に相當に重いのである。

執達吏公證人及び辯護士

執達吏とは何ぞ 裁判所と云へば、判検事の外に、執達吏、公證人、辯護士等を連想させる。その執達吏とは一体何者であるか。通常裁判所には書記課を置き、裁判所書記をして記録、會計、その他の事務を行はしめ、更に區裁判所には執達吏を置き、裁判所より發する文書の送達及び裁判の執行をなさしむるもので、裁判所書記と共に裁判所所屬の所員であるされどこの執達吏が官吏か否かは一の疑問に屬する。即ち執達吏は他の一般官吏の如く判任官、奏任官等の地位を有せず、これと全等の待遇を受けても居らず、官吏たる形式は缺けてゐるが、その任命の手續及び職務の關係は一般官吏と何等異なる所がない。即ち任命は司法大臣、又は司法大臣の委任に基き、控訴院長がこれを行ひ、その職務は國務の處理で所屬判事若しくは監督判事の監督を受け、その服務上の關係は一般官吏と異ならず。且つ官吏恩給法に照して官吏同様の恩給を受くるのである。

執達吏の資格及び權利義務 執達吏たるに必要な資格は

(一) 年齢二十五歳以上。

- (二) 陸海軍の現役を了り、又はこれを免ぜられたる者なること。
 - (三) 身体健全なること。
 - (四) 家計を整理し、品行方正なること。
 - (五) 試験に合格し、且つ次の如きものでないことが必要である。即ち重罪を犯したる者。定役に服すべき輕罪を犯したる者。身代限の處分を受け負債の償却を終らざる者。懲戒處分により免職せられたる者。
- 執達吏の義務は左の如きものである。
- (一) 保證金を出さなくてはならぬ。
 - (二) 所屬區裁判所の所在地に居住しなくてはならぬ。
 - (三) 正當の事由があつてその職務を行ふこと能はざるとき、又は委任することを得ざるときは、本人若しくは裁判所、若しくは判事に之を通知しなくてはならぬ。
 - (四) 所屬裁判所の上官の命を受けたる書記及びその裁判所を管轄する地方裁判所長官の命を受けたる書記及びその上官の命に従はなくてはならぬ。

更にその権利としては、執達吏は俸給を受けないが、その代り手数料を受け、その手数料が年額百八十圓に充たないときは補助金を受けることが出来る。
執達吏の主たる職務は、裁判所より發する文書の送達を爲し、裁判所または検事局の命令に依り罰金料を徴收し、没收品を取上げまたは賣却し、令狀を執行するにあり。また當事者の委任を受け告知、催告、動産、不動産の任意の競賣をなし、拒絶證書を作成するなどがその任務である。

公証人とは何ぞ 公証人は司法大臣が任命するもので、司法大臣に隸屬し、控訴院長地方裁判所長の監督を受け、公証事務を取扱ふものである。公証人は通常官吏にあらず一種の公吏である、なぜなれば直接國務を取扱はず、公衆の委託を受け、或る特定事實を証明することを職務とするに止まつてゐるからである。

- 公証人の資格及び権利義務 公証人になるには左の要件を具備しなくてはならぬ。
(一) 帝國臣民で成年以上の男子。
(二) 一定の試験に合格したる後、六月以上公証人見習として實地修業を爲したること。

(三) 判檢事又は辯護士たる資格を有する者は試験及び實地修業を爲さずして公証人に任せられることが出来る。

(四) 次に掲げた者であつてはならぬ。即ち禁錮以上の刑を受けたる者。破産又は家資分散の宣告を受け未だ復権せぬ者。禁治産者及び準禁治産者。懲戒處分に依り免官もしくは免職せられたる者、又は辯護士法に依り除名せられたる者にして、二年を経過せぬ者。

公證人の義務としては、司法大臣の定むる所に依り、三百圓乃至千圓の身元保證金を管轄裁判所へ差出すことを要し、三十日以内に之を差出さぬときは、その職を免ぜらるゝ。その権利としては、囑託者より手数料、旅費、日當を受けることが出来る。

公證人の義務は、公衆の依頼に應じ、民事に關する公正證書を作り、又は私署證書に認證を與へ、または事實を證明することである。

辯護士とは何ぞ 辯護士は官吏にあらず、また公吏でもないが、裁判所の事務を行ふ上に於て缺くべからざる者なるが故に、序に茲に述べる。何故に官吏にあらず、公吏でもな

いかと云ふに、任命の手續に依つてその地位を得る者でなく、その職務も一の自由職業たるに過ぎぬからである。

辯護士たる資格 辯護士たるには左の要件を具ふことが必要である。

- (一) 日本臣民たること。
 - (二) 民法上能力を有する成年以上の男子たること。
 - (三) 辯護士試験に合格したるか、又は判検事の資格を有すること。若しくは法律學を修めたる法學博士たること。
 - (四) 次に掲げた者であつてはならぬ。即ち、重罪を犯したる者、但し國事犯にして復権したるときはこの限りにあらず。不敬罪、收賄罪、竊盜罪、詐欺取罪等の特別の犯罪を犯し、又は定役に服すべき輕罪を犯したる者。公權停止中の者。破産若しくは家資分産の宣告を受け復権せざる者又は身代限りの處分を受け債務の辨償を終へざる者。
- 右の資格要件を具備する者でも、辯護士名簿に登録し、辯護士會に加入する者でなければその職を行ふことが出来ぬ。

辯護士たるの義務 辯護士は左の義務を有してゐる。即ち

- (一) 辯護士は正當の理由がなければ、裁判所の命じたる職務を辭する事が出来ぬ。
 - (二) 係争事件を買受てはならぬ。
 - (三) 次に掲ぐる訴訟事件を取扱つてはならぬ。判検事奉職 中取扱つた事件。仲裁手續に依り仲裁となりて取扱かつた事件。相手方の協議を受け、これに賛成しまたは委任を受けた事件。
 - (四) 訴訟事件の委託を承諾せぬ時は、速にその旨を委託者に通知しなくてはならぬ。
 - (五) 辯護士は、帝國議會の議員、府縣會常置委員等の職務を行ふ外、報酬ある公務を兼ねることが出来ぬ。但し特に官廳から命ぜられた職務を行ふのは別である。
 - (六) 辯護士會の許可を受けてでなくては商業を行つてはならぬ。
 - (七) 辯護士會に加入しなくてはならぬ。辯護士會は檢事正の監督を受けるものである。
 - (八) 辯護士は、司法裁判所法廷では制服を着用しなくてはならぬ。
- 辯護士は辯護士法に背き、又は辯護士會々則に背いた時は、管轄控訴院で開かるる懲

戒裁判所の懲戒処分を受けなくてはならぬ。その懲戒の請求は検事から提出するもので、懲戒罰の種類は譴責、百圓以下の料、一年以下の停職又は除名である。

罪は如何にして執行さるるか

刑務所とは何ぞ 裁判の結果、罪ありと決定すれば、それに對する罰が行なはれる。罰即ち刑を執行する所は刑務所である(尤も罰金その他の例外はあるが) 刑務所は、昔の監獄の新らしい名稱である。

刑務所には四つの種類がある。(一)懲役 監は懲役に處せられたる者を拘禁し(二)禁錮 監は禁錮に處せられたる者を拘禁し、(三)拘留 監は拘留に處せられたる者を拘禁し、(四)拘留監は刑事被告人及び死刑の言渡を受けたる者を拘禁する所である。

新たに入監する者あるときは、令状又は判決書及び執行指揮書その他適法の文書を査閲した上でなくては入監させることが出来ぬ。

在監者は精神、身置の狀況が獨居を不適當と認むる者の外は、獨居拘禁に付することが

出来るが、普通は雜居拘禁をする。十八歳未満の者は特別の場合を除く外、それ以上の年齢の者と監房を別にすることになつてゐるが、心身發育の狀況が其必要なしと認むるときはこの限りではない、刑事被告人で、被告事件の相關聯するものは、互にその監房を別にし、監房外では、交通を遮断することになつてゐる。

囚徒の作業及び教誨 在監者をおしなべてこれを囚徒といふ。作業は囚徒の刑期、健康、職業、將來の生計等を斟酌してこれを課するもので、十八歳未満の者に課すべき作業には特に教養に關する事項を斟酌することになつてゐる。

刑事被告人、拘留囚及び禁錮囚は、作業に就く必要のないものであるが、もし其等の者が作業に就くを希望するときは、その選擇するものに就いてこれを許すことが出来る。作業の收入は國庫に歸する。但し作業に就たものに對しては作業賞與金を給することがある。

受刑者には教誨を施し、その他の在監者にも請求に依つて教誨を行ふ。十八歳未満の受刑者には教育を施し、その他の受刑者にして特に必要ありと認むるものには年齢に拘らず教育を施すことが出来る。

囚徒が文書圖書の閲讀を請ふときは、懲化及び規律に妨げなきものに限り之を許す。
囚徒の制裁 囚徒の改悔の状ある時は賞遇を爲し、非行あるときは懲罰を加ふ。懲罰には(一)叱責(二)賞遇の三月以内の停止(三)賞遇の廢止(四)文書圖書閲覽の二日以内の禁止(五)請願作業の十日以内の停止(六)自辨に依る衣類、外具、著用の十五日以内の停止(七)糧食自辨の十五日以内の停止(八)運動の五日以内の停止(九)作業賞與金計算高の一部又は全部の削減(十)七日以内の減食(十一)二日以内の輕屏禁(十二)七日以内の重屏禁といふに分れてゐる。

若し天災事變に際し、刑務所内に於て避難の道なしと認むるときは、囚徒を他所に避難せしむべく、若しその暇もなきときは、一時これを解放することが出来る。解放された囚徒は二十四時間内に出頭せぬときは、逃走と看做し一年以下の徴役に處せらる。

第十 罪 と 罰

法制講話篇(二)
(刑法の話)

刑罰の分類とその内容

刑罰の種類 裁判の結果有罪と決定すれば、刑罰に行はれる。刑罰の種類は刑法に規定されてゐる。即ち、刑罰は之を大別して主刑及び附加刑とする。主刑は獨立してそればかりを課することの出来る刑罰、附加刑は、主刑に附随してのみ課すべき刑罰である。主刑に六種あり、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料で、附加刑は罰收のみである。更にまた、刑罰を刑の實質から分ける分け方もある。それに依れば、生命刑、自由刑、及び財産刑の三種となる。死刑は即ち生命刑で、懲役、禁錮及び拘留は自由刑、罰金、科料及び没収は財産刑である。以下少しく細説を試みよう。

生命刑とは何ぞ 生命刑は、犯人の生命を奪ふもので、刑罰中最も重いものである。

法律では之を死刑と云ふ。刑法に於ては、(一)天皇、以下に對する危害罪(二)皇族に對する危害罪(三)背叛罪及び(四)軍用建造物の交付罪を犯したるものは絶對的に死刑に處する。外に十二種の犯罪に付き、死刑を他の刑と選擇的に科定してある。

死刑はこの國でも、最も古くから行はれてゐる刑罰であるが、現今ではこれを廢止すべしと云ふ論者がある、又一方には、これを存続すべしと云ふ論者もあつて、互に抗爭してゐる、死刑廢止論は、歐洲文藝復興以後から唱出されたもので、初めはその勢力が極めて微々たるものであつたが、其後漸次勢力を得、伊太利、和蘭、諾威、葡萄牙及び羅馬尼亞では、法律上死刑を廢し、端西の各州及び北米合衆國の或る州でもまた全様である。戦前の獨逸各邦でも一時これを禁止したが、其後再興し、我國でも刑法改正の際死刑廢止の議論が可なり高かつたが、結局これを存置することとなつたのである。

自由刑とは何ぞ 自由刑とは身体を拘束することとなつたのである。懲役、禁錮及び拘留がこれである。

懲役及び禁錮は、各無期と有期とに分つ。無期は即ち終身である。有期の懲役及び禁

錮は各一月以上十五年以下とし、更にこれを加重する時は二十年に至り、減輕するときは一月以下に下すことが出来る。懲役と禁錮との差異は、定役即ち強制労働の有無に依る、懲役は主として破産罪及び同種の傾向を帯ぶる犯罪行為者に課せられ、禁錮は然らざる者に課せられる。拘留は一日以上三十日未満、犯人の自由を拘束するものである。禁錮と拘留とは形式上の區別がある中で、實質は何等差別はない。

財産刑とは何ぞ 財産刑は、犯人の財産を剝奪するものである。刑法では三種の財産刑を認めてゐる、即ち罰金、科料及び沒收これである。罰金及び科料は主刑で、沒收は附加刑である。

罰金は寡額即ち最小限度が二十圓で、減輕するときは、それ以下に下すことも出来る。多額、即ち、最大限度は何程と明定せず、一定額の幾倍を以て算定する場合がある。例へば刑法第百五十二條の規定の如きがそれである。故に計算の基礎になる定額が多ければ罰金も随つて多く、或は數萬圓、數十萬圓に達する場合もないとは限らぬ。

科料は十錢以上二十圓未満で、科料と罰金との差異は、恰かも拘留と禁錮との差異の如き

ものである。
没収には一時的のものの特種のものがある。一般的没収は、犯人の全財産を没収するもので、特別没収は、犯罪に關係あるもののみを没収するのである。我國の刑法は、他一般文明國と等しく特別没収のみを認めてゐる。没収は附加刑であるから、主刑に附加してなければ、これを課することが出来ないのは無論である。

刑罰は如何に適用さるゝか

刑罰適用の種類

或る犯人に對し、如何なる刑罰を適用すべきかは、司法權の一部で、法律に依つて裁判所がこれを行ふものである。刑の適用に就いては、擅斷適用主義と、法定適用主義との二つがある。我が刑法は法定主義を採用してゐる。

法定適用主義は、また之を更に絶對主義と、相對主義とに分つことが出来る。絶對主義は各罪に就いて課すべき刑の種類及び範圍を法律に確定し、各箇の犯罪に對し、犯情に依りて刑の適用を選択伸縮する餘地を與へぬもので、相對主義は、一定の犯罪に對して、抽象的

に刑の種類と範圍とを規定し、その範圍内に於ては、選擇伸縮の出来るやうにしたものである。改正刑法はこの相對主義を採用してゐる。これに依る時は、或る犯人に課すべき刑は裁判所が、これを具体的に指定して始めて定めるものである。
更に刑罰の適用に就いて、定期宣告主義と、不定期宣告主義とがある。我國の刑法は前者を採用し、刑を宣告するには、必ずその刑種及び刑量を確定しなくてはならぬものとされてゐる。

刑罰の加重と減輕

刑の加重は、法定の原因ある場合に限つてこれを行ふもので、裁判官の職權もしくは手加減では出来ないことになつてゐる。刑の加重には一般のものの特種のものがある。一般的加重は、累犯及び併合罪に於てこれを適用し、特種加重は各本條の規定に依り、特に加重刑を定めたものにこれを行ふのである。

刑の減輕に、法律上の減輕と酌量減輕との別がある。法律上の減輕とは、法律の指定したる原因に基づく減輕で、酌量減輕とは、裁判上の酌量に基づく減輕である。刑を免除することは、別に法律上に指定したる原因のある場合に限つて行なはれるもので、酌

量で免除するといふことは、法律上出来ないことになつてゐる。

自首と首服と 自首と首服とは、ともに一般減輕の原因となるものである。即ち自首は犯罪捜査に従事する公務員（警察官、検事等を指す）に對し、自ら進んで自己の犯罪を告知する行爲である。自首の方法に就ては特別の規定がないから、書面、口頭、電話、電信等で、苟くも告知の意思表示を到達せしめ得れば、それでよい。而して自首は犯罪の未だ官に發覺せぬ前にしなくてはならぬ。犯罪發覺の後、公務員の訊問に對して自己の犯罪を陳述するのは自首で、自首ではない、これを區別しなくてはならぬ。

首服は被害者に對し、自己の犯罪を告知する行爲である。親告罪（被害者の告訴を待つて始めて論すべき罪、名譽に關する罪、過失傷害の罪、暴行に關する罪などそれである）に於て告訴権者（被害者又は、その法定代理人）に對して爲したる首服は、自首と同一の効力を有するものである。首服は自首と全じく、犯罪が官に發覺されぬ前で、且つ告訴権者に發覺されぬ前にしなくてはならぬ。

刑の酌量減輕 刑法第六十六條に、「犯罪の情狀憫すべきものは酌量して其の刑を

減輕することを「得」とあり。犯罪の情狀憫すべきものといふは、主としてその犯罪の動機が、同情の價値ありと認むるものといふ。例へば他人の不正行爲の爲め激怒を發し、他人を傷害したる場合、赤貧の餘りに犯せる小盜などその類である。尙ほ犯人の意思の不成熟（未成年）及び法律上の減輕の原因となるべき事實もまた憫すべき情狀の一としなくてはならぬ。

刑罰は如何にして執行さるるか

死刑の執行 刑の執行は、判決確定の後でなくては、行ふことが出来ぬ。刑の言渡が確定しても、死刑だけは、更に司法大臣の命令を受けなくてはならぬ、刑の執行猶豫の言渡しがあつたときは、その言渡を取消す裁判の確定した後でなくては、執行することが出来ぬ。右二つの場合の外は、刑の言渡が確定すると同時に、これを執行するを原則とする。

死刑は、獄内に於て絞首するのである。死刑の執行は、犯人の生命を斷つを目的とするものであるから、若し蘇生したら、再び絞首して完全に生命を斷たなくてはならぬ。死刑は

大祭祝日、一月一日、二日及び十二月三十一日には、これを行はぬ。蓋し神聖なるべき日に於て不祥なることを行ふを忌むからである。

死刑の言渡を受けたる者、心神喪失したるときは、司法大臣の命に依り、その全瘡に至るまで刑の執行を停止する。これは、行刑の趣旨を、犯人に解らせる爲めと、一つは、犯行當時の精神状態を追査して、特赦を奏請する必要が生ずるかも知れぬからである、また死刑の言渡しを受けたる婦女が懐胎してゐるときは、分娩するを待ち、更に司法大臣の命令がなければ刑を執行することは出来ぬ。生兒の保護と、産婦に對し慈悲を加ふることがその趣意である。

死刑の言渡しを受けたる者は、その執行に至るまで、これを獄内に拘留し、司法大臣の命令があれば、その日から三日以内に死刑を執行するものである。執行に就いては檢事及び書記の立會を要し、特別の許可ある場合の外、其關係者の刑場に入ることを禁止する。

自由刑の執行 自由刑、即ち犯人の身体を拘束する刑罰は、刑務所内に於て執行する。即ち懲役は獄内に拘留して定役に服せしめ、禁錮は獄内に拘留するのみにして定役

に服せしめず、拘留は拘留場に拘留するのである。

自由刑の執行に就ては、刑期計算の問題が生ずる。法律の規定に依れば、刑の期間は裁判確定の日より起算し、判決に定めたる期間の終了するまでこれを執行し、その當日に於て放免する。期間を定むるに、日を以つてしたるときは、二十四時間を以つて一日とし、月または年を以つてしたるときは、曆に従つてこれを計算する。曆に従ふときは歳の平閏、月の大小に依り日數に差を生ずるけれども、計算の便利なる利益がある。この計算に依つて年または月の初めから幾年、または幾月の期間を起算するときは、その期間は常に最終の年または月の終日を以つて查了するものとし、年または月の初めより起算せざるときは、その期間は最終の年又は月に於て、その期算日に應當する日の前日を以つて満了する。もし最終の月に其起算日に應當する日がないときは、その月の末日を以て満期日とする。

自由刑も、判決確定後直ちに執行するを原則とするも、刑の言渡を受けたる者、左の各號の一に該當するときは、その事故の已むまで、その刑の執行を停止することか出来る。

- (一) 心身喪失の状態にあるとき。

(一) 刑の執行に依り、生命を保つこと能はざる虞れあるとき。

(二) 受胎後七月以上なるとき。

(三) 分娩後一月を経過せざるとき。

(四) 刑の執行を停止には期限がないから、前號(一)(二)の如き者に對しては、或ひは終身に互つて刑の執行を停止する場合があるかも知れぬ。刑執行の停止期間は、これを刑期中に計算する譯には往かぬ。

財産刑の執行

罰金、科料及び沒收は、確定判決に依り、言渡されたる金額物件を、犯人より徴收することに依つて執行するものである。徴收の方法は、必しも強制的なるを要せず、當事者より任意に納付せしめ、これを收納するを以て足る。されど、犯人もし任意に納付せぬときは、強制執行に依つて徴收する。

強制執行に依り、本人の財産状態を検索したると否とに係はらず、罰金又は科料を完納する資力のないことが判明すれば、罰金に就いては一年以上以下、科料に就いては一日以上二十日以下(科料併課の場合は六十日以下)の範圍に於て、相當の期間内に勞役場に留

置する、但し罰金に就ては、裁判確定後三十日、科料に就ては同じく十日を過ぎたる後でなければ、本人の承諾なく、留置の執行は出来ぬことになつてゐる。これ、借金、勞働その他の方法は、資金を調達せしめる趣意に出たのである、罰金または科料の幾分を納附したるときは、罰金、科料の金額と、留置日數との割合に應じ、金額に相當する日數を控除してことを留置する。

刑の執行猶豫とは何ぞ

執行猶豫の目的 執行猶豫は、進みたる刑事政策の一つの現れである。この制度の要旨は短期自由刑の執行に伴ふ悪弊を除き、且つ犯人の自新(自ら心を一新して善良の人間となること)に依つて、刑罰の目的を達せんとするものである。短期自由刑は、犯人を善化する効力乏しく、却て獄内の悪習に染ましめて、益々墮落せしめる傾向あるは、統計に徴して明である。故に、初犯、若しくはこれに準すべき微罪者にして、從來の品行不良ならず、且つ之を假りに放免するも、再び犯罪を爲す危険なしと認められるときは、相當の期

間、その刑の執行を猶豫することを言渡し、もしその期間内に、再び犯罪を爲さざるときは初から刑の言渡がなかつたと同じく、無垢の良民に復歸することを得しめ、若しこれに反して、再び犯罪を爲すときは、さきに猶豫したる刑と、再犯の刑とを併せ執行する者とし、恩威を併行して犯人の自新を促すものである。

執行猶豫に関する條件

執行猶豫には二つの條件がある。即ち(一)現在の犯罪が二年以下

の懲役又は禁錮であることが必要である。二年以下のものに限つた理由は、執行猶豫が短期自由刑の弊害を除くを目的とするからである。罰金、拘留、科料等に執行猶豫のないは、これ等の刑が犯人の名譽心を損すること割合に少く、且つこれをして自暴自棄に陥らしむる危険がないのみならず、獄内の悪風に染ましむる虞れがないからである。(二)は前に禁錮以上の刑に處せられたること無き者、若しくは前に禁錮以上の刑に處せられても、その執行を終り、又はその執行を終つた日より七年内に禁錮以上の刑に處せられたることなきものでなくてはならぬ。

以上二つの條件を具備しても、裁判官が職務上の裁量に依つて、執行猶豫の目的を達す

る見込ありと認められたものでなくては、執行猶豫は得られないのである。猶豫期間は、最長を一年とし、最長を五年とする。裁判官は各場合につき、この範圍内に於て適當の猶豫期間を決めるのである。

執行猶豫の取消

刑の執行猶豫の言渡を受けた者が、その猶豫期間内に、左の各號に當る事實が生ずれば、その執行猶豫は取消されてその罪に服さなくてはならぬ。

(一)猶豫の期間内更に罪を犯し、禁錮以上の刑に處せられたとき。随つて罰金、拘留、科料に處せられても、取消される原因とはならぬ。猶豫期間經過後の處刑は、すべて取消の原因とならぬこと勿論である。

(二)猶豫の言渡を受ける前に犯したる他の罪につき、禁錮以上の刑に處せられたるとき、即ち、別の罪が、猶豫期間内に發覺し、しかもそれが禁錮以上に該當する場合である。

(三)猶豫の言渡前、他の罪(前に述べた執行猶豫に関する二つの條件中(一)(二)のものを除く)につき禁錮以上の刑に處せられたことが、猶豫期間内に發覺したるとき。

時効とは何ぞ 此に時効のことをついでに述べて置く、時効は刑罰消滅の原因の一種で

種で、即ち時の経過に依り、刑罰を消滅せしむるものである。これに公訴時効と、刑の時効との區別がある。

公訴時効と云ふは、公訴権（検事の）を消滅せしむるに止まらず、刑罰請求権の實體を廢棄するものである。即ち、執行猶豫と同一性質のものである。刑事訴訟法第八條に依れば左に掲ぐる期間を経過すれば、公訴の時効が完成し、その人は罪に問はれないのである、即ち

- (一) 死刑に當る罪は十五年。
 - (二) 無期、または長期十年以上の懲役、もしくは禁錮に當る罪は十年。
 - (三) 長期十年未満の懲役、又は禁錮に當る罪は七年。
 - (四) 長期五年未満の懲役、若しくは禁錮又は罰金に當る罪は三年。
 - (五) 刑法第百八十五條の罪（賭博）は一年。
 - (六) 拘留又は科料に當る罪は六月。
- の時効と謂ふのは、時の経過の爲に刑の執行を免除されるのを謂ふ。この時効は、刑の

言渡確定したる後、左の期間内、その執行を受けざるによつて完成するものである、即ち

- (一) 死刑は三十年。
 - (二) 無期の懲役又は禁錮は二十年。
 - (三) 有期の懲役又は禁錮は、十年以上は十五年、三年以上は十年、三年未満は五年。
 - (四) 罰金は三年。
 - (五) 拘留、科料及び沒收は一年。
- 時効の中断 刑の時効進行中、生命刑及び自由刑は、犯人を捕縛したるとき（たとひ後で逃走しても）は時効は中断せられ、財産刑はその徴收の執行を爲したるによりて時効は中断される。時効が中断されるれば更に新らしく時効の計算をせねばならぬ。

第十一 國費は如何にして調達さるるか

財政講話篇(一)
(豫算の話)

豫算編成の方法及び順序

豫算の意義 憲法第六十四條を安するに「國家の歳入は、毎年豫算を以て、帝國議會の協賛を経べし」とある。即ち、ここに云ふ豫算とは將來一定の期間(即ち一會計年度)に於ける國家(若しくは府縣その他の公共團體)の歳入歳出を、數字的に算定したもので、謂はば國費の見積りである。國費の見積りと云ふも、毎年これを編成して議會の協賛を経なくてはならぬのは、これを以つて政府の財政を監督する目安とするからである。財政は國家の隆否に密接の關係あり、また人民の權利義務に影響する大なるか故に、議會に於ける討議には、最も慎重を要し、我が議院法第二十九條に「凡て議案を發議し、及び議院の會議に於て、議案に對し、修正の動議を發するものは、二十人以上の贊成者あるにあ

あらざれば議題を爲すことを得ず」と規定せるに反し、同第四十一條には「豫算に就き議院の會議に於て修正の動議を發するものは、三人以上の贊成者あるにあらざれば議題となすことを得ず」と規定せるに見ても、豫算の議決を他の法律案の議決よりも一層慎重ならしめたることが判る。

豫算は何故に必要か 一家の經濟でも夫々一定の見積りを立て、收入支出の均衡を計らなくてはならぬ。況んや數億、十數億に達する國家の經濟(これを財政と云ふ)には豫算の必要なるは無論である。その理由を少しく述べて見よう。

(一) 國家經濟即ち財政はその規模廣大で組織複雑を極め、政務また幾多の部局に分轄されてゐるから各部局に必要な經費を、豫め限定して置かなくては、濫費の弊に陥り、また往々政務の緩急、前後を誤る懼なしとせぬ、仍てその比較對照に便なる數字的表示、即ち豫算の必要が生ずるのである。

(二) 國家財政は強制權を有し、政務を執行するに必要な經費即ち國費は人民の財産もしくは收入から徵收するもので、その任に當る官吏に、苛斂誅求の弊に陥らしめぬやう、

う、これを豫防し監督する爲めに必要である。

(三) 國家の生命は永遠である、國家財政は、個人經濟の如く目前の利益に走らず、一時の利害よりは寧ろ永久の利害を顧慮して政務を處理し、随つてその計畫は長期に涉たる故、正確なる豫算に準據するにあらざれば、財政は紛糾錯雜するを免れず、即ち財政の全体を包容して概観することを得ると同時に、明確に種別せられて、各局部の按排を通覽することを得べき豫算は、國家財政の基礎を固くする上に於て必要である。

豫算編成の順序

我國は他國と異なり、豫算の編成には、立法部即ち議會をして少も關與せしめず、専ら大藏大臣がこれを行ふのである。即ち大藏大臣は、歳入の狀態を調査して歳入概算書を作り、これを閣議に提出して豫算案編成の大体の方針を定め、各省大臣はこれに準據してその省の所管經費を算定して、豫算經費要求書を調製し、九月三十日までに大藏大臣に送附する、大藏大臣はこれを纏めて歳出入全体の豫算を作り、これを閣議に提出し、いよいよ最後の法定を告げた上で、これを印刷に附し何年度豫算案として、例年一月下旬、即ち休會明けの衆議院に先づこれを提出し、兩院がこれを議定し、御裁可

を経れば、ここに豫算案は豫算となり、その年の四月一日から實行されるのである。

會計年度と豫算案提出期

會計年度とは何ぞ

會計年度とは、歳入歳出の計算を完了する一定の期間を云ふ。

この期間を限定するでなければ計算は重複し、到底その整理を見ることの出来ないのは、個人の經濟も國家の財政も何等異なる所はない、否な國家の財政は、その規模が大きいだけ、一層期間限定即ち會計年度の必要がある譯である、その會計年は、戦前の獨逸各邦の如く、數年の長きに涉たるものもあつたが、現今では、經濟社會の狀態益々複雑を加へ、その變移またすこぶる急激なるものもあるので、大抵は十二箇月即ち滿一箇年を以て、一會計年度の期間と定めて居る。

年度開始の時期

一會計年度を十二箇月とすることは、多くの文明國が一致する所であるが、その年度の初めを何月とするやは、その國々に依つて事情を異にし、全一にする譯には往かぬ、即ち我國及び英獨丁諸國は四月一日を以つて年度初めとし、翌年三月三十一日

を以つて年度終とする。米國は、以前は曆年と同じく一月一日に始まり十二月三十一日に終つたが、今では七月一日を以つて年度初として居る、これと時期を同するは、西、葡、諾、加奈陀、墨其西等で、佛、白兩國は曆年同様一月一日を以つて會計年度の始めとしてゐる。

斯くの如く、年度開始の時期は、各國々情の如何によりて、夫々差異があるが、各國を通じて、年度開始には二つの條件が必要なのである。それは(一)納税その他の關係に因り國庫に收入多く、支出の少き時期を擇ばなくてはならぬ、さうでない、國庫は大藏證券を發行したり、中央銀行から借入金をしたたり、いろいろ遺算段をしなくてはならぬ。(二)は、なるべく議會開設期に近づけしめなくてはならぬ。さうでないと、折角議會の協賛を得た豫算も、これを施行するに當つて、時日の経過と共に種々事情の變化を來し、或ひは追加豫算の續出、或ひは豫備金支出等の必要が起つて來ぬとも限らぬ。我國では、右二つの條件に一番よく適合するのは、四月である、即ち四月一日を以て會計年度の始期と定めた所以である。

豫算案提出の時期 豫算案を議會に提出する時期も、年度開始の時期の異なる如く、各國全一ではないが、その時期は議會の審議に差支を生ぜぬ限り、なるべく年度開始期に接近せしむべきもので、もし豫算案を議會に提出する時期が早きに失すれば、これが施行までに種々事情の變移を來し、豫算の正確を失ふ虞がある。例へば地租、所得税の如き直接税は、豫算編成期と施行期との間に、或る間隔があつても、國庫の收入に大した増減はないが、間接税にあつては、市場状況の變動に伴ひ、國庫の收納に大なる影響を及ぼすは明かである。歳出に於てもさうである。官吏の俸給、諸給の如きは一定して變動少いが爲に、これが算定は敢て困難でないが、作業費等の如きは、物價及び貨銀の高低に依りて増減するが故に、豫算にもまた狂いを生ずるは當然である。要するに歳入歳出ともに、豫算案を議定する時期と、これを施行する時期とは、努めて短くしなくてはならぬのである。我國の豫算案は、前にも述べたる如く、各省大臣の豫算經費要求書を、前年度九月三十日までに(以前は八月三十一日まで)あつたが、兎角後れがちなので、今の如く改めたのである)大藏大臣に提出し、大藏大臣は總豫算を編成し、翌年一月下旬、即ち議會休會

明けの劈頭議會に提出し、その審議協賛を経て、四月一日の新年度より施行することになつてゐるから、豫算編成に著手してから、約七箇月後に實施せらるる譯で、これを佛國の十二四箇月に比すれば甚だ短く、英國の五六箇月、米國の六七箇月とは、まさに伯仲の間にある。

豫算は如何にして算出するか 豫算の算出は、即ち一國財政の基礎をなすもので、最も正確を期せなくてはならぬ。各國政府の從來採り來つた豫算算定法を見るに凡そ三種あり、即ち左の如し。

(一) 剩餘法。 豫算案の算出にあたり、ことさらに歳入を少く見積、歳出を多く見積る方法で、この方法に依れば年度末には必ず多額の剩餘を生じ、これを後年度に繰越すが故に、財政は常に綽々として餘裕ある如くである。されどかくの如きは甚だ危険な算出法で、財政紊亂を招く基をつくるものである。何となれば、かかる算出法を採用するに於ては、一方無用の負担を人民に課すると同時に、他方豫算の施行に當り、行政部をして濫用浪費の弊に陥らしめるからである。我國の豫算はやゝもすればこの傾向

の伴ふのは遺憾である。

(二) 比較法。これは主として佛國で行はるゝ方法で、これに自動法と加増法との二法がある。自動法とは、前年度の現計を以て直ちに次年度の豫算とする方法で、編成は至極簡易であるが、過去の歳計を以て將來を律せんとするもので、變轉窮りなき社會相に應ずる所以ではない。加増法は前者の缺點を捕ふ爲めに案出せられたるもので、産業の進歩、その他の原因より來る歳入の増加を推定し、これを前年度の現計に加算して、來年度の豫算額とするものである。されどこれまた、徒らに歳計を年々膨脹せしむる傾向ありて、決して健全なる算出法と謂ふことは出来ぬ。

(三) 推究法。これは廣く英米伊獨等に行はるる算出法で、過去數年間の平均額を基礎とし、これに種々の材料に依つて推定したる増減額を按排する方法で、財務當局は人口金融、交通、貿易、産業等有らゆる豫算に影響する材料を蒐集して歳入歳出の消長を判定すると同時に、過去數年間の變動に顧みて、將來の豫測をするものである。これは比較的、穩健にして過誤の少き算出法である。

我國では、歳入の算出には特別の規定なく、最近の現計に前兩三箇年の増減額を參照してこれを定むるもので、その算定甚だ精確である、歳出に關しては、明治二十三年六月公布された算出概則なるものに依り、法律、命令及び契約上、すでにその額の定まつてゐるものはそれに依り、人件費は人員、用品各別に算出し、物品費は過去三箇年の平均額を採ることになつてゐるが、將來の豫測算出をせぬから、未だ十分精確とは云ふことが出来ぬ。

豫算の種類

總豫算とは何ぞ 豫算を分つて通常これを三種とする。總豫算、(又は一般會計豫算)

特別會計豫算及び追加豫算、これである。

總豫算とは歳計全体に關する豫算で、歳入歳出の全体を通觀するに足るべきものを云ふこの豫算は重要な種別を爲すに止め、細目に涉ることを避くべきもので、先づ歳入豫算と歳出豫算とに分ち、更に經常、臨時の二部に區別する。而して歳出豫算は各省別に分

ち、歳入豫算は、財源の種類に從ひて分類する。

總豫算は、系統的に綜合せられ、常に議會計會の劈頭(例として休會明けの)に提出せられ、その協賛の標的となる主的豫算で、大正何年度豫算が十何億何千萬圓で、前年度より多いとか少いとか云はるるのは、この豫算を指すのである。

特別會計豫算 特別會計とは、事項もしくは地域に依り、特別の經濟を爲さしむるが爲め、一般會計より分離して、獨立の會計を爲さしむる爲めに設けられたものである。

事項に依るものは鐵道省の豫算、國債整理基金の如きがそれで、地域に依るものは、朝鮮總督府を始め、各植民地の豫算の如きそれである。これ等特別會計に屬するもの現今にて三十七の多きに上つてゐる。これを分類すると凡そ左の三種となる。

(一) 作業上の理由に基くもの、國家が收入を得る財源として商工業、または運輸業を經營することがある。この場合、これを特別會計としてその收支及び益金の多寡等を一目瞭然たらしむるを以て便利とする。即ち、鐵道省、專賣局、印刷局、造幣局、製鐵所等の豫算がそれである。

(二) 財政上の理由に基くもの。その收支は財政上一定の目的を有し、この目的以外に使用を厳禁すべきもので、國債整理基金、對支文化事業、教育基金、災害準備基金の如きそれである。

(三) 政治上の理由に基くもの。政治上紛争の原因となるべきものを、なるべく一般會計より分離して、獨立せしめんとするものである。大學または官立學校特別會計はこの趣旨に基ついたものである。

この外、地域の關係及び行政上の都合より來る、前述植民地の特別會計の如き、また廣き意味に於ける政治上の理由に基くものとしてもよからう。

茲に注意の必要なのは特別會計と一般會計との關係である。兩者の關係は、特別會計の性質如何に依つて違ふ、即ち作業會計にあつては、特別會計は一般會計に歳入を繰入れる、これ即ち益金として豫算上一般會計の歳入に入るものである。然るにその他にありては、原則としては、特別會計は、一般會計より資金を仰ぐものである。その兩者間に於ける資金の移動は、國庫統一主義の結果、現金が一方から他方へ場所を變へるのではなく

唯た帳簿上の移轉に過ぎぬ、これを「移換」といふ。

追加豫算とは何ぞ 追加豫算とは、總予算を議會に提出したる後、變更の起りたる收支に關する豫算で、總豫算に追加せらるるものを云ふ。即ち追加豫算は、豫想せぬ事件の發生に依るものであるから、已むを得ぬ場合もあるが、總豫算案の議會提出時期より年度開始に至るまでの期間が長きに過ぎれば、豫期せぬ事件の發生自から多く、隨つて追加豫算の續出となり、豫算は統一を失し、延いて財政の基礎を危からしめるに至るのである。

追加豫算は、總豫算または特別豫算のいづれにも附隨するもので、次年度の豫算に對するものと、目下施行中の豫算に對するものがある。いづれにしても、會計法中に「必要缺くべからざる經費及び、法律又は契約に基く經費に不足を生じたる場合の外、追加豫算を提出するを得ず」とある通り、追加豫算を以て多額の經費を要求する如きは財政上最も慎むべき所である。

實行豫算とは何ぞ 外に實行豫算の名を新聞紙上等に見ること往々ある。これは、議會解散その他の理由で、予算が不成立に終り、憲法の條項に依つて、前年度の予算を施行する

に當り、前年通り支出する必要のない經費を省き、これを實際に適合せしむる爲めに、前年度豫算の範圍内で、政府が任意に作成する豫算に名づけた名稱であるが、今では豫算不成立の場合ばかりでなく、議會の協賛を経て後に公布された豫算（之を確定豫算または成立豫算と云ふ）に對しても、その年度内に於て、何等かの出來事の爲め、歳出を切詰める必要が生じ、成立豫算の範圍内で、これを更訂する場合も、これを實行豫算と云ふのである。

豫算の分科とは何ぞ

經常部及び臨時部 豫算は先づこれを分ちて歳入と歳出とすることは、何れの國に於ても同様である。その記載の順序は、或ひは歳入を先とするものあり、或ひは歳出を先とするものありて一定せぬが、我國では歳入を先とする制度を取つてゐる。

歳入、歳出は各これを経常、臨時の兩部に分つて常とする。先づ歳入に付て云はんに、經常歳入とは、國家の永續的なる財源より生ずる歳入で、臨時歳入とは、國家の永續的財源にあらざる財源より生ずるものと、たとひ永續的財源でも、一時例外的の方法で收入し

たるものを云ふ。更に歳出に付て云へば、その支出の必要が繼續的で長期にわたるときはこれを經常歳出とし、その必要が繼續せざるか、または短期に止まるときは、これを臨時歳出と云ふべきである。

繼續費とは何ぞ 臨時歳出の部に於て、特に繼續費といふものがある。これは特別の必要がある場合、毎年豫算の協賛を経べき原則の例外として、豫め年限を定め、數年度にわたる所要金額を、その初めに於て一度に協賛を経て、その年限内は自由に事業を繼續し得るものを云ふ。

繼續費を以て支辨すべき場合は、官廳の新築、港灣の改造、鐵道の改良、砲臺の建設、大學の創立の如く、大規模の事業を起すにあたり、到底一年間に結了する能はざるときに生ずるものである。かかる場合、これを一年々々に協賛を経るとせんか、若し次年度に於て不幸にも協賛を得ざる如きことあらば、當初の計畫を中止するの己むなきに至り、國家財政は非常なる損失を蒙ることとなる。且つ、かかる大規模の工事には、また長期にわたる契約を個人と締結しなくてはならぬが、豫め繼續事業となさずして、毎年議會の協賛を経る

を要するとせば、到底長期の契約を締結することが出来ず、随てその事業の完成に支障を生ずるや明かである。これ、豫算中に繼續費なるものを設けて、この弊害を補はんとするものである。

豫算の款と項と

歳出豫算は、經常臨時ともに各省所管に分たれ、各省所管は更に款に分たれ、更に項に分たる、項の下の細目を目といふ。歳入豫算は、各省所管に分たれず經常、臨時とも直ちに款項に分たれてゐる。右の歳出豫算中、各省所管といつても、必ずしも行政上の各省とは一致せぬ、即ち豫算の大藏省所管中には、内閣、樞密院、貴族院、衆議院、會計検査院、行政裁判所その他を含んでゐる。また内務省所管中には、府縣費の設けがあつて、一箇の自治團體たる府縣等の經費の一部を含んでゐる。これ等の外の各項は、大抵行政上の所管と一致してゐる。

款項の効用は、歳入と歳出とで大部違つてゐる。歳入では、款は租税、印紙收入、官業及び官有財産收入、雑收入といふ風に分たれ、これ等の款は更に分れて、租税にありては地租、所得税、營業税以下各種の項に分れてゐる。この款と項とはただ分類の大小を示す

に止まりて、外に別段の意味はないが、歳出に至つては、これと異なり、款項の分ちは重要な意味を含んでゐるのである。

款項を設くる所以

歳出豫算に於ける款項分類は、各省所管別と同様に、大体官廳に従つて之を設くるを常とする。たとへば外務省所管を分つて、第一外務本省、第二在外公館の二つの款となし、司法省所管を分つて、司法本省、裁判費、監獄費等の

數箇の款とする類である。これ所謂縦分法である。されど款は必ずしも縦分法とのみ云ふことは出来ぬ、たとへば大藏省所管の款中には、國債費、國資運用費等を含んでゐるされどこれ等の例外はほとんど大藏省にのみ限られ、その他の各省所管に於ける款は常に縦分法に随ふといふことが出来る。

款は右に述べた如く、少許の例外を除いては縦分法であるが、款の細分たる項は、横分法なるを原則とする。横分法とは、各官廳を以て獨立的に分類せず、經費の目的を以つて分類するをいふ。即ちその主なるものを擧ぐれば、俸給及び諸給、廳費、修善費、旅費、雜給及び雜費とする類である。されどこれ等の分類たる、因襲的に過ぎざるもの多く、たとへ

ば俸給及び諸給の項と雜給及び雜費の項に於いて、判任官の俸給は前者に含まれ、雇員の給料は後者に含まれてゐる類である。また右の雜給及び雜費の項と、廳費の項とも精確なる分類と云ふことが出来ぬ。例へば郵便電信科、電話料、運搬費の如きは廳費にふくまれ、廣告反譯料、掃除費、水道費の如きは雜給及び雜費の中に含まれてゐる如きその一例である。之等は、將來統一改善すべき必要があるであらう。

款項の必要な所以 歳出豫算に款と項とを分つ必要のあるのは左の二つの理由に基づくものである。

- (一) 款と項とは立法科目である、立法科目と云ふのは、行政科目に對する語で、その各款項は互に相獨立して他と干渉することを許されぬことを云ふ。款項を分類しても、彼此互に融通し合ふことを許さば、豫算を設けて濫費を防遏する目的を達することが出来ない。而して特に立法科目なる名稱を與ふるには、各款項獨立の結果、議會即ち立法部で豫算を議決する際、各項に就いてその増減を議決するからである。
- (二) 審議の便に資するため。豫算に現れたる一切の費目、即ち款項を大別すれば(一)

自由に議決するを得るものと(二)自由に議決するを得ざるものと二種となる。その後者中には、憲法第六十七條に定めたる既定の歳出、法律の結果に依る歳出及び法律上政府の義務に屬する歳出の三者を含み、これ等は政府の同意を得ずには絶対に削減し得ざる經費で、即ち皇室費、文武官の俸給、退官賜金、陸海軍々事費、帝國議會、會計検査院、裁判所諸費及び公債費、預金利子、各種の補助金、奨勵金などがそれである。議會の豫算審議にあつて、自由に削減、修正を加へ得るは、前者即ち自由費のみである。然るに我國に於ては、豫算上特にこれ等の區別を表記せぬを以て、宜しく各款項に就てこれを吟味しなくてはならぬ。これ款項を設くる必要のある所以の第二である。

項を分つて、更に目とし、目を分つて、更に節とする。款項は右に述べたる如く絶対に流用を許さぬが、目及び節は、行政分科に過ぎぬから、流用するも差支ない、されど濫りに流用してならぬのは無論である。

凡そ豫算は、歡即ち縦分法が疎に失すれば、財政監督が自然困難となる譯であるが、ま

た細密に過ぐれば運用の妙を缺き、巨額の豫備金を備ふる必要生ずべく、即ち横分法もまた細密に過ぐれば財政運用の自由を害するやうになる。豫算編成の困難なる所以である。

豫算は如何にして施行せらるゝか

第十二 國費の收納及び支出

財政講話篇 (二)
(現計及び決算の話)

命令機關と執行機關 豫算が議會を通過し君主の御裁可を得て公布せらるゝや、四月一日の新年度から、施行されるのである。國家の歳入歳出に關する現金の出納はすべて日本銀行をして取扱はしむることになつてゐる。即ち、歳入金はすべて日本銀行に預金として預入れ日本銀行は普通預金同様これを運用し、また之に對し相當の利子を附するとなつてゐる。歳出はすべて支出官より日本銀行宛の小切手を振出し、その支拂に宛てるのである。もとは金庫制度と云ひて、歳入はすべて、日本銀行内なる政府の金庫にしまつて置き、それから支出のときは仕拂命令官が仕拂命令書といふものを發行して、支拂ふべき人に交付する、その人はこれを、日本銀行内の金庫出納役の所に持行き、現金の支拂を受くると云ふ仕組であ

つたが、大正十一年四月一日より會計法が改正されて現時のやうになつたのである、即ち國家の歳計は、収入にしても支出にしても、これを命令する機關と、實際に現金を出納する執行機關とは、劃然別系統となつてゐるのである。

會計上の分權主義 右に述べたる如く、現時の會計制度は、命令機關と執行機關と全然別になつてゐる。故に政府が租税を徴收するにしても、徴收官自ら命令を發し、また自から現金を授受することが出来ず、收税官吏はただこの租税に就て、金何程を納付せよといふ命令書を發行する権能があるのみである。而してその納税者が、その命令書に依りて實際現金を拂込むべき場所は、命令を發したる收税官吏の所ではなくて、全く別種の機關たる、出納官吏もしくは出納員である。また政府が物品を購入して、その代金を支拂ふに當つても、支出官はその人に對し金何程を支拂ふべしと云ふ日本銀行宛の小切手を振出すだけである。その人はその小切手を日本銀行に持参して、現金を受取ると云ふ仕組みになつてゐる。かく現今の會計制度が命令機關及び執行機關を設け、外に會計検査院等の監督機關を設け各別箇の職務を執らせてゐるのは、恰も憲政上に立法、行政、司法の三機關を鼎立せしめ

ると同一趣旨で、即ち會計の出納を正確ならしめ、昔の如き專制、濫費、虚偽の弊害を杜絶せしめん爲めに外ならぬ。

國費は如何にして收入せらるゝか

収入の機關 収入の機關とは、收入を命令し、若くは現金を收入するものを總括して云ふ。その收入を命令する者と、現金を收入する者とは、別箇の機關を以て當らしむるを會計法の原則とするは、前に述べた通りである。我が會計法及び會計規則に於ては收入を命令することを稱して徴收といひ、現金を收入することを稱して收納といひ、以て兩者を區別してゐる。

(一) 徴收機關。法令に依つて歳入を徴收する資格ある者は左の如し。

一、 稅務署長。或はこれを收稅官と云ふ。國稅徴收法の定むる所に依り、稅務監督局長の下にあり、納稅者に對して納稅告知書を發する。

二、 市町村。租稅中地租、所得稅、營業稅、賣藥稅、自家醫油稅は、國稅徴收法に依

り、國家は市町村をして、直接に収入の事務に當らしめる。この場合、稅務署長は市町村に納稅告知書を發し、市町村は更に納稅書に依つて、徵稅傳令書を發するのである。

三、各官廳長官、租稅以外の收入、即ち手数料、免許料、物品拂下代等に於て見る所で、納人に對して納入告知書を送附するものである。

(二) 收納機關。また受領機關とも云ふ。命令機關の發せる命令書に依りて、實際現金を收受するもので、出納官吏、出納員及び日本銀行がこれに當る。出納官吏とは所管大臣、またはその委任を受けた官吏の命に依りて現金の出納保管を掌る官吏を云ひ出納員とは鐵道官署、逓信官署等の事務員で、現金の出納保管に關する事務を分掌するものを云ふ。

市町村が徵收する場合には、市町村收入役が收納機關として、また各官廳長官が徵收する場合には、所屬收入官吏が收納機關として、直接に納人より受領しこれを日本銀行に拂込むのである。

國費は如何にして支出さるゝか

支拂豫算とは何ぞ 國費支出の手續は、先づ議會で議決した豫算款項の金額を各省に於て、支出官ごとに所要の金額を配付し、支拂豫算を調製する。即ち支拂豫算は支出に當り、議會に於て決定した費額に超過せしめない爲め、各省大臣は、その調製した支拂豫算を大藏大臣及び會計検査院に送付し、尙ほこれに變更を加ふるときは、豫めその計算書を送付すべく、大藏大臣は受取りたる支拂豫算もしくは計算書を、日本銀行に通知するのである。

かくて正當なる債主もしくはその代理人に對し、現金の支拂を爲すに當つては、國務大臣もしくはその委任を受けた官吏は、日本銀行に對して、小切手を振出すべく、これを振出すに當つては、必ず豫め調製した支拂豫算に遵據して議會の議定せる豫算の一項ごとに發行することを要し、その小切手券面には受取るべき人の氏名、金額、年度、支出科目、番號その他の必要事項を記載すべく、支出官はこれを振出すと同時に、日本銀行に對しこれ

を通知しなくてはならぬ。日本銀行はその小切手が合式で、且つ支拂豫算各項の金額に超過せざるや否やを調査してその支拂を爲すべく、その小切手が振出日附より十日を経過したもので、一年を経過せぬ中ならば、その支拂をしなくてはならぬ。これは一般小切手に關する規定の例外である。

歳入出現計

我國の會計年度は、毎年三月三十一日を以て終る規定であるが、巨額の歳入全部をその日までキチンと締めくりつけると云ふはなかく困難であるから、一定の猶豫期間を設け、その間に會計年度内の一切の出納を完了させることになつてゐる。會計法第一條に「會計年度の歳入歳出の出納に關する事務は翌年七月三十一日までに、悉皆完了すべし」とあつて、大正十二年度の財政事務一切は大正十三年の七月三十一日までに、一切結末をつけなければならぬ。即ち年度締切後四箇月の猶豫を與へて置く譯である。その七月三十一日の締切時に於ける歳入の總勘定を、何年度歳入歳出現計といふのである。

剩餘金とは如何なるものか

歳入不足の場合 豫算は經費の見積りに過ぎず、愈々これを實施する段になれば、或ひは豫算と實際と必ずしも一致するものではない、幸にして使ひ残り、即ち剩餘金を生ずれば、これは各省の分を一つに纏めて、次年度歳計の財源とすることが出来るが、もし不幸にして豫算額だけでは不足を告ぐるやうな場合は、何とかしてこの不足を補ふ工夫をしなくてはならぬ。この歳入不足を填補するには、およそ三つの方法がある。第一は大藏証券の發行及び一時借入金。第二は第一豫備金の支出。第三は第二豫備金の支出である。

大藏証券とは何ぞ 歳入不足の第一の場合は、一年を通じて見れば、豫算はあへて不足してはるぬが、ある時期の間だけ収入の不足する場合がある、例へば豫定の収入が何等かの都合で後れたり、また豫定の支出が、何等かの都合で早くなつたりするとき、一時國庫に不足を生ずる、その場合、これを埋合せる方法の一つとして行なはれるのが、大藏証券の發行である。大藏証券と云ふのは、短期國債の一種で、發行より十二箇月以内に、その年度内の収入で償還しなくてはならぬ性質のものである。もう一つの方法たる一時借入金は、

政府が日本銀行から借入れるもので、この借入金額と、大藏證券の發行すべき額とに就ては、豫て議會の承認を得て置かなくてはならぬ。大正十二年度に於けるその最高額は五千萬圓であつた。即ち政府は同年度内に、五千萬圓の範圍で、大藏證券を發行し、また一時借入金をすることが出来るのである。

第一豫備金とは何ぞ 豫算不足の第二の場合に支出さるゝものである。豫備金は豫算中に豫備費として計上せらるゝもので、分つて第一豫備金と第二豫備金とする。第一豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ふ爲め、第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用に充つる爲めに設けて置かるゝものである。

第一豫備金を支出する場合の、避くべからざる豫算の不足とは如何なることを云ふか、例へば或る工事を百萬圓で完成する豫算であつたのが、材料や勞銀の騰貴した爲めに實際百二十萬圓か、つたとする、この場合二十萬圓の豫算超過を生ずる。かういふ豫算超過の場合に、豫算中別にとつてある第一豫備金から支出して、その超過分の填補をするのである。

第二豫備金とは何ぞ 豫算不足の第三の場合に支出さるゝものである。第二豫備金を支

出する場合は、前に述べたやうに、豫算外に必要な費用が生じたるときで、例へば震災應急費の如き、豫想しなかつた事件が起つて、この爲めに費用を支出しなくてはならぬことを云ふこれを豫算外の支出と名づくる。

大正十二年度の豫算に計上された豫備費は、第一豫備金六百萬圓、第二豫備金八百萬圓、合計千四百萬圓で、これ等の費途に就ては、後日議會の承認を求めなくてはならぬことになつてゐる。

國費支出の決算

決算の意義 決算とは、豫算施行に對する決定で、俗に云ふ總勘定のことである。豫算は豫測であるが、決算は事實である。決算は會計検査院と、帝國議會の審査を経て公示さるゝもので、單に收入と支出とを對照した丈けのものではない。

決算の意義にも廣狹の二様がある。廣義には、大藏省に備へつけた主計簿に記載したる事項の全體を意味し、即ち歳入豫算に對する調査濟額、收入濟額、不納缺損額、及び收入未濟

額と、歳出豫算額に對する豫算決定後増加額、日本銀行への支拂小切手振出濟額、翌年度繰越額、歳入殘額とを稱するのである。されど狹義には、右の中、收入濟額と支拂小切手振出濟額の二者及びその差額を稱するのである。即ち決算中、收入濟額と小切手振出濟額とはその眼目である。何故この二つを決算の眼目とするかと云ふに、歳入に於てはその實收額を取り、歳出に於ては支拂義務の確定せるもの（未だ現金の支拂は了せなくとも）を取つて總勘定をしないで、財政の確定を見る譯にゆかないからである。

決算の調製 決算は大蔵大臣が調製するもので、その様式は、前に述べた廣義の決算事項を残らず含んでゐる。決算の基礎となるは大蔵省備付けの主計簿及び各省より大蔵省に送付する各省經費決算報告書とであるが、主計簿の締切ならびに各省經費決算書の送附期間は、ともに七月三十一日で、大蔵大臣は七月三十一日以後に於て主計簿を基とし、各省の決算報告書をこれに照し合せて決算書を調製するのであるが、その調製は何日まで完了しなくてはならぬと云ふ定めはない、慣例に依れば、翌年六七月頃までにその調製を了り、閣議の承認を経て、九月頃これを會計検査院へ送附するを常とする。

その検査が済んだ後、これをその年十二月に開かるる帝國議會へ提出して、承認を求むるのである。即ち、大正十二年度の決算は十三年七月三十一日までに一切の收支計算を明らかに、それから決算の調製にかゝり、會計検査院の検査を経て十四年十二月開會の議會に提出されると云ふ段取になるのである。

豫算に對する検査及び承認

會計検査院の検査

大蔵大臣が歳入出總決算を調製をしたときは、閣議を経た上、これを會計検査院に送附して、検査を受けなくてはならぬ。

會計検査院法によれば、「會計検査院は、官金の收入、官有物及び國債に關する決算を検査確定して會計を監督す」とありて、會計検査院の職務は、會計の監督にあり。而して會計監督の實を擧ぐるには、國家一切の決算を検査、確定しなくてはならぬ。その検査確定と云ふは、政府が主計簿の結果によりて調製したる決算の正否を鑑別するの謂である。會計検査院の決算に對する検査は、如何なる點に就て行ふものなるかを見るに

- (一) 計算の正否。
- (二) 法規適用の正否。
- (三) 豫算遵由の正否。

この三つに就いて審査するのである。その審査の結果に依りては、院法に従ひて「行政上改良し得べき點に就いては上奏」も爲し得べく、また「國務大臣その他に對して注意を促すことも出来るのである。

會計検査院の検査の範圍は、極めて廣汎のものであるが、ただ一の例外を爲すは、政府の機密費である、この機密費に就いては深くその内容に立入つて何んの爲に何程を使つたかを検査することは出来ぬ。ただ大体上、その金額は全部費消せられたるか、はたいくらかの残額を生じたるかを推問し得るだけである。

議會の承認 決算が會計検査院の検査を経たらば、今度は帝國議會へ提出してその承認を得なくてはならぬ。豫算案の議定は立法部の任務であるから、これが施行の結果なる決算の承認もまた、當然立法部の任務である譯である。これを議會に提出するに當つて、貴

衆兩院のいづれを先にすべきかは、豫算案の如く特にこれを定めてはないが、(豫算案は衆議院へ先づ提出しなくてはならぬ)慣例に依つて、衆議院へ先に提出することになつてゐる。衆議院は四十五名、貴族院は三十六名の決算委員に附託して審査せしめ、更に本議會に提出して可否を決する順序となつてゐるが、本會議が若し承認を拒んだ場合、即ちこれを否決した場合に就ては、ひとり我國のみならず、いづれの國でもこれに對する別段の規程がない、けだし決算は豫算と異なり、事、過去に屬するが故に、これを如何ともすること能はざるに因る。されど決算に於て承認を與ふる能はざる失態を發見するに於ては、國務大臣(決算當時の國務大臣が留仕せば)の責任を問ふが爲めに上奏し、或ひは決議案を提出して、議會の意見を明らかにする必要がある。如何なる失態に對しても、ただ一片の警告付ぐらゐで可決しては財政監督の實を完うし得ぬ譯である。

第十三 地方自治の組織

自治講話篇(一)
(市町村制の話)

自治とは如何なることを意味するか

自治の意義 今まで述べ来たことは、主に國としての、即ち中央政府を主とする種の政務及びこれに關連する種々の事項に就てであるが、一國の政治は中央のみに行ふものに非ず、必ずその一部を地方の團體は委任して、これを分担して行はせるのみにて而してその委任を受けた地方の團體は、委任された権限の範圍内で、自からその團體を治めるに必要な機關を作つて、その團體を治めて行く。これが所謂地方制度で、そのやり方を自治と謂ふのである。

元來、自治と云ふ意義は非常に廣く、他人の厄介にならず、自分で自分のことを始末して行くことを言ふのであるが、これが地方行政の上に應用されるれば、意味は自然に變化して

公共心と協同心を主として事をやると云ふことになる。個人の利益を犠牲にして、郷黨の利益の爲めに捧げる、所謂私を殺して公に従ふ精神と、今一つは大勢の人が心及び力を協せて事をやると云ふ、所謂協同の精神とである、この二つを一つに縮めれば公德心と云ふことになる。この公德心こそ、實に自治の根本精神であらねばならぬ。

自治の沿革 自治と云ふことは、英國にも獨逸にも夙くから行なはれてゐる。英國

の自治は、人民から選ばれたものが政治なり、裁判なりに關與することであるが、獨逸では中世紀頃、その國の都會、即ち市が段々權力を有するに至り、市は行政權を有すれば裁判權も有してゐると云ふことになり、國家ならざる一都市が、行政權及び裁判權を有するは、とりも直さず自治であると、獨逸では考へたのである。所が日本でも、舊幕時代から五人組の制度などと云ふものが發達して、或る程度の自治が行なはれて居つたのであるが、それが今日のやうに發達を遂げたのは、明治二十二年、始めて地方制度を布いてから後の事である。時の内相山縣有朋卿は、地方制度を確定する必要を感じ、明治二十年地方制度編纂委員を設け、山縣自らその委員長となり、獨逸人モッセに囑して、その草案を作らせたので

ある。その趣旨は、愛郷心を起させなくては愛國心は起らぬ、愛郷心を起させるには、郷里の政治に關與させなくてはならぬ、その上でそれ／＼訓練を積み、尙ほ進んで國の政治に關與させる、即ち下の階級から漸次上の階級へ及ぼすといふのである。その主義に依つて、モツセに市制及び町村制を起草させ、翌二十一年これを發布し、二十二年からこれを實施し更に翌二十三年には府縣制、次で郡制の發布あり、ここに地方制度は完備したのである。

ここに注意すべきは、市町村制發布の際、他の法律には絶えて例のない勅語も見るべき御詞、即ち「地分共同の利益を發達せしめ、衆庶臣民の幸福を増進することを欲し、隣保團結の舊慣を存重して、益々之を擴張し、更に法律を以て、都市及び町村の權義を保護するの必要と認め、茲に市制及び町村制を裁可して之を公布せしむ」といふ有難い御詞が附いてゐたのである、これ即ち愛郷心を養ひて、これを地方より中央に及ぼせと云ふ御趣旨である。

自治團體の種類 自治行政を委任された、自治團體には種々の種類がある。これを大別すると特別團體と普通團體との二つとなる。普通團體とは、普通一般にその地方だけの總て

の行政事務を委任されたものを云ひ、特別團體とは、或る特別の事務だけを委任されたものを云ふ。これは主として委任された事務の範圍に就ての區別であるが、更に之を組織の點から區別すると、地方團體と公共組合との二つとなる。

(一) 地方團體。これは土地を以て要素とするもので、その土地の範圍の中へ入つて來るものは、團體員でなくとも、すべてその團體の支配を受けなくてはならぬ。市町村、郡及び府縣は地方團體である。

(二) 公共組合。これは土地を以つて要素とせぬもので、その團體員だけが、團體の支配を受け、團體以外のものは、全く支配を受けぬと云ふことになる。人格を有し、權利義務の主体となることの出来るもので、商業會議所、物産同業組合、水害豫防組合などそれである。

自治團體としての市町村

市町村の意義

日本は全國を何う云ふ風に分けて居るか云ふに、臺灣その他の特別な

ところは別として、一般にはこれを先づ府縣に分ち、その府縣を更に郡と市とに分ち、その郡を町村に分けて居る。即ち、市町村は一番下級の、言を換ふれば最も小さく分たれたる行政上の區劃である。この最も小なる行政區劃は、また同時にこれを團體として認めらる。畢竟市町村は、最下級、最小なる行政機關たるに同時に、一方に於て自治團體として認められて居る。即ちこの市町村が基礎の自治團體となつて、更にその上に外の郡なり府縣なりの自治團體が重なつてゐるといふことになるのである。

市町村の住民 市町村は法律上何ういふ性質を有つて居るか云ふに、人格を有つてゐる。即ち權利を有し、義務を負ふことの出来る資格を認められて居るのである。市町村は前に述べた通り地方團體であるから、土地を第一の要素としてゐる。第二はその土地に住む人民、第三はその土地内の人民を治むる自治權、この三つが市町村に缺くべからざる要素となつてゐる。併し、土地の廣さ、人民の數などには、何等の制限はない。最も市に關しては人口幾萬以上といふ内規はあるやうであるが、要するにこれ内規で、市の實質には何等關係ないと云うて差支ない。

市町村の一要素たる住民は、その市町村の区域内に住んで居る總ての人で、老若男女を問はず、また外國人でも何んでも構はない。ここに住むといふのは、生活の本據を有すること、よく間違ひになるのは、本籍と寄留地との關係であるが、本籍のある所に、必ずその人の生活の本據があるといふ譯でなく、むしろ寄留地のある土地に、その人の生活の本據がある場合が多い、随つて寄留地を以つて、その人の屬する市町村と見るのが正當である。

次に住民の權利とは何ういふものかといふに、市町村の團體員たる住民の權利は、その市町村の有つてゐる共有財産、及びその市町村の管理してゐる營造物等を使用することが出来るのである。營造物といふのは、學校とか病院とか、公園、道路、水道といったやうな、公衆の使用に供する種々の設備である。この共用財産及び營造物使用が、市町村の住民としての主なる權利である。

市町村の區域 市町村の區域の廣狹は、前に述べた通り何等市町村の實体に關係せが、市町村が各獨立して、委任された行政事務を執る以上、矢張り適當な廣さの區域を

保たなくてはならぬ。もし町村の區域が餘り狭きに過ぎ、到底獨立して地方行政事務を行ふことが出来ぬ場合は、これを合併する必要もあらう。また、町村の區域が廣きに過ぎ、一の團體として一致の行政をやつて行くことの出来ぬといふことを發見した場合は、已むを得ずこれを分割しなくてはならぬことも出来るであらう。それで、市町村の廢置分合といふことが往々行はるるである。

その廢置分合は何ういふ風に行はるるか云ふに、(一)市に町村を合併すること(二)市を分割して數町村とすること(三)數町村を合して一町村とすること(四)一町村を分割して數町村とすること(五)數町村の一部づつを分割して新たな一町村となすこと(六)一町村を廢して、數町村の區域に編入すること。この六つの場合が、主なるものである。

府縣及び郡の廢置分合及び境界變更は、すべて法律を以つてこれを定むるのであるが、市町村の廢置分合、境界變更は、市町村會及び府縣參事會等の意見を聽き、或ひはその議決を経て、内務大臣もしくは府縣知事がこれを行ふことになつてゐる。

村を町となし、もしくは町を村とするには、内務大臣の許可を要し、また市町村がその名稱を變更する時にも、全じく内務大臣の許可が必要となつてゐる。

市町村の自治權 市町村の自治權と云ふは、市町村がその區域内に於ける自治行政を行なふ權である。この權は國の統治權とは違ふ。何ういふ風に違ふかと云ふに、國家の統治權は、外から委任されまたは外から與へられたと云ふ權力ではなくて、國家自身に有する固有の權力である。然るに自治權はさうでなく、國家から委任され、與へられて始めて有する權力である。即ち一方は固有の權力、一方は委任された權力で、これが統治權と自治權との區別で、やがて國家と地方團體との區別の生ずる所以である。

自治權の中、特にその自治團體内の立法の權、これを通常自主權と呼ぶが、この自主權に依つて、市町村は條例及び規則を制定することが出来る。條例は事柄のやゝ重大なもので規則の方は幾分か軽いものである。即ち條例は市町村の人民の權利義務に關すること、及びその他市町村の事務に關することを定め、規則は市町村の營造物に關し、條令の定めた以外の細則を定めるのである。隨て條例を制定する時は、市町村會で議決して内務大臣の

許可を受けなくてはならぬが、規則の方は、内務大臣の許可を受ける必要はない。條例にしても規則にしても市町村が一旦これを制定した上は、その市町村の住民はこれを守らなくてはならぬ義務が生ずるのである。

市町村の公民とは何ぞ

公民の資格要件

公民に広い意味と狭い意味との二つがあることは、前にも述べた通りであるが、こゝではその狭い意味、即ち市町村の公民に就いて、その資格及び要件を述べる。市町村の要素たる住民、即ち市町村の團體員は、老人でも小供でも、女でも男でも乃至外國人でも、何でも構はぬが、かういふ人々全部を、市町村の行政に關係させるといふことは出来ぬ。それで、これ等市町村住民中、或る資格要件を備へた者を公民と稱し、この公民をして市町村の自治行政に關係させることになつてゐる。

それでその公民たる資格は何んであるかと云ふに、前にも述べた事があるが、更にこれを繰返して述べて見ると

- (一) 二年以來その市町村の住民たること。
- (二) 帝國臣民の男子であること。
- (三) 年齢満二十五歳以上であること。
- (四) 獨立の生計を營むこと。
- (五) 二年以來その市町村の負擔を分任すること。
- (六) 二年以來直接國税を納むること。但し直接國税中、地租なれば何程でも差支へなく、その他の直接國税なれば二圓以上納むることを要する。
- (七) 禁治産者、準禁治産者及び六年の懲役、又は禁錮以上の刑に處せられたることなきこと。

公民の權利義務

市町村公民の權利は、市町村會の議員を選挙し、若くは市町村會の議員に選挙せられ、また市町村の吏員に選挙せらる。これが公民の主なる權利である。されどこの權利は、公民が軍人の場合、制限を受けることがある。即ち、軍人である場合その人は市町村會議員を選挙したり、或ひは選挙されることが出来ない。ただに現役軍人のみ

ならず、豫備、後備の軍人でも、戦争其の他で召集された場合、矢張公民としての権利を行ふことが出来ぬからである。

更に公民の義務の方面はと見ると、公民は市町村の名譽職を担任する義務がある。市町村會議員はすべて名譽職で、俸給を受けない、その名譽職に選舉されるれば、必ずこれを勤めなくてはならぬ義務があるのである。およそ市町村の吏員には名譽職と有給職とがある。有給職の方は義務ではないが、名譽職の方は義務で、選舉されれば必ずそれを引受けて勤めなくてはならぬことになつてゐる。なぜかういふ義務を公民に負はして居るかといふに、自治團體の行政は、その自治團體員がやらなくてはならぬが、もし誰も引受けてやる者がなかつたら、自治制は行なはれないことになる。それではならぬから、名譽職はこれを義務として、公民に負担させて置くのである。それでその名譽職とは何かと云ふに、市では市の市參與、市參事會員、及び委員、町村では町村長、助役及び委員等である。

されど、名譽職に選舉されても、事實上これを引受けて勤めることの出来ぬ人がある。さういふ人々の爲めに例外を設けて置く、それは

- (一) 病氣の爲めに勤められぬ場合。
- (二) 業務のため、常に市町村内に居ることの出来ぬ人。(船員、旅商人などの類)
- (三) 年齢六十歳以上の者。
- (四) 官公職に従事する者。
- (五) すでに一定の期間名譽職を勤めた人には、或る年限間は名譽職を辭することが許されてゐる。

(六) 市會町村會で理由ありと認めたる場合。
右の場合、名譽職を辭することが出来る。もし理由なく、猥りに名譽職を辭したものがあれば、これに對する制裁がある。その制裁は(一)特別に税を増課すること(二)公民權を停止すること、この二つである。

市町村の機關

市町村會とは何ぞ
市町村の諸機關の中で、最も重要なものは市町村會である。これ

は市町村と云ふ團體の意志を表はすもので、即ち市町村の意思機關である。この市町村會は各市町村に一つあるもので、一つの市には市會と云ふものが必ずある、しかも一つしかない。町村會も同様である。一つの會で、市町村のすべてのことを議決する。國會は貴族院と衆議院と二つの會から成立してゐるが、市町村會は、たゞ一つの會から成立してゐるのである。それから國會は國民一般の選舉に依るの衆議院の議員だけで、貴族院の議員は國民一般の選舉には關係がないが、市町村の議員はすべて人民から選舉されるのである。

市町村會議員 市町村會議員の選舉は、直接選舉で且つ等級選舉である。直接選舉とは人民が直接にその議員を選舉するやり方である。日本の選舉の方法は、國會議員の選舉を始め、多くはこの直接選舉である。直接選舉に對して間接選舉と云ふのが、これは國民が直接に議員を選ぶのではなく選舉すべき人間を選ぶ、その選ばれた選舉人が更に議員を選舉するといふやり方であるが、これに依ると、人民をして選舉に冷淡ならしめる傾向がある、ことに市町村の如き自治團體に對しては尙更用ふべきものではない。それで日本の市町村選舉は直接選舉にしたのである。

それから等級選舉と云ふことは、選舉有權者の間に等級を設けこれに依つて別々に選舉を行ふことである。一寸考へると同じ有權者の中に、納税其他の關係で等級を設けると云ふことは不公平のやうではあるが、市町村の如き、小さい團體に於て、團體間の一致を圖る爲めには已むを得ないのである。即ち、多く納税する者には多くの投票權を與へ、少く納税する者には少く投票權を與へる。納税額の少き者は、必ず數に於て多に定つてゐるから、數の多い者には投票權を少く與へ、數の少い者には投票權を多く與へる、こゝで初めて、資力の多い者と少い者と、權力が相平均して、自治が圓滑に行はれると云ふ譯である、今、投票權の多い少いと云うたのは、投票の數ではない、その價値のことである。

さてその等級選舉は何ういふ風にするかと云ふに、市會議員、町村會議員を通じて二級に分つ（大正十年の改正に依つて、市會議員はもと三級制度であつたのが二級となり、町村會議員は、必ずしも二級に分けなくてもよいこととなつたが、慣習に依つて矢張二級選舉を行つてゐる）この等級の立て方は、選舉人の納むる税の多少に依るものである、その等級は選舉する方にのみ立てるもので選舉される方には何等の等級は設けない。選ばれた議員

の間にも無論等級はないのである。

有権者の等級 選挙する人の等級は何ういふ風にして定めるかといふに、畢竟納税額の多少に依る。即ち、市會議員の例に依れば選挙人の總數を以て、選挙人の納むる直接市税額の總數を除し、その平均額以上を納むる者を一級とし、その他の選挙人を二級とする。もし一級選挙人の數が、議員定數の二分の一より少いときは、納税額の最も多い者から順次定員の半數までを一等とするのである。もし直接市税を賦課せぬ市があつたら、直接國税を納むる額に依るのである。

等級選挙の結果として、一級の選挙人は如何に數が少くとも、議員定數の半分を選出することが出来る。二級の選挙人は、如何に數が多くとも矢張議員定數の半分しか選出することが出来ぬ。これが等級選挙の精神ではあるが、事實に就て見ると、一級選挙人は僅かに選挙人總數の十分一ぐらゐしか居らぬ、この十分の一ぐらゐの少數で、議員の半數を選出するのは、立法の趣意に副はないといふ非難がある。それで、大正十年に從來の三級制度が二級制度に改められた譯であるが、或ひは等級といふものを全廢すべしといふ議論も、一方

に於ては有るからである。

市町村の選挙區 市には選挙區を設けるが、町村では選挙區を設けない。市の方でも東京、京都、大阪のいはゆる三大都市の區は、選挙區とすることになつてゐる。町村の方は選挙區を設けない代りに、選挙分會といふものを設けることが出来る。この選挙區と選挙分會との區別に就いていふならば、選挙區といふのは、廣い區域を幾つにも分けて、その一つで獨立に選挙するもので、その區毎に一等二等の選挙階級を立て、その區だけの得票で、當選者を決定するのであるが、選挙分會といふのはさうではなく、餘り區域が廣くては、或る一箇所に集まつて投票をするといふのは、交通その他の都合上、不便であるから所々に選挙分會といふのを設け、そこで投票するのである、投票はしても、その分會の得票だけで、候補者の當落は定まらぬ、これを一つ場所にあつめて、選挙區全体の得票を總計して當選を決するのである、これが選挙區と選挙分會との違ふ所である。

市制第十六條に依れば、「市は市條例を以て選挙區を設けることを得」とある。つまり前述の三大都市以外は、選挙區を設けるのも、設けぬのもその市の隨意であるが、なるべく選

選挙区は廣い方が、大人物を選出する上に於ても、選挙費用等の上に於ても、よいのであるから、差支ない限り市はその市全体を一選挙区として置く方がよい。

選挙人名簿 市町村の住民中、選挙権を有する者を豫め調べて、これを帳簿に登録して置く、これを選挙人名簿といふ。選挙のある日より六十日前に、市では市長、町村では町村長が、その日現在の選挙人の資格を調べて選挙人名簿を調製する。この選挙人名簿は選挙当日十四日前より七日間關係者に對して自由に縦覧させることになつてゐる。もし、その記してあることに不服のある者は、その縦覧期間内市長にその旨を申立て、更にまた行政訴訟に依つてその正否を争ふことが出来る。選挙人名簿は選挙期日三日前に確定するもので、確定した以上は、たとひ間違つて實際資格の有る者でもこの人名簿に載つてゐないときは、その人は選挙をすることが出来ないのである。

もした、選挙人たる實際の資格の無い者が、誤つて選挙人名簿に載つてゐた時、其人は選挙が出来るかと云ふにこれは出来ない。また、選挙人名簿を作るときは有資格者であつたが、その後資格を失つた者があるとするれば、その人も選挙することは出来ない。要するに、

選挙人名簿に名前が載つて居つたからとて、それが間違ひであれば、その人は選挙することが出来ないのである。

投票の方法 選挙はすべて投票に依つて當選をきめる。投票には記名投票、無記名投票、連記投票、単記投票などいろいろの方法があるが、市町村會議員の投票は、國會議員の投票と同じく單記無記名投票である。

單記無記名投票と云ふのは、投票用紙に、選挙すべき候補者一名の名前だけを書くのである。無記名投票に對して、記名投票と謂ふのがある、これは選挙すべき候補者の名前と、選挙する人の名前と書いて投票するのである、これは無責任な投票をせぬやうに選挙人の名前を書くのであるが、それには種々の弊害が伴ふ、第一は金銭等の爲めに投票を賣ることである、第二は情實、脅迫その他の爲めに心にもなき投票をすることである。これ等の弊害を防ぐ爲めに、當方の名前は一切書かぬ、即ち誰が誰に投票したか一切判らぬやうにするのが無記名投票の精神である。

投票の日と場所とは、市町村長が七日前に決定してこれを告示する。その日になれば、

その投票をする場所に投票所を備へ付け、選挙有権者を一々選挙人名簿に引合せて、開選のないことを確かめた上で、その人に投票させる、投票の公平を保持する爲めに選挙立會人を設けて、選挙の場所に立合せる。選挙の現場には、選挙長、選挙立會人、その他の選挙事務に従事する人及び選挙場を取締る警官の外は、何人と雖も入ることが出来ぬ定めになつてゐる。

選挙はすべて當人が出かけて投票する、代理人は一切許されぬ。これは國會議員の選挙も同様である。市町村會議員の選挙は、無記名で單記制を原則とする事は、前に述べた通りであるか、唯だ一つの例外がある、それは確定名簿に登録された毎級選挙人の數が、その選挙すべき議員の數の三倍より少い場合は、連記投票（無論無記名で）の法を用ふることを許してあることである。

當選無効の場合 選挙人の入れた投票の最も多いのを以つて當選者とするのであるが、その投票は全部有効と云ふ譯に往かず、無効なものも相當にある、何ういふのが無効かと云ふに、(一)成規の投票用紙を用ひぬもの、すべて用紙は一定の定めがあつて、選挙の當日、現

場で選挙人に渡すものであるが、その用紙に異なつたものは、總て被選挙者の名前を書いて用意して來たものと見なくてはならぬからこれを無効とする(二)現に市會議員の職にある者の氏名を記載したもの、これも無効である(三)一枚の投票用紙に二人以上の被選挙者の名前を記載したもの(四)被選挙者の何人であるかがはつきり判らぬもの(五)被選挙権なき者、即ち市町村の公民でない者の名前を記載したもの(六)被選挙者の名前の外、餘計なことを書き記したもの(但し爵位、職業、身分、住所、又は敬稱の類を記したのは有効である)(七)被選挙者の名前を他人に書いて貰つたもの、これは必ず自分が書かなくてはならぬ、随つて無筆なものには選挙権を行使することが出来ぬと云ふことになるのである。

當選異議の訴訟 さて、投票中にこれ等の無効投票があれば、それ等を除き、有効なもののみを數へて當落を決するのであるが、この有効無効の疑義が後日になつて起り、それ等の爲めに選挙の効力に異議の起つた場合は、結局行政訴訟に依つてこれを決定することになつてゐる。即ち撰んだ人が議員たる資格がなかつたり、投票の計算を間違へて、少數の人を當選者と定めたり、或ひは選挙場に無用の人を入れて選挙會場の取締が嚴重で

なかつた爲に、不正投票が行なはれたりなどして、當選人の資格並びに選挙上の手續及び結果に就いて違法のあつたことを見出した場合は行政訴訟を起すことが出来る。その手續は、市に於いては市長に、町村に於いては町村長にその旨を申し立てる、さうすると市町村會の議にかけてその異議の決定をする。それに對して不服があれば、府縣參事會に訴願し、その裁決に不服があれば更に行政裁判所に訴へると云ふ順序になるのである。行政訴訟の結果、當選が無効と決定すれば、更に有効投票の多數を得た者を以つて當選者とし、また、當選だけてなく、選挙全部が無効と云ふことになれば、更に選挙をし直すなくてはならぬ。選挙無効には、全部の無効と一部の無効とがある、全部の無効とは一二級全部無効となることで、一部の無効と云ふのは、一級か二級かの、いつれかが無効となつて選挙のやり直しをすることである。

それから當選ときまれば、市町村公民は名譽職を擔任する義務があるから、必ず議員にならなければならぬ、もし名譽職を辭し得る原因のある場合は、その當選を辭することが出来る、その時は當選から五日以内にその手續をしなくてはならぬのである。

市町村會の議員

選挙権及び被選挙権 市町村の公民は、原則としてすべて選挙権を有つてゐるのであるが、これには一二の例外がある、即ち、公民権を停止されてゐるものは、その停止期間中選挙権を有たぬ、公民権停止の者とは(一)市町村公民中租税滞納處分中の者(二)家資分散もしくは破産の宣告を受け、その確定したる時より、復権の確定するに至るまでの者及び(三)禁錮以上の刑の宣告を受けたる時より、その執行を終り、もしくはその執行を受くることなきに至るまでの者を指す、もう一つは陸海軍の現役に於ける軍人、及び現役でなくとも、戦争とかその他の事變の爲めに召集中の軍人は、假令公民であつても選挙権を有たぬのである。

次きは被選挙権であるが、これも原則として選挙権を有つてゐるものは皆有つてゐると云ふことになる。併し、選挙権を有つてゐながら被選挙権を與へられてゐない特別なものがあるそれは先づ(一)所屬府縣郡の官吏及び有給吏員、例へば東京市は東京府の所管であるから